

令和7年3月7日開会

令和7年3月24日閉会

令和7年第3回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和7年第3回和気町議会定例会議事日程

1. 会 期 3月7日（金）から3月24日（月）までの18日間
2. 日 程

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	3月 7日	金	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告、施政方針 6 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 7 議案の上程、説明（補正予算、条例等、一般会計〔当初〕） 議会全員協議会 本会議終了後
第 2 日	3月 8日	土		休 会
第 3 日	3月 9日	日		休 会
第 4 日	3月10日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案の上程、説明（特別会計〔当初〕、その他）
第 5 日	3月11日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 議案質疑、委員会付託 3 請願の上程、説明、質疑、委員会付託 4 陳情の上程、委員会付託
第 6 日	3月12日	水	午前9時	休 会（本会議） 現地視察 総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午後1時～
第 7 日	3月13日	木	午前9時	休 会（本会議） 総務文教常任委員会 午前9時～ 厚生産業常任委員会 午後1時～
第 8 日	3月14日	金		休 会
第 9 日	3月15日	土		休 会
第10日	3月16日	日		休 会
第11日	3月17日	月		休 会
第12日	3月18日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第13日	3月19日	水		休 会
第14日	3月20日	木		休 会
第15日	3月21日	金		休 会
第16日	3月22日	土		休 会
第17日	3月23日	日		休 会
第18日	3月24日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和7年第3回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	3月 7日 (金)		1
◎第 4 日	3月10日 (月)		15
◎第 5 日	3月11日 (火)		21
◎第12日	3月18日 (火)		53
◎第18日	3月24日 (月)		99

令和7年第3回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招 集 日 時 令和7年3月7日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和7年3月7日 午前9時00分開会 午後1時41分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
2番 山 野 英 里 3番 山 田 浩 子 4番 我 澤 隆 司
5番 從 野 勝 6番 神 崎 良 一 7番 山 本 稔
8番 居 樹 豊 9番 山 本 泰 正 10番 西 中 純 一
11番 当 瀬 万 享 12番 広 瀬 正 男
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太 田 啓 補 副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸 総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一 財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一 税 務 課 長 豊 福 真 治
民生福祉部長 万 代 明 住 民 課 長 竹 内 香
健康福祉課長 松 田 明 久 産業建設部長 西 本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一 鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司
上下水道課長 柚 本 賢 治 総務事業部長 永 宗 宣 之
会計管理者 清 水 洋 右 教 育 次 長 新 田 憲 一
学校教育課長 嶋 村 尚 美 社会教育課長 森 元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	4 番 我澤隆司 5 番 從野 勝
日程第 2	会期の決定について	1 8 日間
日程第 3	諸般の報告	町長
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 5	議案第 1 1 号 和気町農業委員会委員の任命について	説明
日程第 6	議案第 1 2 号 田原用水組合規約の変更について	説明
日程第 7	議案第 1 3 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 8 号）について	説明
	議案第 1 4 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 1 5 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 1 6 号 令和 6 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	説明
	議案第 1 7 号 令和 6 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 1 8 号 令和 6 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 1 9 号 令和 6 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	説明
	議案第 2 0 号 令和 6 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について	説明
	議案第 2 1 号 令和 6 年度和気町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	説明
日程第 8	議案第 2 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	説明
	議案第 2 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	説明
	議案第 2 4 号 和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 2 5 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第26号 和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第27号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第28号 和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例について	説明
	議案第29号 和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例について	説明
	議案第30号 和気町和気鵜飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第31号 和気町下水道条例の一部を改正する条例について	説明
日程第9	議案第32号 令和7年度和気町一般会計予算について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長（広瀬正男君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（広瀬正男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承をお願いします。

(日程第1)

○議長（広瀬正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 我澤隆司君及び5番 從野 勝君を指名します。

(日程第2)

○議長（広瀬正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る3月3日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本泰正君） 改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る3月3日、本会議終了後、役場3階第3会議室におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、令和7年第3回和気町議会定例会の会期、日程等を協議をいたしました。その結果を報告します。

まず、会期につきましては、本日3月7日から3月24日までの18日間に決定いたしました。

日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会全員協議会及び議会運営委員会を開催いたします。

第2日目及び第3日目は、休会といたします。

第4日目、3月10日午前9時から本会議を開催し、1日目に引き続きまして議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会広報委員会を予定いたしております。

第5日目、3月11日午前9時から本会議を開催し、議案の質疑及び委員会付託を行います。

第6日目、3月12日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教及び厚生産業、両委員会合同で現地視察を行います。また、午後1時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。

第7日目、3月13日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会、午後1時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第8日目から第11日目までは、休会といたします。

第12日目、3月18日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第13日目、3月19日は、一般質問の予備日といたします。

第14日目から第17日目までは、休会といたします。

第18日目、3月24日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、諮問1件、条例10件、予算22件及びその他3件でございます。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの18日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（広瀬正男君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告はありません。

次に、町長から諸般の報告と併せて、令和7年度町政執行に当たり施政方針演説がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。

本日ここに令和7年第3回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜り誠にありがとうございます。

諸般の報告につきましては、令和7年第2回議会臨時会以降の報告事項はございませんが、議長のお許しをいただいていますので、令和7年第3回和気町議会定例会の開会に際し、議会に提案しております、令和7年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民各位の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、町政運営の基本方針について、新年度の主要事業の概要を基に、私の考えを述べさせていただきます。

初めに、2021年度からの10年間のまちづくりに関する方向性を定めた、町の最上位計画である第2次和気町総合計画について、その前期計画が2025年度末で期間を満了することから、新年度において2026年度以降の後期計画を策定することとしています。当初の策定から4年が経過し、コロナ禍を経る中で生じた生活様式の変化、加速する人口減少、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、将来を見通し、本町の未来を描いていくことは非常に困難ではありますが、策定審議会の委員をはじめとした様々な方からの意見を頂戴しながら、各種の施策を練り上げ、町の将来像として掲げる、「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」の実現を目指してまいります。

国は、2050年、カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度、46%の温室効果ガス削減を目標として、さらに50%の削減に向けて挑戦することを言明しております。こうした環境問題に関する世界的な潮流がある中で、和気町としましても環境問題の改善に資する施策が必要と考えており、2024年度は、和気町地球温暖化対策実行計画の基本方針に位置づけている公共施設の老朽化の改修等に合わせた省エネ、再エネ設備の導入として、和気鶴飼谷温泉を対象に太陽光発電設備導入設計業務を実施いたしました。2025年度は、この計画を基に和気鶴飼谷温泉の改修工事と太陽光発電設備及び蓄電池の設置を予定し、温室効果ガス排出量の削減を図りたいと考えております。今後も環境面とコスト面から最適な導入方法を検討し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を実施したいと思います。

次に、防災事業につきましては、全国的に頻発する大雨や土砂災害、今後、高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震など、自然災害に備えるには、各地区の自主防災組織の活躍が重要となってまいります。そのため、各地区の防災体制の柱となる地区防災計画や要支援者の個別避難計画の作成などに取り組み、より一層の地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害発生時には、自助、共助、協働の考えが重要であることから、自主防災組織の中核を担う防災士を育成するとともに、防災士間での情報共有を円滑に進めていくため、防災士の組織化を早急に進めてまいります。

次に、公共交通について、昨年10月から利用者の少ない地域への予約型乗合タクシー事業を展開し、さらには1月から町営バスの増便とダイヤ改正を行い、スタートをさせたところでございます。今後、実績や利用者からの声などを踏まえ、地域の実情に合わせたきめ細かな公共交通施策を展開してまいります。

次に、上水道事業では、和気駅地下道内水道管布設工事を実施してまいります。この工事は、尺所地内にある千坊市踏切付近の石綿管改良の代替案として、南北の連絡管機能を保持するために行うもので、南部簡水、水道水源が慢性的に水不足となっており、上水道から応援給水をする上で非常に重要な管路となっているため、早急の実施してまいります。

下水道事業では、下水道管路施設点検調査診断を昨年度に続き継続し、下水道管の老朽化状況を調査、把握してまいります。また、和気浄化センターでは、持続可能な施設へと更新工事を行うための詳細設計を行います。工事は2026年度から2027年度にかけて行う予定としています。昨今、水道、下水道のライフラインで重大な損傷が全国的に発生をしています。どちらも住民生活においてなくてはならない重要な施設であり、順次整備を進めてまいります。

次に、和気駅構内にエレベーターを設置するための設計検討業務を発注し、JRと協議を行いながら、和気駅構内バリアフリー化に向けた概略設計を進めております。2025年度以降も、バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障害者等が施設利用の利便性、安全性の向上を目指し、協議を継続していき、2028年度には和気駅エレベーター設置工事に着手したいと考えています。

また、分譲を進めている若草団地につきましては、早期完成を目指し、完成後は移住・定住促進を図ってまいります。

次に、子育て施策に関しましては、和気町の未来を担う子供たちが健やかに成長し、安心して暮らせる環境を整えることは、私たち大人の責務であります。本町ではこれまで子供たちの福祉や教育環境の充実に努めてまいりましたが、社会環境の変化や多様な価値観の広がりや踏まえ、より一層、子供たちの権利を尊重し、健全な成長を支える仕組みを確立する必要があります。そのため、アンケート調査やワークショップ等を通じて、直接子供の意見を聞きながら、仮称ではありますが、和気町こども条例を制定し、全ての子供が幸せに成長できるまちづくりを進めてまいります。

また、全ての子供が健やかに成長し、保護者の皆様が安心して子育てに取り組める環境を整えるため、乳幼児健診のデジタルトランスフォーメーション——DXを推進してまいります。これまでの乳幼児健診では、紙での問診回答や健診結果の管理を行っているため、受診への負担感や健診会場での情報共有が困難なことが課題となっていました。デジタル技術を活用することでより効率的かつ利便性の高い健診体制を構築し、子育て世帯への負担軽減を図ります。デジタル化に伴い、電子母子手帳との連携を進め、子育て環境を充実させてまいります。

さらに、介護施策では、第10期介護保険事業計画策定に向け、ニーズ調査を実施してまいります。

次に、農業振興については、昨年度に引き続き、持続性の高い魅力ある農業の実現を目指し、有機農業の推進に取り組みます。講習会による技術の習得支援や学校給食への有機米使用など、従来の事業を継続しつつ、新し

く有機農業に取り組みたい方がスムーズに営農できるよう、農地の団地化や地産地消と絡めた、生産から販路までの仕組みづくりを実施してまいります。有機農業の推進により、環境への配慮だけでなく、農家の所得向上や子供たちへのより安心・安全な農作物の提供、ひいては町の魅力アップにつなげてまいりたいと考えています。

次に、佐伯地域に整備を計画しています産業振興施設整備事業についてであります。来年度は2026年度の工事着手を目指し、実施設計及び用地の購入を行います。この事業は、小学校の統廃合や少子・高齢化による過疎化が進む佐伯地域に、日常生活の利便性が向上し、地域交流の拠点となる複合施設を整備するものです。このことにより、ロマンツェに代わるにぎわい創出の施設として、観光情報の発信や有機農産物の販売、PR、さらには片鉄ロマン街道を走るサイクリストの休憩所や天神山登山の拠点となり、様々なイベントの開催など、夢のある施設にしていきます。

次に、観光振興については、利用者が増加している益原多目的公園のさらなる魅力向上を図ります。4月からは愛称をわけまろパークに変更し、今まで以上に皆様に親しまれる公園を目指すとともに、駐車場の増設により、来園客の利便性の向上を図ります。また、和気鶴飼谷温泉などの観光施設や町内飲食店などに好影響を及ぼしていくような取組を進めてまいります。

藤公園においては、老朽化している藤棚の全面更新に着手し、来園者の安全確保と施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、学校関係については、小・中学校の体育館に計画的に空調設備を整備し、近年の猛暑による体育授業や学校行事への影響の改善を図るとともに、避難所としての環境改善を図ってまいります。また、全ての子供たちが安心・安全に過ごせるよう、学校施設長寿命化計画に基づき、2030年度までの間で全ての学校施設の改修を行うこととしており、来年度から本荘小学校の学校施設長寿命化改良事業を計画しています。

さらに、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものである学校給食では、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしており、生活支援、食に関する教育の両面から、小・中学校における学校給食の完全無償化を実施していきます。

次に、佐伯グラウンドについては、来年度も引き続き改修工事を行う予定にしています。今年度はバックネットやレフト側フェンスの新設などを実施しており、新年度では本部席の新設、外野フェンス周辺の整備、倉庫やトイレの改修などを行う予定にしております。また、駐車場の不足が課題となっていることから、来年度は改修工事に併せてグラウンドの北側に駐車場を造成する予定にしています。完了後には、今後のさらなる利用促進を見据え、積極的に広報活動をしてまいります。

次に、和気閑谷高等学校の魅力化による持続発展と本町の将来を担う人材育成、関係人口創出を目的として、益原地区に建設を進めておりました地域学習交流センターが完成し、3月15日に落成式の開催、4月1日から運営開始を予定をしています。県外等から留学生が長期滞在できるこの施設は、和気閑谷高等学校の入学者数の確保に好影響をもたらすとともに、地域住民との交流拠点として大いに活用することで、高校の魅力化向上と地域の活性化を図ってまいります。

次に、和気町の財政状況についてでございますが、2024年度につきましても、昨年度に引き続き、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた町民への各種支援を行ってきました。また、限られた財源を活用し、最大の効果を生み出すための創意と工夫に努めてまいりました。今回提案しております一般会計の令和7年度予算では、物価高騰、社会保障関係費、人件費の増加などの影響により、歳入不足を補うため、前年度に増して財政調整基金の取崩しを行うことで財源を確保しなければならず、今後の財政運営の厳しさが見込まれるものとなっています。このような厳しい財政状況ではありますが、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるように、ふるさと納税など、新たな財源を確保するための努力も必要であり、財政基盤の強化に向け、職員一丸となって取り組む必要があると考えていま

す。

そのことから、２０２５年度からは行政組織の一部見直しを行います。総務部においては、危機管理室を総務課に統合して、災害発生時などに早急に指示命令できる仕組みを整え、庁舎全体で横断的に取り組む体制づくりを構築します。また、多様化する地域公共交通のスキームづくりにも取り組んでまいります。財政課にＤＸ推進室を設置し、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上や業務の効率化に向けた調査研究に着手してまいります。また、まち経営課において、町の広報やＳＮＳによる情報発信など、一元的に行い、さらなる町の魅力発信に取り組み、移住・定住の促進につなげていきます。民生福祉部においては、健康福祉課と介護保険課を統合し、介護福祉課を新たに設置して、身寄りのない方、介護認定まではいかない虚弱で生活困難な高齢者、生活困窮者など、複合的な課題を抱えている人や世帯に対して、介護、福祉担当が町民や関係機関との協力により重層的、包括的な支援体制を構築してまいります。生活環境課に住民課から生活環境係を再編して、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるとともに、さらなるごみの減量化、資源化に取り組みます。

以上、新年度に向けての私の考えを述べさせていただきました。

最後に、２０２５年度は町制施行２０周年を迎える節目の年になります。これまで以上に和気町が輝かしい未来へと発展するよう、「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」の実現を目指して邁進してまいりますので、議会議員皆様をはじめ関係諸団体、さらには町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。２０２５年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

（日程第４）

○議長（広瀬正男君） 日程第４、諮問第１号人権擁護委員の推薦についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日提案しております諮問第１号について説明及び朗読を行います。

まず、諮問第１号についてであります。本年６月３０日をもって任期満了となる人権擁護委員、中村俊子氏の後任として延堂浩一氏を推薦したいので、関係法令の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、本日配付の議案書１３ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、延堂浩一氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬正男君） これから諮問第１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、諮問第１号の質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第１号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

諮問第１号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬正男君） 起立全員です。

したがって諮問第1号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第5）

○議長（広瀬正男君） 日程第5、議案第11号和気町農業委員会委員の任命についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第11号について提案理由の説明をいたします。

議案第11号の和気町農業委員会委員の任命についてであります。令和7年3月31日をもって任期が満了となる和気町農業委員会委員について、新たに任命したいので、関係法令の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては産業振興課長に説明をさせますので、御審議、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第11号の細部説明を求めます。

産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 議案第11号説明した。

（日程第6）

○議長（広瀬正男君） 日程第6、議案第12号田原用水組合規約の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第12号につきまして提案理由の御説明をいたします。

議案第12号の田原用水組合規約の変更についてでございますが、田原用水組合の事務所の移転に伴い、所在地が移動するため、田原用水組合規約の一部を変更するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては産業振興課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第12号の細部説明を求めます。

産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 議案第12号説明した。

（日程第7）

○議長（広瀬正男君） 日程第7、議案第13号から議案第21号までの9件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第13号から議案第21号までの9議案につきまして提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第13号の令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。この補正は、既定の予算から3億1,108万4,000円を減額し、予算の総額を100億5,399万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では固定資産税、和気北部衛生施設組合解散清算金の追加、ため池防災環境整備事

業県補助金、財政調整基金繰入金、過疎対策事業債の減額、歳出では財政調整基金積立金、教育振興基金積立金の追加、予防接種委託料、和気小学校施設改修工事費等の減額を行うものでございます。

次に、議案第14号の令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は、既定の予算から1,552万6,000円を減額し、予算の総額を17億3,777万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般被保険者国民健康保険税の減額、歳出では国民健康保険診療所特別会計への繰出金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第15号の令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は、日笠診療所勘定では、既定の予算に64万1,000円を追加し、予算の総額を2,316万9,000円とするもので、内容は、歳入に事業勘定繰入金を追加し、予備費で調整するものであります。

また、塩田診療所勘定では、既定の予算に168万6,000円を追加し、予算の総額を382万3,000円とするもので、内容は、歳入では一般会計繰入金を追加し、歳出では医師派遣事務負担金を追加するものであります。

次に、議案第16号の令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は、既定の予算に1,196万4,000円を追加し、予算の総額を3億935万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では後期高齢者医療保険料の追加、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の追加等をするものであります。

次に、議案第17号の令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は、保険事業勘定では、既定の予算から667万6,000円を減額し、予算の総額を18億8,193万4,000円とするもので、主な内容は、歳入では地域支援事業交付金の減額、歳出では介護予防生活支援サービス事業費の減額、介護給付費基準積立金を追加し、予備費で調整するものであります。

また、介護サービス事業勘定では、既定の予算から129万1,000円を減額し、予算の総額を1,159万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では介護予防サービス計画費収入の減額、歳出では人件費の減額をするものであります。

次に、議案第18号の令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は、既定の予算から3,601万5,000円を減額し、予算の総額を4億5,950万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では研修棟使用料、一般会計繰入金の減額で、歳出では光熱水費等を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第19号の令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は、既定の予算から3,680万8,000円を減額し、予算の総額を3,660万4,000円とするもので、内容は、歳入の不動産売却収入を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第20号の令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。この補正は、収益的支出において500万円を追加し、予算の総額を2億1,270万円とするもので、内容は、配水施設等修繕費を追加するものであります。

次に、議案第21号の令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は、資本的収入において1,070万円を減額し、予算の総額を2億7,878万3,000円とするもので、主な内容は、中継ポンプ更新事業等充分の企業債を減額するものであります。また、資本的支出では1,055万7,000円を減額し、予算の総額を6億6,159万6,000円とするもので、主な内容は、中継ポンプ更新工事、全室素全りん計更新工事費等を減額するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第13号から議案第21号までの9件、順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第13号説明した。

○議長（広瀬正男君） ここで10時10分まで暫時休憩とします。

午前 9時55分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第13号説明した。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第14号・議案第15号・議案第16号説明した。

○議長（広瀬正男君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第17号説明した。

○議長（広瀬正男君） 鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第18号説明した。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第19号説明した。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第20号・議案第21号説明した。

（日程第8）

○議長（広瀬正男君） 日程第8、議案第22号から議案第31号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第22号から議案第31号までの10議案について提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第22号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてありますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑として統一されるため、関係条例の規定整備を行うものであります。

次に、議案第23号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の規定整備を行うものでございます。

次に、議案第24号の和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号の和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の養育する子に係る1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号の和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、岡山県教職員給与が改正されたことに伴い、町費負担教職員の給与も小学校・中学校教職員給

料表に合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２７号の和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により、栄養士の配置要件が見直されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２８号の和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例についてであります。高齢者生きがい創出事業として整備したひまわりハウスについて、当初の設置目的の役割を終えたため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２９号の和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例についてであります。特産品開発製造などによる地域の活性化を目的として整備した三保高原りんご工房については、当初の設置目的の役割を終えたため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第３０号の和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。和気鶴飼谷温泉施設利用料金について、原材料や燃料費の高騰及び給与改定による人件費の引上げに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第３１号の和気町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。下水道法施行令の改正に伴い、和気町下水道条例の一部を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第２２号から議案第３１号までの１０件、順次細部説明を求めます。

総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第２２号・議案第２３号・議案第２４号・議案第２５号説明した。

○議長（広瀬正男君） ここで時計が、１１時２０分まで暫時休憩とします。

午前１１時０１分 休憩

午前１１時２０分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 議案第２６号・議案第２７号説明した。

○議長（広瀬正男君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 議案第２８号・議案第２９号説明した。

○議長（広瀬正男君） 鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第３０号説明した。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第３１号説明した。

（日程第９）

○議長（広瀬正男君） 日程第９、議案第３２号令和７年度和気町一般会計予算についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第３２号の令和７年度和気町一般会計予算について御説明をいたします。

予算の総額を１０４億１，０００万円と定め、対前年比１０．２％、９億６，０００万円の増額とします。歳入では、町税は１７億７，６９３万７，０００円で２．７％の増額、普通交付税は１．６％増の３２億５，００

0万円を見込んでいます。町債においては、過疎対策事業債が大幅な増額となり、全体で対前年8.3%増の15億1,510万円を予定しています。また、ふるさと納税寄附金を151.2%増の5億500万円とし、財政調整のための基金繰入金を10%増の4億4,000万円としています。

歳出においては、こどもの権利に関する条例支援事業、和気鵜飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事業、益原多目的公園駐車場増設事業、産業振興施設整備事業、藤公園藤棚更新事業、小・中学校体育館等空調設備事業、本荘小学校施設長寿命化計画に基づく長寿命化改良事業、佐伯グラウンド改修事業、小・中学校給食費無償化事業等に取り組みます。また、従来からの地方創生移住推進に関する事業についても、引き続き積極的な取組を行ってまいります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第32号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第32号説明した。

○議長（広瀬正男君） それでは、ここで13時まで暫時休憩とします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第32号説明した。

○議長（広瀬正男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

10日月曜日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願いします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時41分 散会

令和7年第3回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招 集 日 時 令和7年3月10日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和7年3月10日 午前9時00分開議 午前11時10分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

2番 山 野 英 里	3番 山 田 浩 子	4番 我 澤 隆 司
5番 従 野 勝	6番 神 崎 良 一	7番 山 本 稔
8番 居 樹 豊	9番 山 本 泰 正	10番 西 中 純 一
11番 当 瀬 万 享	12番 広 瀬 正 男	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	まち経営課長 寺 尾 純 一
税 務 課 長 豊 福 真 治	民生福祉部長 万 代 明
住 民 課 長 竹 内 香	健康福祉課長 松 田 明 久
産業建設部長 西 本 幸 司	産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司	上下水道課長 柚 本 賢 治
総務事業部長 永 宗 宣 之	会 計 管 理 者 清 水 洋 右
教 育 次 長 新 田 憲 一	学校教育課長 嶋 村 尚 美
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 33 号 令和 7 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	説明
	議案第 34 号 令和 7 年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	説明
	議案第 35 号 令和 7 年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	説明
	議案第 36 号 令和 7 年度和気町介護保険特別会計予算について	説明
	議案第 37 号 令和 7 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	説明
	議案第 38 号 令和 7 年度和気町駐車場事業特別会計予算について	説明
	議案第 39 号 令和 7 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	説明
	議案第 40 号 令和 7 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	説明
	議案第 41 号 令和 7 年度和気町地域開発事業特別会計予算について	説明
	議案第 42 号 令和 7 年度和気町上水道事業会計予算について	説明
	議案第 43 号 令和 7 年度和気町簡易水道事業会計予算について	説明
	議案第 44 号 令和 7 年度和気町下水道事業会計予算について	説明
日程第 2	議案第 45 号 町道路線の認定について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(広瀬正男君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(広瀬正男君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、3月7日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) 改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る3月7日、議会全員協議会終了後、役場3階第3会議室におきまして、一般質問の日程等について協議を行いました。その結果を報告します。

一般質問の通告者は7名であります。3月19日の予備日は各小学校の卒業証書授与式等があり、日程も詰んでいるということから、第12日目の3月18日の1日で7名全員の一般質問を実施することとなりましたので、今後、準備方よろしく願いいたします。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(広瀬正男君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(広瀬正男君) 日程第1、議案第33号から議案第44号までの12件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) おはようございます。

それでは、議案第33号から議案第44号までの12件について提案理由を説明いたします。

まず、議案第33号の令和7年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。予算の総額を17億2,500万円と定め、対前年比1.1%、1,940万円の減額といたします。歳入では、保険税2億2,325万3,000円、県支出金13億2,540万1,000円等を見込み、歳出では、保険給付費13億143万6,000円、納付金3億4,988万8,000円等を計上するものであります。

次に、議案第34号の令和7年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。日笠診療所勘定では、予算の総額を2,020万円と定め、対前年比2.0%、40万円の減額とします。歳入では、診療収入605万5,000円、繰入金1,269万円などを見込み、歳出では医師派遣費負担金724万2,000円、医業費379万2,000円などを計上するものであります。

また、塩田診療所勘定では、予算の総額を270万円と定め、対前年比3.5%、70万円の増額とします。歳入では、診療収入72万1,000円、繰入金167万5,000円などを見込み、歳出では、医師派遣負担金182万円、医業費18万4,000円などを計上するものであります。

次に、議案第35号の令和7年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額を3

億2,390万円と定め、対前年比9.1%、2,710万円の増額といたします。歳入では、保険料2億3,703万6,000円、一般会計繰入金8,427万7,000円などを見込み、歳出では、広域連合納付金3億1,267万1,000円などを計上するものであります。

次に、議案第36号の令和7年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。保険事業勘定では、予算の総額を19億1,350万円と定め、対前年比4.8%、8,820万円の増額といたします。歳入では、介護保険料3億3,634万3,000円、国県支出金及び支払基金交付金で12億1,305万8,000円、一般会計繰入金3億894万3,000円を見込み、歳出では、総務費として6,193万9,000円、保険給付費17億3,973万8,000円、地域支援事業費7,074万8,000円を計上するものであります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額を1,160万円と定め、対前年比9.4%、120万円の減額といたします。歳入では、介護予防サービス計画費収入446万7,000円、一般会計繰入金713万円を見込み、歳出では、介護予防支援事業費で人件費など1,145万8,000円を計上するものであります。

次に、議案第37号の令和7年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。予算の総額を260万円と定め、対前年比13.0%、30万円の増額といたします。歳入では、県補助金23万7,000円、貸付金元利収入40万9,000円などを見込み、歳出では、貸付金収納事務費31万7,000円などを計上するものであります。

次に、議案第38号の令和7年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。予算の総額を1,700万円と定め、対前年比5.6%、90万円の増額といたします。歳入では、使用料876万円などを見込み、歳出では、施設工事費470万円などを計上するものであります。

次に、議案第39号の令和7年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてであります。予算の総額を4億6,080万円と定め、対前年比14.7%、7,910万円の減額といたします。歳入では、宿泊料などの事業収入3億1,690万3,000円、売店売上げなど諸収入4,705万7,000円などを見込み、歳出では、管理運営費4億5,135万5,000円などを計上するものであります。

次に、議案第40号の令和7年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてであります。予算の総額を2億1,980万円と定め、対前年比2.3%、520万円の減額とします。歳入では、繰越金2億1,305万4,000円を見込み、歳出では、調査費等事業費428万円、公債費963万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第41号の令和7年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。予算の総額を5,100万円と定め、対前年比2.3%、120万円の減額とします。歳入では、宮田分譲地売払収入3,680万7,000円などを見込み、歳出では、測量委託料220万円などを計上するものであります。

次に、議案第42号の令和7年度和気町上水道事業会計予算についてであります。給水戸数2,216戸、年間総給水量59万6,742立方メートルで算出し、収益的收入予算額は9,438万7,000円、収益的支出予定額は7,565万円とします。また、資本的支出では、主な内容として、工事請負費5,000万円を計上し、その財源として、企業債、工事負担金を充当するものであります。なお、資本的収支予算の不足分102万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

次に、議案第43号の令和7年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。給水戸数4,054戸、給水量97万2,770立方メートルで計算し、収益的收入予算額は1億8,024万1,000円、収益的支出予定額は2億1,303万3,000円とします。また、資本的支出では、主な内容として、工事請負費3,530万円を計上し、この財源として、企業債、工事負担金を充当するものであります。なお、資本的収支予算の不足分2,645万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金

で補填をいたします。

次に、議案第44号の令和7年度和気町下水道事業会計予算についてであります。接続戸数6,202戸、年間総処理水量220万6,486立方メートルで算出し、収益的収入予定額は9億2,148万円、収益的支出予定額は9億6,729万6,000円とします。また、資本的支出では、主な内容として、建設改良費3,750万円を計上し、この財源として、企業債を充当するものであります。なお、資本的収支予算の不足分2億8,506万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第33号から議案第44号までの12件、順次細部説明を求めます。

住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第33号・議案第34号・議案第35号説明した。

○議長（広瀬正男君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第36号説明した。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第37号説明した。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第38号説明した。

○議長（広瀬正男君） ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩とします。

午前 9時57分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鵜飼谷温泉支配人 大竹君。

○鵜飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第39号説明した。

○議長（広瀬正男君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第40号説明した。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第41号説明した。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第42号・議案第43号・議案第44号説明した。

（日程第2）

○議長（広瀬正男君） 日程第2、議案第45号町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第45号について提案理由を御説明いたします。

議案第45号の町道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、矢谷6号線ほか2路線を新規認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては産業建設部長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、議案第45号の細部説明を求めます。

産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第45号説明した。

○議長（広瀬正男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日11日は、午前9時から本会議を開会しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時10分 散会

令和7年第3回和気町議会会議録（第5日目）

1. 招 集 日 時 令和7年3月11日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和7年3月11日 午前9時00分開議 午後0時04分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
2番 山 野 英 里 3番 山 田 浩 子 4番 我 澤 隆 司
5番 従 野 勝 6番 神 崎 良 一 7番 山 本 稔
8番 居 樹 豊 9番 山 本 泰 正 10番 西 中 純 一
11番 当 瀬 万 享 12番 広 瀬 正 男
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太 田 啓 補 副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸 総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一 財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一 税 務 課 長 豊 福 真 治
民生福祉部長 万 代 明 住 民 課 長 竹 内 香
健康福祉課長 松 田 明 久 産業建設部長 西 本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一 鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司
上下水道課長 柚 本 賢 治 総務事業部長 永 宗 宣 之
会計管理者 清 水 洋 右 教 育 次 長 新 田 憲 一
学校教育課長 嶋 村 尚 美 社会教育課長 森 元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 1 1 号 和気町農業委員会委員の任命について	委員会付託
日程第 2	議案第 1 2 号 田原用水組合規約の変更について	委員会付託
日程第 3	議案第 1 3 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 8 号）について	委員会付託
日程第 4	議案第 1 4 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 1 5 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 1 6 号 令和 6 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 1 7 号 令和 6 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 1 8 号 令和 6 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 1 9 号 令和 6 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 2 0 号 令和 6 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について	委員会付託
	議案第 2 1 号 令和 6 年度和気町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
日程第 5	議案第 2 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	委員会付託
	議案第 2 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	委員会付託
	議案第 2 4 号 和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 2 5 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 2 6 号 和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 2 7 号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 2 8 号 和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第29号 和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例について	委員会付託
	議案第30号 和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第31号 和気町下水道条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第6	議案第32号 令和7年度和気町一般会計予算について	委員会付託
日程第7	議案第33号 令和7年度和気町国民健康保険特別会計予算について	委員会付託
	議案第34号 令和7年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	委員会付託
	議案第35号 令和7年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	委員会付託
	議案第36号 令和7年度和気町介護保険特別会計予算について	委員会付託
	議案第37号 令和7年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第38号 令和7年度和気町駐車場事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第39号 令和7年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第40号 令和7年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第41号 令和7年度和気町地域開発事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第42号 令和7年度和気町上水道事業会計予算について	委員会付託
	議案第43号 令和7年度和気町簡易水道事業会計予算について	委員会付託
	議案第44号 令和7年度和気町下水道事業会計予算について	委員会付託
日程第8	議案第45号 町道路線の認定について	委員会付託
日程第9	請願第1号 食料・農業政策の見直しを国に要請する請願書	委員会付託
	請願第2号 「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願	委員会付託
日程第10	陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(広瀬正男君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(広瀬正男君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(広瀬正男君) 日程第1、議案第11号和気町農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑をされる方は、起立の上、質疑を願います。

質疑はありませんか。

6番 神崎君。

○6番(神崎良一君) 2点させてください。

16ページ、農業委員会の委員の明細というか、14名の方があるんですけど、4番目の有正さんのところの農業経営の状況というところが横バーになっているのは、農業をされてないとか、農地は貸してるとか、どういう状況なのかというのが1つと、農業をしてなくても、当然、農業委員はなれますよということなのか、その2点だけお願いします。

○議長(広瀬正男君) 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長(岡 恵一君) 失礼いたします。

それでは、16ページの農業委員会委員の表でございますけども、まず上から4番目の有正さんの農業経営の状況でございますが、農地は5アール持たれております。しかしながら、都合によりまして、担い手方に、今、お任せしてということで、ここは表示はしておりません。

それから、今はもう法が改正しまして、農地を持っていなくても農業委員にはなれるということでございます。

(6番 神崎良一君「分かりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(広瀬正男君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第11号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第11号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

○議長(広瀬正男君) 日程第2、議案第12号田原用水組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑をされる方は、起立の上、質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（広瀬正男君） 日程第3、議案第13号令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。

質疑をされる方は、起立の上、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 補正ですね。37ページに環境衛生費の県の補助金で、脱炭素地域づくり形成支援事業補助金500万円、これは、いわゆるソーラー発電か、何か温泉の太陽光発電の補助金でありますか。その辺を教えてください。

それから、55ページの農業経営基盤強化促進対策事業費で負担金・補助及び交付金のところ、農地流動化推進事業補助金が181万円、営農組合の大規模な賃貸借契約すると。それに関する補助金だということなんですが、どういう圃場というか、どういう品種というか、そういうものをされるのか、何かその内容を、私、聞いてないので、それが分かればまた教えてください。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

37ページの脱炭素環境づくり形成支援事業補助金でございます。

こちらは、令和6年度に温泉の太陽光の設置について、業務調査設計を行っております。その県からの補助金になっております。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

品種でございますが、今、手元に資料ございませんので、後ほどお知らせさせていただくということでお願いします。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今言われた脱炭素地域づくり形成支援事業、これ、結局、太陽光を設置するための調査のための事業をすると、それに対する補助金ということでございますね。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

そのとおりでございます。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 失礼します。

ページ番号が40ページなんですけれども、財政調整基金の繰入金が3億4,000万円の減ということで、今回、ゼロになってると思うんですけれども、当初予算で4億円上げて、増えて減ってみたいな感じで、最終的に今回、ゼロということなんです。これは基金の繰入れがなくても賄えるということかなと思うんですけれども、歳入のほうが何かがすごく増えたとか、何らかの事業が大きく減額したのか、何かそういった大きな要因が

もしあるのだったら、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 山田議員からいただきました40ページの財政調整基金繰入金、今回、補正額が3億4,000万円の減ということで、予算額がここで0円となっております。例年、12月、あるいは3月の補正予算で財政調整基金の調整を行うんですが、今年度も3月の補正予算で大幅な金額ということで、大きな理由としては、歳出全体の歳出の不用額、執行残の減額に伴いまして、歳出が少なくなれば、併せて歳入のほうも調整して少なくなるということで、今回はまさに歳入のほうでいろんな事業の見直しで減額をかけてるんですが、その関係で歳入が減ったことによって、最後、予備費もかなりあったんですけども、予備費も減額して、歳入も落として、歳入も落としたという結果になっております。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 大きな歳入の見直しがあったということなんですけど、その中でも、例えば何か大きなものという、具体例がもし分かれば。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 具体的な個々の事業というよりも、大体3月はいろんな事業で減額補正を行う、その積み重ね、当然12月でも幾つか減額したんですけども、そこで予備費のほうがかかなり膨れ上がって、12月が予備費が増えたっていうのは、そのとき、国からの交付税の歳入の増もございました。そういった歳入の増加、あるいは年度末の歳入の減額がいろんなところで積み重なった結果ということで御理解いただければと思います。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） ページ32ページ。説明の中で、32ページの固定資産税の中の償却資産ということで、これは和気町の中の自主財源では一番大きな固定資産税のうちの償却資産ですけども、これの中身は、いわゆる償却資産ですから、太陽光ということで推測しとんですけども、具体的に、結構、金額、3,000万円以上の大きな増ということは、太陽光の大口がどっかあったんか、その辺のことは、もしどこでどういう、ある程度、規模は大きな規模だと思うんですけども、その辺の詳細、もう少し詳しく説明があればお願いしたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

居樹議員の償却資産についてお答えをいたします。

今回、大きく変動があった会社は3社、会社名については申し上げることができませんが、課税標準額におきまして、3億円を超えるものが2社、それから1億円を超えるものが1社ございまして、全て業績に対して、新たな投資を行ったものによることでございます。

（8番 居樹 豊君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

先ほど、西中議員の佐伯営農組合の利用権の設定の品種のことなんですけども、申込用紙のほうへは水稻という記入でございまして、品種のほうが確認が取れません。よろしいですか。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第13号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（広瀬正男君） 日程第4、これから特別会計補正予算8件の質疑を行います。

最初に、議案第14号から議案第17号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第14号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第15号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第16号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第17号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第14号から議案第17号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第14号から議案第17号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号から議案第17号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第18号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第18号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第18号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第19号から議案第21号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第19号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第20号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第5号）についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） すいません、187ページで、配水及び給水費500万円、これはたしか修繕費というふうに聞いているんですけど、どういう修繕、どこをされるんですか。内容を教えてください。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

簡易水道事業の配水及び給水費の修繕費500万円でございます。こちらは、特段、何かが故障したりといったものではございません。年間を通じて発生している漏水、それからポンプの故障、電気設備の故障、そういったものを修繕する予算でございます。12月以降、今シーズンは寒波に見舞われて、町内で漏水が多数発生しましたので、今、確保している予算を使い果たす可能性が出てきましたので、3月分までのことを見越しまして、追加補正をさせていただいたものでございます。よろしくお願いします。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第21号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第19号から議案第21号までの3件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第19号から議案第21号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号から議案第21号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（広瀬正男君） 日程第5、これから条例10件の質疑を行います。

最初に、議案第22号から議案第27号までの6件の質疑を行います。

まず、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第２４号和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第２５号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第２６号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第２７号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第２２号から議案第２７号までの６件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第２２号から議案第２７号までの６件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第２２号から議案第２７号までの６件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第２８号及び議案第２９号の２件の質疑を行います。

まず、議案第２８号和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第２９号和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第２８号及び議案第２９号の２件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第２８号及び議案第２９号の２件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第２８号及び議案第２９号の２件を、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第３０号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第３０号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第３０号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第31号和気町下水道事業の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第31号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号を、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（広瀬正男君） 日程第6、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算についての質疑を行います。

質疑をされる方は、起立の上、ページ数と予算項目を明確にされ、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） ページは55ページ。

1つは、二酸化炭素のほうは、これは温泉絡みのということで理解しましたけども、デジタル基盤改革支援補助金、これの内容が、私も聞いとると思うんじゃけど、中身が分かりませんので、金額じゃなしにその中身そのものを、どういうものかというのを、私の聞き違いか分かりませんからお願いします。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員からいただきました55ページの雑入のデジタル基盤改革支援補助金2億2,298万6,000円の内容についてということで、今回、電算事務を各自治体で、それぞれの業者等で電算システムの業務を各自治体、行っているんですが、国のほうとしてはそれを統一するという流れで、今、国の指導の下に電算事務の標準化という事業を全国的に展開を行っております。例えば住民課、税務課、健康福祉課、介護保険課などの窓口システムというのも、どこの自治体でも一緒のシステムを国全体で統一していくというところで、業者とのシステムの標準化、全国统一システムに変えるという事業を、今年度、あるいは令和7年度の秋ぐらいに向けてやっているんですが、かなりの高額な経費、委託料もかかってくるので、国から直接ではなくて雑入という形で国庫の補助金が事業に対して入ってくる内容の事業に対する歳入の説明とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

5番 從野君。

○5番（從野 勝君） ページ数が21ページ、23ページ、31ページ。ここに町税の滞納、固定資産税の滞納、町営住宅の滞納、都市計画税、軽自動車税の滞納と、合わせると約1,200万円ぐらいの滞納分があるわけですが、町税全体で17億8,000万円ほどしかない中で、1,200万円の滞納ってのは非常に大きいものじゃないかと思います。前年度の部分を確認してないんで、前年度から増えとるのか減ってるのか。

それと、この滞納をどういうふうに減らしていくのか、こういうことについて教えていただければいいと思います。お願いします。

○議長（広瀬正男君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

それでは、従野議員の税金などの滞納について、また現在の動向といいますか経過について、それから今後、どのように対応していくのかについてお答えをしたいと思います。

現在、和気町では、予算書に記載のとおり、滞納額が発生いたしております。町税に対して二十数%の収入というのが滞納の状況でございます。しかしながら、これを放っておくということは一切できませんので、差押え等を積極的に実施をし、滞納者の整理に努めております。中でも、近年といいますか、今年、滞納者の預金の即時電子照会サービスというものが、システム上、導入されまして、大幅に収入を増やしております。ちなみに令和4年度の差押え実績が30件、447万121円だったものが、令和5年度におきまして、同じく30件、387万7,145円、令和6年度の現在までの実績ですが、125件、1,046万1,362円と、大幅に増加をいたしております。

なお、時効で、5年間、収入がない場合、いわゆる滞納額については放棄をしなければならないという規則になっておりますので、この内容につきまして、時効を停止する措置を取っております。時効停止の要件としましては、いわゆる債務の承認と言いまして、相手方が書面による債務の承認をすること、また一部入金をすること、それから差押え交付要求をすること、督促状の送付をすることなど、時効停止の要件がございます。このあたりを積極的に利用しながら、滞納者の整理に努めております。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

31ページ、町営住宅の滞納ということでございます。

今回、この予算書に上がっております3名分の形になりますが、対前年からと言いますと減っております。毎月、滞納されとる方とお話をさせていただいて、入金について御相談をさせていただいておるという状況でございます。今後も小まめな相談をさせていただいて、収入の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（広瀬正男君） 5番 従野君。

○5番（従野 勝君） 町の町税を公平にみんなで分担しなきゃいけないっていう建前から、先ほど差押え何とかという話もあったですけど、現金を差し押さえるのは非常に簡単なんです、固定資産税の部分の固定資産を差押えする、それである意味、抵当物件として取ったのを、今度は競売にかけるのに、取った資産よりも競売にかける費用のほうが負担が大きいと。そういうことで、いつまでも放置しておく、そういうケースも多分にあるんじゃないかと思うんですけど、やはり税負担の公平さから考えて、みんな働いて、特に町税が入ってこない、基本的な根幹の税金ですので、そのあたりは十分に対応をしていかなきゃいけないんじゃないかと思います。

それから、先ほど町営住宅の話もされましたけれども、町営住宅は非常に安いお金で入居してもらってるわけなんで、入居さすときにしっかり審査もすべきじゃないかと思います。町税収入の0.8%ぐらいが滞納金なんです。もう少しこの滞納金の率を下げっていく努力をしっかりとしてもらわんと、真面目に税金を払っとる人に対して申し訳ないんじゃないかと思います。ぜひそのあたりを十分注意してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、滞納を持った方が資産を持っているということで、差押えをし、なおかつ競売にかけるケースは、過去にはございました。しかしながら、非常に効率が悪く、なお裁判等の必要があるということもあり、現在におきましては、預金の差押え、それから年金の差押え、生命保険の差押え、このあたりを中心に行っております。なかなか過去において、延滞金等がついてか

かっているものが一遍には減らないという事実がございますが、おっしゃるとおり、公平性の観点から、しっかり対応してまいりたいと思います。

なお、令和6年度より電子照会サービス、預金額の照合が即日可能になったことにより、大幅に差押え件数が増えておりますが、今後、予算をいただきながら、令和7年度以降、差押え換価を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目、63ページ、認定資料で言いますと、12ページの和気町町制施行20周年記念式典事業の件なんですけれども、この認定資料のほうにプロジェクトチームを立ち上げて検討しているということで言われてるんですが、どういったメンバーがプロジェクトチームに入ってるのか教えていただきたいのと、あと今回のこの予算は記念式典についての予算だと思うんですが、参考のところに10周年の内容で、記念事業というのが、ふるさとまつりにおけるラジオ生放送、開運！なんでも鑑定団の出張鑑定ということで10周年のときは開催されているんですけれども、これも記念事業としてまた予算が入ってくるのではないかと思うんですが、この10周年のときにこの記念事業についてどれぐらいの予算を使ったのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

続いて、67ページ、企画費のところにシティプロモーション業務委託料というのがあります。また、71ページにも地方創生推進費のシティプロモーションということで、それぞれ100万円、195万円というふうになっているんですが、この内容の違いを教えてください。

3点目、認定資料の23ページの小・中学校給食費無償化事業というのがあります。これ、その取組はすごくいいんですが、アレルギーの対応で、保護者がお弁当を作って持たせているような場合はどのようにするのか教えてください。

今回、予算も上がってるんですけれども、今後の財源、恒久的にこの給食費を無償化していくことになるかと思うんですが、恒久的に続けていくための今後の財源とかはどのように考えられているのか教えてください。

4点目、165ページ、サエスタの管理費のところの一番下、工事請負費ということで、社会教育施設工事費とあります。トイレの改修というふうにも言われてたんですが、私もサエスタのトイレの破損状況といいますか、とても、何ていうんですか、すごく天井が破損していたり、使えなくなったり、また大会議室の隣にありますトイレも詰まりやすくなって、たくさん人が来るときには使用制限をかけているとか、そういったいろんな話を聞いているんですけれども、このトイレというのは、大会議室のトイレもホール前のトイレも、全て改修できるということなのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私のほうから和気町町制施行20周年記念式典事業について答弁させていただきたいと思いますが、現在、プロジェクトチームを立ち上げてということで、令和6年度において、事務局が総務課となりまして、町長の委嘱によりまして、総務部、民生福祉部、産業建設部、総務事業部と、各部課を横断した主査、係長、課長補佐クラスの職員を委嘱いたしまして、来る20周年に向けて、準備を進めている状況でございます。令和7年度においては、式典事業のみということで予算計上をさせていただいておりますが、これにつきましては、令和8年4月、太田町長が任期を迎えられての選挙となりますので、関連の事業につきましては、8年度の町長選挙終了後に、改めてプロジェクトチームを中心としたもので内容を吟味してまいりたいと思っております。

なお、10周年につきましては、当時、初代の地方創生担当大臣でありました現石破総理をお迎えしての記念

講演を含めて、RSKでありますとかテレビせとうちの協力をいただいて、こういった事業を行っております。当時も私、担当でございましたが、予算的な、決算額については手元にございませんで、またどういった内容で、予算規模であったかといったあたりを、後に説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬正男君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からいただきました67ページと、それから71ページのシティプロモーション委託料、この違いは何かといった御質問でございます。御回答をさせていただければと思います。

まず、企画費のシティプロモーション委託料ですけれども、こちらは町全般というか、私どものほうで何かしら町のプロモーションをしたいというようなことで考えているもので、まずはSNSの活用をしたウェブ広告、それからPR動画の作成、それからあと昨年度末に移住支援のガイドブックを作った際に、これ、移住なんですけれども、そのときに作った猫のキャラクター、にゃんこ太郎というべたべたな名前なんですけれども、こちらのほうが実は非常に好評で、その他のガイドブックにも掲載したところ、いろんなガイドブックが非常に皆さん、手に取っていただけるというようなことで、こちらを活用した物を何かできないかというのを考えてるものが、企画費のほうのシティプロモーション委託料のほうへ含まれているというふうに御理解いただければと思います。

それから、次の71ページです。こちらは地方創生推進費のほうですが、令和5年度から6年度と行っております和気町ファンクラブの関係です。そちらの事業の関係をこちらで予算計上しております、ランディングページ、SNSとかの管理委託、それからその他、和気町ファンクラブ関連のリーフレットやガイドブックの作成とか、PRイベントをするときの委託料、そういったようなものを想定して計上しているというものでございます。

○議長（広瀬正男君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

参考資料の23ページ、小・中学校給食費の無償化事業についてです。

議員御指摘のアレルギーを持つ子供たちへの対応はということで、今回の事業では課題ということでは捉えておりますが、対策ということは行っておりません。これは国のほうでもこのことは課題に思ってるみたいで、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

それから、財源についてですが、今回の財源は、物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金、推奨メニューにもうたわれておりますので、こちらのほうと、それから給食を通じた教育ということから、ボートレースのチケットショップの環境整備協力費、今後も恐らくこういった流れになろうかと思います。事業費の約4分の1はボートレースのほうから財源を賄うということで考えていきたいというふうに思います。

○議長（広瀬正男君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

学び館サエスタの工事請負費についてでございます。

議員御指摘のとおり、エントランスホールにあるトイレの天井が破損しているということに関しては、今年度、処理をさせていただいて、今、きれいになっております。なので、ここの工事費については大会議室横のトイレ、これが下水管の劣化によってかなり流れが悪くなっているということで、来年度、工事をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） まず、記念式典の件、了解いたしました。今回、20周年ということで、旧佐伯町と旧

和気町が合併してということで書いてあるんですけども、先日、佐伯小・中学校の在り方の説明会のときに、移住してこられた方が、私は和気町に引っ越しをしてきたのに、いまだに旧佐伯町、旧和気町っていうのを言うんですねみたいなお話があったと思うんです。今回、20周年ということで、1つの、ワンチーム和気ではないんですけども、何かそういった和気町の未来が示せるような、夢と希望のある、そういった式典にさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

シティプロモーションの件も了解いたしました。

給食費の無償化なんですけれども、アレルギー対応、今後検討ということで、やはり公平な、無償化ということで不公平感がないように、そういった方々にもきめ細かい対応ができるように考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

サエスタのホールのところのトイレの天井がきれいになっとなというのは、私が認識をしていなかったんですが、よかったです。また見に行きます。サエスタもいろんな方々が使われているので、気持ちよく、そういったトイレの環境も整えてもらうことはとても大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 同僚議員が言われたんですが、67ページの委託料、企画費で総合計画策定業務委託料500万円、たしか子どもの権利条約に関する条例をつくるので、この委託料がついてるというふうなことだったと思うんですけど、これは、今の日本の子供の権利というか、高校の生徒会規約とか、いろいろ問題があるというのが提起されたり、いろいろなことが言われてる中で、本当に子供の権利が守られるようにするというのはいいことだと思うんですけど、その内容をまた教えてください。

それから、69ページ、13の使用料及び賃借料、この中の一番下の行にガバメントクラウド利用料というんがあって、5,940万円。私もパソコンでも検索してみたんですけど、グーグルで検索、よく分からない。インターネット上の仮想空間を利用して、役場、各自治体でやってる業務というか、パソコン業務、そういうものをやりやすくするということなんですか、その辺の内容がまだよく分からないので、その内容を教えてください。

それから、105ページです。105ページに施設工事費で6億5,096万9,000円、これ、太陽光発電の内容だと思うんですが、カーボンゼロ、CO₂を削減する、非常にいい取組だろうとは思いますが、かなり大規模な予算も使っているということで、なかなか大変だろうと思います。内容というか、それを教えてください。瀬戸内市で、たしか錦海塩田に大きな事業をやってるんじゃないかなっていうふうに思うんですが、ほかの市町村でこういう取組をしているのかどうなのか、それを含めて教えてください。

それから、最後が123ページ、上のほうの委託料が4,778万6,000円、これは鑑定委託料と実施設計委託料4,750万円、分かれていて、それから土地購入費が822万5,000円、河本、山田小学校の前の産業振興施設だと思うんですが、待ちに待ったあれですが、17ページに資料が出てるんですが、問題は、うまく、直営でやられるということだろうと思うんですけど、今後の課題というか、それが経営面、いわゆる物を持っていったら、野菜などを持っていったら、例えば百菜市場なんかでは15%、手数料を取ったりいろいろあるんです。そういうものを収入にして営業に使っているというふうなこともあるんで、その辺の問題意識というか、これから経営するに当たって。

それから、いつ開業予定ですか、まず。それから、そういう経営面はどういうことがあるのかというふうなことを教えてください。

○議長（広瀬正男君） ここで場内の時計が、10時10分まで暫時休憩とします。

午前 9時54分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきました67ページの総合計画の策定業務委託料500万円につきましてですが、こちらは、今現在、計画期間中でございます第2次和気町総合計画、こちらが来年度で5年間、前期計画の最終年となることから、2026年、令和8年度からの後期計画を立てるため、見直しの予算となっておりますので、こども計画の直ではないということで御理解いただけたらというふうに思っております。

○議長（広瀬正男君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

西中議員からいただきました子供の権利に関する条例の委託でございますが、予算書95ページの上段にあります委託料、業務委託料の533万円のうちの500万円が、こども条例に関する業務の委託料でございます。

内容につきましては、お手元にごございます参考資料の13ページをお開きください。

子供たちが安心して暮らせる環境を整備するために、和気町こども条例、仮称でございますが、こちらを制定するものでございます。内容としましては、こども基本法、こども大綱などを参考に、和気町独自の条例制定を目指すものでございます。特に今回は有識者意見聴取ということで、弁護士等、子供の権利擁護に関する専門家の意見を聞き、条例に反映させるものでございます。安心して生きる、豊かに育つ、守られるといった権利をはじめ、保護者や行政、それから地域の役割、そういったものをきちんと明文化した条例をつくる予定でございます。

スケジュールにつきましては、参考資料のとおり、令和8年1月にパブリックコメントをして、完成ということになるかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

予算書69ページの一番上の13節の一番下のガバメントクラウド利用料5,940万円につきましては、先ほど歳入でも申し上げたんですけれども、国全体でシステムの標準化という業務を行っております。ガバメント、日本語にすると政府で、クラウドっていうのがシステムを格納している雲みたいなイメージなんですけど、それを国全体、政府全体でクラウドをつくって、その利用料を今回、計上いたしております。これまでは個々の自治体でそれぞれが契約してるベンダーのクラウドを利用してるんですけれども、今回、今年度以降、国全体で統一したシステムを使って、そこをみんなで利用しようということで、その利用料を上げております。

どういったメリットがあるかと言いますと、国全体でやるので、業務の効率化であったり、一番大事なのはセキュリティの強化、そういったことを国全体でしていくためのガバメント、政府のクラウドの利用料を、今回、ここで計上いたしております。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

105ページの工事請負費6億5,000万円の事業についてでございます。

こちらは、和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事の事業の費用になっておりますが、まずこの事業の目的でございますが、こちらは和気町の地球温暖化対策事業計画、事務事業編の基本方針の一つとしております、公共施設への再生可能エネルギー、省エネルギー化設備等の導入を実施するもので、和気鶴飼谷温泉の避難所としての防災能力の強化と同時に、平時の温室ガス排出量の削減を図ることを目的としておりまして、再生可能エネルギーの設備の導入及び省エネルギーの設備への更新を行うものでございます。

対象施設は、和気鶴飼谷温泉と温泉裏側にあります薬草園を対象としておりまして、温泉全館の省エネ改修、それから薬草園へは太陽光発電設備、蓄電池の設置を予定をいたしております。

それから、この設計につきましては、令和6年度和気町鶴飼谷温泉太陽光発電設備導入設計事業を実施いたしまして、施設の現状調査ですとか太陽光発電設備、省エネ設備の導入内容等の調査、検討をいたしまして、設計書のほうは1月末に完了をいたしております。次年度は、これを基に温泉の改修、それから太陽光の設置等をしてまいる予定でございます。

それから、この事業によります効果でございますけれども、電力購入量、令和5年度の実績の使用料と比較をして、年間で電気使用料が71万9,291キロワットアワー、電気料金で2,022万1,795円、CO₂排出量で319トン、CO₂の削減効果を見込んでおります。

それから、類似した事業についてでございますけれども、佐賀県の小城市というところで、今回の和気町と同じような脱炭素化と併せた避難所としての機能強化の事業が過去に実施されております。その際の総事業費が8億7,000万円ということでされている事例がございます。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） それでは、123ページの上段にあります委託料4,778万6,000円、それから公有財産購入費の822万5,000円でございますけれども、西中議員が言われるように、産業振興施設の実施設計委託料等の経費でございます。

この問題点、課題でございますが、この施設につきましては、テナントの貸出しということを基本としておりますので、それで収入を得るというふうに基本計画の中で定めております。その中で、テナントで入っていただける業者、店舗であったり、そのあたりのところを探すことが一番の課題というふうに思っております。基本計画の中でも、民間の業者の方、調査ということで、ヒアリング等を行っておりますので、そのような業者の方を基本にアプローチさせていただいて、それに併せて実施設計の段階でリーシング業務ということで、テナントを誘致業務するコンサルもあるというふうに聞いておりますので、それらのあたりも視野に入れて、有力な店舗、業者のほうを探していきたいというふうに思っております。

それから、スケジュール的なところですけども、今、予算を計上させていただいておりますが、来年度、実施設計等の予定とさせてもらってますが、実際のスタートにつきましては令和10年度を目指していきたいというふうに思っております。

（10番 西中純一君「じゃあ、再質問」の声あり）

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） おおむね分かりました。500万円の委託料は基本計画の策定の予算で、別途、子供の権利の分は承知しました。

太陽光の分は、これはもう今年中にできて、令和8年度ぐらいから稼働できるんですか。何年度から稼働するのか教えていただきたい。温泉の経営上もこれはいいことだろうと思うんで、いいことなので賛成です。

それから、河本地区の産業振興施設でございますが、もう一つ、今後、検討されるんだろうと思うんですけど、そういう農産物を納入するというふうなことであれば、またそれは手数料も取らなきゃいけないと。それも収入に入れるべきだろうと思うんですけど、それはまだ決まってないという、今後、検討されるんでしょうか。そこだけお願いします。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

農産物等の販売ということでございますが、現在ではもうテナント収入のみというふうに考えておりますので、手数料等は今現在、考えておりません。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

太陽光の工事についてなんですけれども、令和8年度に国の補助金を活用して行いたいと考えております。それで、国に申請をしまして、採択をされますのが9月頃となる予定ですので、それからの工事着工と……。失礼しました、令和7年度です。7年度に工事を予定いたしております。それで、国の補助金申請を受けたいと思っていますので、その申請が許可されてから工事着工ということになりますので、7年度中の工事、それからになる予定でございます。よろしくお願いいたします。

（「稼働するのはいつか」の声あり）

失礼いたしました。稼働は令和8年度以降の予定となります。よろしくお願いいたします。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（広瀬正男君） よろしいか。

（10番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

7番 山本君。

○7番（山本 稔君） 3点ほどお願いします。

まず最初に、歳入で57ページ、河川災害防止対策事業1億1,380万円、これはどういうふうな内容でどこになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、歳出で133ページ、発掘調査委託料3,500万円になっております。これはその藤野の続きをするのかなと思うんですが、これ、場所を教えてください。

それから、同じ133ページ、道路新設改良工事費、これはどこの道路なのかということ。

それから、167ページ、クラブのほうに補助金を出してるんですが、50万円、これは和気クラブのほうに補助金を出してるんだと思うんですが、これは向こうのほうからこのぐらいでいいと言われたのか、そこら辺のことを聞きたいのでお知らせください。これから地域にクラブを下ろしていくということで、指導者を和気クラブのほうで雇おうと思うと、なかなか来てくれる人がいけませんので、そういう点で経費がこの50万円ほどを補助することで和気クラブがやっていけるかどうか、ちょっと不安というか分かりませんので、ここら辺のことを和気クラブとよく相談したのかなと思っておりますので、そこら辺をお聞かせください。

それから、169ページ、体育館の修繕料268万円なんですが、これ、どこら辺を修繕するのか、お願いします。前から2階のトイレとか、使えないときが多いので、大々的に修理をしていただきたいなどは思っておりますので、どういうことを修繕するのか教えてください。それだけお願いします。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

1点目、ページ57ページ、緊急自然災害防止対策事業債の河川災害防止対策事業充当で1億1,380万円の事業の内訳、内容についてですが、お手元の参考資料を御用意いただけますでしょうか。参考資料55ページに（4）河川改修事業ということで、番号が30から33番まで、1、和気の鶴飼川以降4事業、工事請負費1億1,380万円に対して、今回、緊急自然災害防止対策事業債を地方債で財源を充当している。そちらの4つの河川に係る事業の内訳となっております。

○議長（広瀬正男君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

まず、133ページの発掘調査委託料のことについてでございますが、議員おっしゃるように、藤野の続きでございます。発掘調査そのものは終わっているんですけども、国からの義務づけによって、きっちりとした調

査報告書を出す必要があります。その調査報告書を策定する業務ということで、ここに付けさせていただいております。

続きまして、167ページの総合型地域スポーツクラブ補助金につきましてでございますが、これについては、当初にこの金額でいまいしょうということで取り決めて、その後、特に変動がないのが現状なのではございますが、おっしゃられるように、部活動の地域移行のことがあります。なので、それとは別に上段の業務等委託料で、これが部活動の地域移行に対する業務委託として和気クラブのほうにお願いをする金額ということで計上させていただいております。

体育館の修繕料に関してですが、議員おっしゃられるような2階のトイレについては、今回、計上させていただいておりませんで、むしろ大きいのは、体育館のメインアリーナのワイヤレスマイクが大分傷んでおって、なかなか聞き取りづらいというのがあって、今回、それを主にここで計上させていただいております。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

道路新設改良工事費の内訳でございますが、お手元の参考資料をお開きください。51ページでございます。

こちらの51ページのほうに4路線上げております。こちらのほうが新設改良工事という形でございます。

（7番 山本 稔君「よろしいです」の声あり）

○議長（広瀬正男君） 再質問、いい。

（7番 山本 稔君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 2点、聞かせください。

ページ104ページの環境衛生費です。先ほどから課長が目的とかいろいろ説明していただいたんですけど、この前、全員協議会で質問させていただいたように、補助金ですよ。これ、6億6,000万円あって3億2,000万円からの補助金なんです。課長が今、補助金が出てから工事をすると言うたん、私が聞きたいのは、補助金が出なかった場合、どうするんですかというの。町長は単町でもやると言ったんですけど、300万円とか3,000万円じゃない、3億円をかけてまで今やる必要があるんかどうか。そりゃあ、環境省で話をしたと、交渉したんかどうかわからないんですけど、その手応えを聞きたい。もう100%の可能性を感じたからこういう事業が出てきたんか、そうすると課長が言うように、8月頃に結果が出て、工事ができるんかどうかというのを、そこら辺を聞かせてください。

それと、数年前だったと思うんですけど、和気町が入札をして、太陽光の会社が落札をしました。途中で投げ出しました。裁判が云々というような問題で、たしかウエストという会社だったと思うんですけど、そのようになった場合、どういうふうな手当てを考えているかというのを教えてください。何か100万円ぐらいもらって解決したような記憶があるんですけど、そういう不屈きな会社に落札してもろうたら困るんで、そこら辺きちんと、書類上に表してほしいというふうに思います。

それと、ページ122ページの農業費なんですけど、なぜこの場所に決定したんかというのをお聞きしたいと思います。田土の入り口ですよ。

それと、この資料を見させていただきますと、地域資源として、8項目、書いてますよね。これ、後からひつつけたような感じもするんですけど、この8項目に、将来的にどうして観光資源にするかというの、どのくらいの予算をつけて管理をしていくんかというのもあります。このふるさと会館なんかも何かリニューアルをして観光資源として活用するつもりなんか、ほかもそうなんですけど、旧山田小、そういう計画があればぜひ教えていただきたいんと、それからもう一つ、この全員協議会資料なんですけど、次のページに、5ページにあるんで

す。さらなる地域課題の解決と書いてるん。鳥獣害対策、遊休農地の解消、ここだけのことを言ってるんか、和気町全体としてこういうふうに将来的に考えてるのか、遊休農地なんかは、同僚議員の居樹議員がいつも言ってますけど、そこの大田原の土手から見るあの景色、もうほんまに落ちぶれた町というような感じになったままで、何とかしてほしいというのを議員が何回か言ったんじゃないかと思うんですけど、そういうなことも込み込みで考えられとんかどうかというのを、答弁をお願いします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 補助金の関係について、当瀬議員のほうから質問がされました。

補助金につきましては、全員協議会の資料につけてなかったのかな、これは。ごめんなさい、参考資料のほうですか。参考資料の15ページです、すいません。これが2分の1が補助対象ということになります。したがって、1億6,219万5,000円が補助対象ということになります。これが、当瀬議員が言うように、採択されなかった場合、どのくらい採択、そのうちで50%採択されるのか30%になるのか、額についてはまだ分かりませんが、丸々もう採択されなかったという場合には、私が申しましたように、それは単町、過疎債を借りてでも、起債ででもやらせていただくということになりますと、回収年がまた問題になってくるわけです。現在の予定ですと、7.35年で一応回収すると、7年と3か月ほどで回収するということになりますけれども、丸々もう過疎債で行うとなりますと、500万円は県の補助があるにしても、そうなりますと9年7か月ほどの回収ということになります。現在、太陽光施設は20年が、大体耐用年数だというふうに言われてますので、回収後も、いわゆる脱炭素にも資しますし、温泉電気料金の削減にも資する事業だというふうに考えているところです。

それから、全国の町村会長の会議があったときに、その空いた時間で環境省の担当課長と話をさせていただきました。いい事業なので、ぜひ環境省としてもバックアップはしたいということではございましたけれども、それが全ていただけるということの約束まではできませんでしたが、ぜひ事業に取り組んでほしいということのお話をさせていただきました。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、123ページの産業振興施設事業のことについてお答えします。

まず、この事業の背景としましては、山田小学校の廃校によります閉塞感の広がりであったりとか、それから少子・高齢化による過疎化が進む中、地元での課題であったりとか、そのあたりのところを解決しようということで進んでおります。その解決する一つの手段として、地域資源を使って進めていこうというふうに考えております。

場所の選定でございますが、その理由としましては、国道374号線に隣接することとか、先ほどの地域資源の片鉄ロマン街道、天神山登山道などの利用者が気軽に立ち寄れる場所というふうに思っております。併せて観光情報の発信施設としての整備が可能であると思っております。また、さくら並木であるとか、吉井川の眺望など、映えスポットとしての周辺の地域資源が活用できて、特色ある整備が可能という内容で、選定理由ということでございます。

あと、全員協議会の資料の鳥獣害対策、遊休農地の解消というところでございますが、鳥獣害対策については、この施設で、例えばジビエ商品のような形で販売とかというふうにつなげたら、有害鳥獣の捕獲のそういうサイクルが少しでも回るかなというふうに思っております。

それから、遊休農地の解消につきましては、地元の棚田であったりとか耕作放棄地、そのあたりのところにヒマワリであったりとかコスモスであったりとか、そういった景観的なものを植えることによって、施設に人が呼べるということに加えて、遊休農地の解消にも同時につながっていくというふうに考えております。

それから、全員協議会の資料の6ページ、計画周辺の地域資源ということで、7つ、写真を載せております。今回の最初の事業では、吉井川の展望であつたりとか、岩戸のさくら並木であつたりとか、片鉄ロマン街道、そのあたりのところをまず第1次に事業展開していきたいと思っております。ふるさと会館であつたりとかになりますと、構造物等、調整する必要も出てきますので、今後の、例えば第2期、第3期で調整する計画になりましたら、そこで対応させていただけたらというふうに思っております。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 先ほどの太陽光の関係で、当瀬議員のほうから過去に入札で取った業者が途中でというような話がありましたが、これにつきましては、令和に入りまして、新電力の供給について入札を行ったところ、その入札で最低価格で落札した業者のほうで、その後、電気の供給事業から撤退をするということで、和気町のほうへ電気を送れないというようなことが発生いたしまして、契約解除、それから違約金の請求等を議会をお願いして議決をいただいたということでございまして、太陽光発電等の設備に関する入札の関係ではなかったということで御確認いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（広瀬正男君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） まず、補助金なんですけど、参考資料の15ページ言われたんですけど、全員協議会の資料の6ページの3億2,400万円からは、これはばらばらに細かく分けてということですか。これ、半分の金額ですからね、3億円というたら。

それで、環境省の感触を聞いたかったというのがあります。単町でやるんだつたら、6億6,000万円というのはとてもじゃないけど、町の、あと7年とか9年で払うと言いながら、相当の負担になるし、心配なんは、電力と言ったんですけど、業者が撤退した場合のことをぴちっと紙に書いとかないと、二度と、弁護士、いろんなに相談して、解決しようとする。このウエストですか、何か6グループぐらいあつて、吉田地区の辺からずっと交渉してやつとるとこで、うちとは違ひますというような話をされてたんで、同じグループじゃから頭は同じ会社だと思ひうんですけど。そういうふうに、個人で裏切られることはあるけど行政が裏切られるというのは考えられんことなんで、これはきちっとした契約をしてほしいなというふうに思ひます。竹内課長が自信を持って、補助金が出れば8月から工事言われたんですけど、動向がよく分からないんで、あんまり確定した答弁をしないほうがいいんじゃないかなというふうに思ひます。

それで、農業費のほうなんですけど、詳しく聞くあれはないんですけど、これから、これだけ観光資源というか、地域の資源として書いてる以上は、全部整備せんといけんでしょうし、さくら並木も下はどこが草刈りをするんか知らんけど、草ぼうぼうで、上、さくらだけが咲いてるというような観光資源はみつともないし、天神山城を上る道ですね。私、足が悪いんで、ああいうところは上れないんですけど、そこもきちっとやって、本当の観光資源にするかどうかというのをお聞きしたかったというような状況でござひます。

付録的に、この事業とは関係ないんですけど、本当に遊休農地というて聞くと、あそこの大田原の土手から見るあの景色、早く何とかならないかなというふうに思ひるのは、居樹議員と同じ思ひですので、よろしくお願ひします。

質問を終わります。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。1点、太陽光の関係なんですけど、電力会社とはもう別で、自衛線を線を引いて、町独自の太陽光施設から電気を取って、それをキュービクルに送るということでござひますので、電力会社と契約するということとはもうござひません。そのようなことで、確実に電気は供給をされるということになりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、補助対象が約3億2,400万円ということで、その半分の約1億6,000万円が補助金が出

るということでございます。よろしくお願いいたします。

(11番 当瀬万享君「終わります」の声あり)

○議長(広瀬正男君) ほかに質疑はありませんか。

2番 山野君。

○2番(山野英里君) 私のほうから3点ほど、失礼いたします。

まず、77ページのほうになりまして、14番、工事請負費、公園施設工事費として7,500万円計上されておまして、こちらのほうは、説明のほうで7,300万円ほどが益原多目的公園の駐車場の増設事業、そして200万円のほうが道路のアスファルトの整備と聞いておりますが、前回も申し上げましたが、この道を通るのに、公園に行くまでにすごい子供たちも危険な目に遭いますので、今回、この200万円のほうで何か安全に渡れるように工夫等など、計画されているのかということの一つ聞きたいのと、続きまして95ページ、12番、委託料のほうで、子育て短期支援事業委託費として26万8,000円の事業内容を教えてもらいたいのと、この下にあります利用者支援事業委託料として423万7,000円計上されておりますが、こちらの事業内容を教えてください。

○議長(広瀬正男君) 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長(岡 恵一君) 失礼します。

山野議員の77ページの14番、工事請負費の7,500万円のうちの200万円のことですけども、これにつきましては、昨年度、大型遊具がリニューアルしてオープンしました。それでもう1年たつんですけども、大型遊具の周辺が、まだ草まみれのところがあったりとか、それからアスファルト舗装が汚い部分がありますので、その辺りを、多分、アスファルト舗装はもう撤去して、それから真砂土を敷きならしてきれいにしたいと。併せてインターロッキングとか、そのあたり、見栄えがいいように、張り芝も少し張りながら整備をしたいというふうに考えております。

交通安全のことですけども、今回、駐車場整備をしております。警察協議をしたんですけども、現在のあそこの道路でいきますと、町道と、それから自転車道との接点のところに横断歩道がありますので、横断歩道と横断歩道の間が200メートルは間隔が空いてないといけないということで、現在120メートル程度ということなので、横断歩道のほうはすぐには設置できないというふうになっております。

それから、自転車道との接点のところに停止線も、併せて協議をしたんですけども、そこにもまだ設置のほうで、大きな道路のほうに止まれの停止線をつけるのはおかしいということの意見を言って、それもつけられないということなので、事故等が未然に防げるように、基本的には横断歩道があるので車が止まるのが当たり前だろうというような話も聞きましたので、また状況を見て対応をしたいというふうに思っております。

○議長(広瀬正男君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 失礼いたします。

95ページ、委託料の子育て短期支援事業委託料の内容でございますが、子育て中の御家庭が一時的に養育を必要とする、子育ての御両親が特別な事情によって一時的に子供の面倒が見れないというようなケースでございますが、そういうときに、適当と認める場合、児童福祉施設等に養育を委託するものでございます。現在、和気町では、乳児院と、それから年齢に応じて児童養護施設が利用できるように契約をいたしております。

それから、その下の利用者支援事業委託料でございますが、こちらにつきましては、子育て支援の拡充のために、身近な場所での相談や情報提供、助言など、必要な支援を行うものでございます。和気町子どもひろばを活用するほか、今回はプレーカーを導入いたしまして、それぞれ各地区の催物等がございましたら、そちらへ出向いて、親子の相談など乗れるような、そういった体制づくりをするものでございます。

○議長(広瀬正男君) 2番 山野君。

○2番（山野英里君） 77ページの公園施設工事費につきましては、この200万円というのが道路の関係ではなくて大型遊具の舗装ということで承知いたしました。しかし、道路に関して、現状のままということなので、また今後も策を考えてほしいと思います。

95ページのほうにつきましては承知いたしました。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） 4点ほど、質問させてください。

ページ数がはっきり分らないんですけど、令和7年度の財政調整基金です。取崩しが4億4,000万円あるわけですけども、幸い、今年度は予算4億円ぐらいあったわけですけど、それもほぼなくなるというふうにお聞きしてます。改めて4億4,000万円の取崩しの予算になってます。現時点での貯金とも言える基金残高、一般財政調整基金をはじめ全ての基金残高、それから一方の借金とも言える地方債とかの残高、このあたりがどれぐらいあるのか、明確に教えていただきたい。どっか見れば、ある程度は分かるんだと思うんですけども、教えてください。財政調整基金については、4億4,000万円、取崩しになってますが、一方でふるさと納税、これが5億500万円、予算化されてます。これ、どこまで当てにしているのか、今後も含めて。お米が中心とお聞きしてるんで、ある程度、見込めるような見込めないような、そのあたりも教えていただければ。これ、1点目。

2点目は、予算書67ページです。節18青少年交流事業補助金359万1,000円、これは具体的に何かということなんですけども、今まではいろいろ、子育て交流、Zoomなどでやったり、リアルな交流はなかったわけですが、これ、もしかしたらリアルな交流が始まるのか。その場合、いつ誰がどこの国へ行くんか、そのあたりが分かれば教えてください。

それから、3点目、予算書の69ページ、節18まちづくり協議会事業補助金369万4,000円です。これは、私の認識では9つの協議会への補助金だと思われませんが、私なんかも考えるのは、時々、協議会などを拝見しまして、これがまちづくりの原動力と言うか、核になっていかなければいけないというふうに思ったりもするんですけども、それにしてはちょっと、369万円を9で割ったらかなり小さい数字になるんで、これが各協議会からの声を受けて、反映してるものなのかどうか、そのあたりも教えていただきたい。

それから、もう一点だけ、これはもう皆さん、何度も議論を重ねてる温泉のソーラー発電の件ですけども、これは参考資料の15ページです。こちらのほう、ちょっと違う観点から申し上げて、もちろん電力が直で賄えて、うまくいけば7年、悪くても10年で償還できるということは分かりました。一方で、災害時の避難所という位置づけがありますので、その場合、蓄電池の話になるわけですけど、この蓄電池がどの程度のもので、どれぐらいの予算が入っているのか。もっと言えば、この蓄電池っていうのは、意外と電池のようでかなり高度なコンピューター制御というふうに聞いているんですが、そういうことを考えると、現状では中国製がもうほとんどです。情報セキュリティの観点からいうと、できれば国産を使ったほうがいいのかという、そういう今の思いがあるんですけど、そのあたり、どういうふうに予定しているか、この予算の規模と中身です。このあたりを教えてください。

○議長（広瀬正男君） ここで場内の時計が、11時15分まで暫時休憩とします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、我澤議員からいただきました財政調整基金の関係の質問に対してお答え

いたします。

予算書48ページ、49ページにかけて、令和7年度の基金の繰入金の予算を計上いたしております。まず、そちらを説明します。48ページ、財政調整基金繰入金、令和7年度の予算4億4,000万円で、前年度の予算に比べて4,000万円増額となっております。性質として、歳入と歳出を計算して、歳入不足分をこの財政調整基金で調整して、予算全体、トータルを調整するものとなっております。

御質問の中で、一体どれだけ財政調整基金が今現時点であるのかということですが、令和6年3月末、令和6年度末時点で、財政調整基金に関しては……

(「5年度末」の声あり)

あ、5年度末。失礼いたしました、5年度末、約31億6,800万円。そのうち今回、その中から4億4,000万円の基金を取り崩して、令和7年度の歳入歳出予算の調製を行っております。財政調整基金以外にも減債基金、あるいはまちづくり基金等、目的基金を設けておりますので、一般会計の合計で約50億9,200万円余り、一般会計で基金のほうを設けて、残高となっております。

御質問で、じゃあ今の話が、基金、貯金の話なんですけど、借金のほうがどれぐらいあるかという御質問もございまして、予算書の181ページをお開きください。予算書181ページには地方債に関する調書のほうを掲載いたしております。表の左端、前年度末残高、令和5年度末の現在高、その隣が前年度末、令和6年度末の現在見込み高で、一番下の合計が100億4,558万7,000円となっております。その表の隣が令和7年度中の起債、借金の見込額と償還、借金の返済です。起債のほうが15億円余り、借金の返済、元金の償還に関しては8億7,189万4,000円ですので、借入れと借金の返済を見込んだ、一番右端、令和7年度末の現在見込みになると、106億8,879万3,000円、これはあくまで見込みですが、借金に関してはそのような金額の見込みでございます。

○議長(広瀬正男君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただいた質問のうち、まずふるさと納税の関係でございます。

令和7年度当初予算、歳入のほうで、普通のふるさと納税、5億円と見込んでおります。こちらにつきましては、我澤議員がおっしゃられたとおりで、まず米の関係です。そちらのほうで、今現在、好調であったということ、それから今日の新聞に載っておりましたけれども、備蓄米を放出するということではありますが、どうやら効果は限定的なような新聞記事でございました。町といたしましても、次年度以降もまだこの傾向は続くんでないかなというふうに考えております。そういった中で、ふるさと納税をされる方も、実際にもう、多分、お米をふるさと納税でというのが、一つ、スタンダードになるんじゃないかなというふうにも考えておりますので、そういった意味も含めまして、次年度も5億円程度、入るんじゃないかなというふうに考えておるものでございます。ただ、それだけではなくて、従来人気のあった備前牛のローストビーフとか、あとは町内のフルーツとか、そういったあたりのところが、実際、今年度は少し伸び悩みをしておりますので、ここらあたりのてこ入れをしていながら、こちらもうまくプロモーションして、こちら伸ばしていければというふうに考えておるところでございます。

続きまして、67ページの国際交流の関係でございます。

こちらは、遠隔の交流でやっているオーストラリアの学校へ実際に出向いていこうということで、今、先方といろいろと調整をしているところでございます。ただ、学校の許可というのはお互い話はできているんですが、どうもオーストラリアのほうへ行くには、公立学校の場合には州の許可が必要になるというようなことが分かってまいりまして、今、州の許可を得るための条件等の確認をしているということでございます。

時期としては、できましたら夏休み期間あたりで行けたらということで、今、調整をしているという状況でござ

ざいます。

それから、69ページのまちづくり協議会の関係でございます。

こちらにつきましては、長年、事業のほうはやってきておりまして、まちづくり協議会の方、地域の方にもいろいろな取組をしていただいております。こちらにつきましては、基本的にそれぞれのまちづくり協議会から、各年度、事業計画というのを立てていただいております、そちらに応じたもので、町のほうで補助をしているといったものでございます。

内容的には、もう大体同じようなことをずっとされているということがございます。会議の中でも、また新たな取組がございましたらぜひ御相談くださいというお話をしてるんですけども、新しい取組はなかなか上がってこないというようなことも現状としてはございます。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

太陽光関係の御質問にお答えさせていただきます。

まず、薬草園には500キロワットアワーの蓄電池を設置予定としておりまして、災害時に必要な電力量としましては341.9キロワットアワーを見ております。その電力量で想定稼働時間でございますが、まず照明設備が6時間、こちらは夜間のみ使用を想定をいたしております。それから、空調設備につきましては5時間、日中3時間と夜間2時間の使用を想定しております。それから、換気設備につきましては24時間、常時使用を設定をいたしております。

それから、議員おっしゃられておりました蓄電池につきましては、金額が設計段階で6,000万円、現在、海外製のものですが、国産のものを現在、検討しているところでございます。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） それぞれ御回答いただきましてありがとうございます。

最初の海野課長のほうからいただいた基金残高と債務、このあたりの説明、大体分かったんですけども、これは、要するに一般会計で50億9,200万円、こちらが財政調整基金並びに全ての基金の合計ですよね。一方で、借金も、当然、償還されるものもありますけども、106億8,879万円ですか。これが全てですかね。あと特別会計とか何かあるんですよね、これ以外にも。そのあたりも教えてほしい。

それから、青少年の交流事業の補助金359万円については、オーストラリアの、これは中学校なんか小学校なんか高校なのか、そのあたり、全て含めて検討中というふうに考えてよろしいんでしょうか、これは。できれば時期も教えてほしいです。

それから、まちづくり協議会のこの件については、なかなかいい提案がないというふうな意見もありましたが、このあたり、もうちょっと積極的にやるとか、方法があったのかなと思います。もしかしら組織のほうにも問題があるのかなというふうに感じました。ということは、金額的には折り合ってるというふうに考えてよろしいんでしょうね、これ。分かりました。

最後の質問は、蓄電池の話をさせていただきましたが、これは一応、見積りと言うんですか、最初段階では海外製、恐らく中国製だと思うんですけど、考えていたが、国産に変えるべく検討中というふうに、これは情報セキュリティの問題もあって替えようと、そうすると多少予算も変わってくると思うんですけど。国産のほうが高いはずなんです。そのあたりはどのように考えられるか、教えてください。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 我澤議員からの再質問の内容で、先ほど申し上げたのが、一般会計の貯金、基金と借金、地方債の話で、これ以外にも公営企業会計であったり、あるいは温泉の特別会計、特別会計でも過去に地方債を発行した会計においては、それぞれの地方債の残高というのがあります。基金に関しても、先ほど一般会

計の残高で、これ以外に介護の会計でも基金がありますし、土地開発基金、そういったものも含めると、令和6年3月、年度で言うと5年度末で約54億円、町全体で基金のほうを積み立てて、運用のほうもそれぞれ行っております。特別会計、企業会計に関しては、それぞれの担当課長での説明になろうかと思います。

○議長（広瀬正男君） 鵜飼谷温泉支配人 大竹君。

○鵜飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

和気鵜飼谷温泉特別会計の起債の残高につきましてですが、予算書378ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうに前年度末現在見込み高ということで、令和6年度末の予定残高、6年度借入分を含む残高になりますが、1億5,450万円というものになります。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

予算書の440ページをお願いします。

こちらが下段のほうに上水道の企業債の明細書を添付しております。令和6年度末の未償還額が1億2,047万3,330円となっております。

それから、簡易水道事業会計のほうは469ページをお願いします。こちら、簡易水道事業債の令和6年度末の未償還金のほうが7億5,234万732円となっております。

それから、下水道事業会計でございますが、一番最後、503ページになります。下水道のほうが、令和6年度末の未償還金が46億6,515万8,044円となっております。

○議長（広瀬正男君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、オーストラリアの国際交流の関係でございます。

今のところ、想定してるのは中学生を対象にしようかなというふうに考えております。

それから、時期につきましては、夏休み期間中で行ければなというふうに考えておるところでございます。

それと、まちづくり協議会につきましては、なかなか新しい提案が出にくいというのは、まちづくり協議会の活動されている方が同じ方がずっと長いこと続けていただいているんですけども、若い方とかがあまりそちらのほうに入ってきていないというのが一つ、内容的には、その各組織の構造的なものとして少し課題があるのかなというふうには考えております。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

蓄電池の国産に替えた場合の対応でございますが、金額面も含めて、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） 分かりました。基金残高、それから町の借金、すいません、特別会計まで及びまして、私の質問が悪かったのかもしれませんが、町全体の財務内容を教えていただきかったので、まとめて質問させていただきました。ありがとうございます。

それから、青少年交流事業につきましては、中学生が夏休みにオーストラリアを予定していると。ぜひよろしくをお願いいたします。

それから、まちづくり協議会につきましては、いろいろ組織の問題もあるというふうなことがあるようですが、これがまちづくりの原動力というか、核になる事業だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、温泉のソーラー発電につきましては、多少、予算は増えてくるということなので、そのあたりもまた、今後、教えていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 山本君。

○9 番（山本泰正君） 71 ページの地域おこし協力隊の件で、参考資料36 ページなんですが、このハウスマスター5 名というのが、交流センターの管理人というような情報を得とんですが、この5 人は既にもう決定しているのか、内定しているのかというあたりをまず聞きたいと思います。経費的に問題のある事業でもあろうかと思いますが、非常に着目点、すばらしいなというふうに思っております。運営に管理の人件費、非常に大きいと思いますので、このあたりが5 名で十分いけるのかどうか、確認ができていいのかどうかということと、それから魅力化事業を続けてになりますが、現時点で入所の希望者数、分かれば教えてほしいと思いますし、そのうち新入生が何人程度、そして地域別、県外あたりがどういう状況かというのも、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（広瀬正男君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山本泰正議員からいただきました、まずハウスマスターのことですけれども、今、5 名予定しております。5 名の方、皆様、決まっております。1 名が12 月から着任、それから残りの4 名がこの3 月頭から着任をして、地域学習交流センターの開所を目指して、準備等を進めてはおるところでございます。こちらにつきましては、どうしても夜間の宿直というか、そういう業務も、24 時間、誰かがいなくちゃいけないということですので、シフトを組んでローテーションで回していくといった形で考えております。

続きまして、高校魅力化の地域学習交流センターの入所の申込等見込みの状況ですが、現在のところ、在校生は、今、和気閑谷高校の寮に、それからあと和気鶴飼谷温泉の暫定寮のほうにおります卒業生を除く方で、今、8 名の予定となっております。それから、新入生につきましては、まだ、もしかしたら一般入試、それから2 次募集等で何か変化があるかもしれませんが、今現在のところ、8 名ほどの入所があるという見込みがあるということで、高校のほうからは情報を聞いております。

地域的なものになりますと、だんだん範囲が広がってきておりまして、そもそもは近県からが多かったんですが、今年度、受験されて、次年度、入られる方で言いますと、例えば東京、それから新潟、富山、それから福岡のあたりということで、だんだんだんだん日本全国に広がってきているということで、和気閑谷高校のほうで全国募集しているというものがだんだん広く認知されてきてるなというふうに感じておるものでございます。

それから、なおこの地域学習交流センターに入所しないまでも、通いで来れる、兵庫県とかの辺りの子も複数名、入ることになっておりまして、県外から来られる県外留学生は過去最大の人数になるというふうに、高校のほうからは報告を受けております。

○議長（広瀬正男君） 9 番 山本君。

○9 番（山本泰正君） 和気閑谷高校の定数確保に尽力できるように、健全運営でやってもらわないと、町民の方からは、県の施設へ何で町がやるんならというような声もありますんで、ぜひこういうハウスマスターを採用するというのは大変いいことだと思うんで、健全運営を目指して頑張ってください。返答はよろしい。

○議長（広瀬正男君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第32 号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第32 号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（広瀬正男君） 日程第7、これから特別会計予算12件の質疑を行います。

最初に、議案第33号から議案第36号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第33号令和7年度和気町国民健康保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 213ページに国保の保険事業というのが出ておりまして、大まかに言うと特定健診と特定保健指導っていうんですか、それでその手数料だとか、それから特定健康診査の委託料が1,163万5,000円、それから特定健診未受診者対策事業業務委託料186万3,000円というふうになっているんですけど、今年の特定健診っていうのが40歳以上ですか、目標というか、それはどういうふうにやろうとされているのかということをお願いしたいんです。

あと、何で聞いていいんか分からないんだけど、もしこれ、余談のあれで、そりゃあもう質問しちゃあいけんと言われたらあれなんだけど、がん検診とか、そういう分で、新しい冊子を作って、利用して健康管理に役立てようということやってるんですけど、その皆さんの、町民の方の受け止め方は今どういうふうになっているのか、その辺を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

特定健診についての御質問でございます。

まず対象の方が40歳から74歳までの方で、令和7年度は2,300人を対象にしております。7月から12月まで個別健診、それから1月から2月までの間に集団健診を実施することとしております。生活習慣病の発症ですとか重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目をしました特定健康診査を実施してまいります。そういう予定としております。

それから、7年度は、特定保健指導につきまして、天満屋のランニング事業部、そちらと連携をいたしまして、運動指導事業によりまして、生活習慣の改善サポートを行いたいというふうに考えております。

それから、未受診者対策としましては、はがきですね。はがきを、何年以上受けて、受診をされていない方、1年以上であるとか2年以上であるとか、そういったふうにはがきの内容を分けまして、受診の案内をさせていただいたり、また国保連合会の保健師さんに御協力をいただきまして、電話のほうで健診を、まだ受けられてないんですけどもということで、お電話での御案内をさせていただく、そういった取組を予定いたしております。

それから、受診率、目標としましては45.5%を目指して取組をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、がん検診につきましては、一般会計のほうになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

（10番 西中純一君「大体、45.5%で、頑張られているのがよく分かりました」の声あり）

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） それでは、質疑なしと認め、次に議案第34号令和7年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についての質疑はありませんか。

4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） それでは、質問させていただきます。

233ページのほうがいいんですか、これは。232ページ、診療所、よろしいんですね。

2つの診療所の予算でございますが、それぞれ日笠診療所と塩田診療所があるわけですが、これは、だんだん受診者って言うんですか、利用者も減ってきて、診療日も減ってきているような流れでございますが、今後、どのように考えるのかなという、2つの診療所、町として、地域交通と同じで、今後どのように考えるのか。今ある施設を大事にしてまちづくりに発展していくのか、それとも人口減に応じてもう予算を閉じていくのか、その辺の全体の流れを教えてください。よろしいですか。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 実は国保の運営協議会の中でもそのような議論は現在もしているところでございます。塩田の診療所につきましては、一度、赤磐市の佐伯の北の診療所に引き継いでいただこうかなというようなことも議論をした経緯もございますけれども、経費の関係から、現在、そこへ残したほうがいいし、その地元の方々が近くで処方箋をしていただけたりと、何かいろんなことができるのであれば、そっちのほうがいいだろうというようなことに、一旦、なりました。そのような状況に、今現在なってるということでございます。

日笠の診療所は、今年度から診療の日にちも短くしたというようなことでございますけれども、今後、我澤議員がおっしゃるように、どのようにするかということは、また運営協議会の中で検討させていただきたいというように考えています。よろしくをお願いします。

○議長（広瀬正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第35号令和7年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、次に議案第36号令和7年度和気町介護保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第33号から議案第36号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第33号から議案第36号の4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号から議案第36号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号令和7年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、議案第37号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号令和7年度和気町駐車場事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私、聞き逃しかもしれないんですけど、353ページの施設工事費の470万円は、駅前駐車場部分の舗装ということでしたんですか、農協のところでしたか、もう一遍、確認だけです。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼します。

これは駅前ではございません。こちら、曽根駐車場の舗装工事です。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（広瀬正男君） よろしいか。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） 今の同じページです。この前、説明で曽根のということがありましたんですが、私、それじゃなしに、駅前のこの駐車場の舗装関係で、要はメインの駅前、その駐車場の整備状況というんか、私はいつも通るんですけども、もう白線とか、かなり旧型の駐車場で、できればこの際、もう少し、駅前のゆったりした形の、あそこ、現場を見てもらえれば分かりますけども、かなり窮屈な駐車場、先細りの三角のともということで、この予算は曽根は曽根で結構ですけども、その考えはありませんか。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

駅前の駐車場ということでございますが、今現在の部分の舗装という部分については考えておりません。以前、全員協議会でも御説明をさせていただきました、全体計画としてのレイアウトが一番理想的であるというふうに考えております。エレベーターと併せて、そういったものの時期も考えて進めていきたいと考えております。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） 今の説明は、これ聞いたら、予算書に書いとるから、駅前するようになってないんですけども、今後のあれとして、今言う答えでは、駐車場、先送りで、併せて今後、数年後にやるときに、あその駐車場、JAの関係もまだ、ですから、現状の中で最大限ということで、今、私が将来的に考えたほうがいいんじゃないかなということなんです。予算上はもうそれだけのことしか、それしかやらないということは、これ、議案書を見りゃあ分かつとんですけども、駅前のあの駐車場が現状で、要は認識の違いなんです。そのところが、考え方の方で、現在の状況というのは、皆さんは知られんかも分からんけども、あそこは結構もう古い白線とかというのもあるんで、これは、たまたま曽根があったから、私もあえて提起したんですけども、それはすぐやらなくても、とにかく少し考えていただければと思います。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。私も駅前の駐車場の白線が薄くなったり舗装が傷んでるということは承知をしています。先ほど担当部長が答えましたように、駅前の全体計画の中で取り組んでいくというこ

とで、来年度、あそこを舗装して白線を引くと、曾根以上のお金がかかるということでございますので、全体計画の中で進めていかせていただければと考えています。よろしくお願いします。

(8番 居樹 豊君「結構です」の声あり)

○議長(広瀬正男君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、議案第38号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号令和7年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、議案第39号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号から議案第44号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第40号令和7年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、次に議案第41号令和7年度和気町地域開発事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、次に議案第42号令和7年度和気町上水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、次に議案第43号令和7年度和気町簡易水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) すいません。447ページの配水管の布設工事というふうに言われたと思うんですけど、これが3,630万円、配水管布設工事、支出のところ。建設改良費のところ、なっております。これはどこを、配水管、布設されるんですか、教えてください。

○議長(広瀬正男君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 失礼いたします。

議案書の467ページを御覧ください。

こちらが、今、配水管布設工事3,630万円の内訳になります。節委託料で100万円、工事請負費で3,530万円となっております。工事の内容といたしましては、右側の説明欄に書いているものでございます。

(10番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(広瀬正男君) よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、次に議案第44号令和7年度和気町下水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、議案第40号から議案第44号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第40号から議案第44号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第40号から議案第44号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第8)

○議長(広瀬正男君) 日程第8、議案第45号町道路線の認定についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 質疑なしと認め、議案第45号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第45号を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(広瀬正男君) 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第9)

○議長(広瀬正男君) 日程第9、請願第1号及び請願第2号の2件を一括議題とします。
まず、請願第1号食料・農業政策の見直しを国に要請する請願書についてを議題とします。
これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 失礼します。

じゃあ、まず請願第1号について、紹介議員になってるので趣旨説明をさせていただきます。

これ、読んでいただければ分かるように、食料の自給率が下がって来たり、高齢化だとか、いろいろと基幹産業である農業のことが大変な状況でございます。それから、最近、お米の値段が特に上がって、ついに国も備蓄のお米を放出するというふうな事態にもなっているというふうなことで、標記のような食料・農業を守るためのいろいろ、自給率向上だとか、米不足を解消することだとか、所得保障制度を確立してほしいとか、そのような要請書、意見書的なものを国へぜひ上げていただきたいという請願趣旨でございます。よろしくお願いします。

○議長(広瀬正男君) これから請願第1号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

次に、請願第2号「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願についてを議題とします。

これから、請願第2号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 請願第2号の趣旨説明をさせていただきます。

いろいろと、今、働く人の給料がなかなか上がらないということで、今、最低賃金というのはあるんですが、それぞれの各都道府県、地方によって最低賃金が決められているということで、なかなか働く人の給料が上がらないということで、全国一律の最低賃金制度を設けていったら上がるのではないかと。特に賃金を上げるためには、もう即、今から1,500円の最低賃金を実現して、1,700円を目指すこととか、そういうふうな内容を含めた意見書を、ぜひ国へ上げていただきたいというのが趣旨でございます。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第1号及び請願第2号の2件を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第10）

○議長（広瀬正男君） 日程第10、今回陳情3件が提出され、これを受理しています。

陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定によって、お手元に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他2件の陳情についても、議員控室のファイルに整理しておりますので、御高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日12日は、午前9時から常任委員会の現地視察を行いますので、御出席方よろしくお願いします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後0時04分 散会

令和7年第3回和気町議会会議録（第12日目）

1. 招 集 日 時 令和7年3月18日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和7年3月18日 午前9時00分開議 午後3時00分散会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

2番 山 野 英 里	3番 山 田 浩 子	4番 我 澤 隆 司
5番 従 野 勝	6番 神 崎 良 一	7番 山 本 稔
8番 居 樹 豊	9番 山 本 泰 正	10番 西 中 純 一
11番 当 瀬 万 享	12番 広 瀬 正 男	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	民生福祉部長 万 代 明
住 民 課 長 竹 内 香	健康福祉課長 松 田 明 久
産業建設部長 西 本 幸 司	産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司	上下水道課長 柚 本 賢 治
総務事業部長 永 宗 宣 之	会 計 管 理 者 清 水 洋 右
教 育 次 長 新 田 憲 一	学校教育課長 嶋 村 尚 美
社会教育課長 森 元 純 一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 3番 山田浩子 2. 2番 山野英里 3. 8番 居樹 豊 4. 4番 我澤隆司 5. 7番 山本 稔 6. 6番 神崎良一 7. 10番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(広瀬正男君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(広瀬正男君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(広瀬正男君) 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、質問者席に移動した後、発言許可を得てから質問を行ってください。質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

3番 山田浩子君は質問者席へ移動してください。

それでは、通告順位に従いまして、3番 山田浩子君に質問を許可します。

3番 山田君。

○3番(山田浩子君) おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目、人権尊重のまちづくりの取組の更なる推進を。

①人権尊重のまちづくりの取組の現状は。

和気町には、和気町人権尊重のまちづくりに関する条例があります。部落問題をはじめ、様々な人権問題について、勉強会や研修会が行われていると思いますので、その取組についての現状をお聞かせください。

また、女性の人権問題にも関係する、男女共同参画推進委員会が存在しています。私は、2年間、その委員会の一員でしたが、一度も会は開かれませんでした。なぜ開かれなかったのか、今後どのようにしていくのかをお聞かせください。

②様々な困難を抱える方への配慮は。

先日、藤野会館は改築10周年を迎えました。部落問題を中心に、相談事業や調査、福祉支援事業、啓発活動、研修会、勉強会など、様々な取組を熱心に行ってこられた歴史をお聞きし、心から敬意を表します。これほど人権について学ぶ市町村はないのではないのでしょうか。先日は藤野会館で、「聴覚障害者の人権について」というテーマで研修会が行われました。聴覚障害と言っても様々な種類があり、コミュニケーション方法は様々であることなどを学びました。中でも印象に残ったのは、災害時のときに危険を察知できない、状況がつかめない、避難しても放送が聞こえなくて食料がもらえない、周りの人の声が聞こえないので仲間に入れない、テレビに字幕がなくて何を言っているのか分からないといった現実です。ここで紹介したいのは、岡山市が岡山放送に委託して作成中である、防災についての情報を得られる短編動画です。運用は来年度のようなのですが、QRコードを読み取ることで情報が得られるそうです。岡山放送では、誰でも情報を得ることができる社会の実現を目指し、手話、字幕、音声で伝えるユニバーサルな動画サービス、シュワQが企画、開発されています。和気町では、昨年3月、手話言語条例が制定され、広報誌への手話の掲載や研修なども行われていて、普及啓発に積極的に取り組まれていると思います。さらなる展開として、岡山放送が情報から誰一人取り残されないために取り組んでおられる事例や、岡山市の行っている事例なども勉強してみるのはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） おはようございます。

私のほうからは、人権尊重のまちづくりの取組の現状はということで答弁をさせていただきたいと思います。

議員からも紹介がございましたが、和気町では、岡山市町村の中でも先んじて、人権尊重のまちづくり条例を制定いたしております。本条例では、同和問題をはじめ、子供、女性、障害者、高齢者、在日外国人など、全ての人権問題解決のため、町の役割でありますとか、町内に暮らす全ての者の役割等を明記して、和気町に暮らす全ての者が、共に力を合わせてこの使命を達成することを目指して取り組んでいるところであります。この条例の理念の下、和気町では和気町人権啓発推進委員会を設置して、地域、家庭、学校、職場などにおける人権教育啓発の推進を図っております。役場行政だけでなく、議員の皆様をはじめ、町内各地の老人クラブでありますとか、観光協会、各種団体などで、様々な機会の中で人権教育啓発に取り組んでいるところでもあります。

また、和気町の藤野会館におきましても、行政職員であるとか、和気町へ赴任してきた教職員を対象とした交流、同和教育講座でありますとか、毎月第3金曜日になりますが、運動団体、和気町協議会と行政、学校園との共同によります3者同和教育研修会も実施しており、同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決に向けて、教育啓発に取り組んでいるところでございます。

御指摘がございました男女共同参画の問題についてであります。議員からも紹介がございましたが、和気町男女共同参画プランを令和3年3月、2021年ですか、策定いたしております。このプランに基づいて、男女共同参画に関する講座を年数回、開催してまいりましたが、策定時以降、ちょうどコロナ禍と重なったため、計画、プランに乗った十分な取組がなされてない現状がでございます。この反省を踏まえて、2025年度以降の人権教育啓発の中で、そういったプランに即したメニューも取り組んでまいりたいと考えておりますので、またいろいろと御指導いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からの様々な困難を抱える方への配慮について、私のほうからは障害者の方々への取組について回答をさせていただきます。

本町では、全ての町民が安全かつ快適に暮らせるまちづくりを目指しており、障害のある方々への配慮は重要な課題だと認識しております。特に聴覚障害者、視覚障害者、またヘルプマークをお持ちの方々に対する適切な対応の周知と促進は、共生社会の実現に向けた重要な取組の一つと考えております。昨年3月、和気町手話言語条例が制定されたことから、今年度は町のイベントでの手話通訳の導入、広報誌を通じた手話の魅力や必要性を伝える広報活動、職員を対象とした手話研修を実施してまいりました。また、視覚障害のある方々への対応としては、口頭による丁寧な説明に努めるなど、改善を図っているところでございます。

ヘルプマークにつきましては、その認知度向上が不可欠であると考えております。町の広報媒体やホームページ、SNSを活用した情報発信を強化し、市民一人一人がヘルプマークの意味や配慮の必要性を理解できるよう努めてまいります。また、公共施設や民間事業者にも御協力をいただきながら、ヘルプマークへの理解を広げる啓発活動を推進してまいります。

今後も障害のある方もない方も、ともに暮らしやすい環境を整えるため、関係各所と連携しながら取組を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、先ほど御提案いただきました岡山放送の取組についてでございますが、町として、そういったことが可能かどうか、今後、調査検討をしてまいりたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

私のほうからは、災害に備えるという観点で御答弁をさせていただきます。

災害はいつどこで起こるかは分かりません。和気町のほうでは、自分や大切な人を守るために、起こり得る自然災害を想定し、日頃から適切な備えをしておく必要があるために、様々な防災に関する情報を記載した、和気町ハザードマップを作成いたしております。このハザードマップには、地域ごとの避難所や洪水浸水想定区域、土砂災害の警戒区域、災害への備えなどを記載し、有事の際の備えとして活用いただいているところでございます。

しかし、現行のハザードマップは、議員御指摘のとおり、様々な困難を抱える方向けのものとはなってございません。特に視覚、聴覚障害をお持ちの方については、お住まいの地域ごとにどの程度のリスクがあるのか、それからどのような備えをすべきかを知ることが非常に困難であるというふうに考えております。災害発生時に、様々な困難を抱える方などが、自分の住んでいる場所の災害のリスクや避難場所の把握などができると、こういうことが安心して生活できることにつながることでありますので、町といたしましても、今後、点字とか音声など、ハザードマップの内容を伝える手段を研究してまいりたいというふうに思っております。

このことに加えまして、知った後、安全に避難するためには、地域や自主防災組織の協力が欠かせません。日頃からの災害への備えを充実していくため、地域における自主防災組織の活性化も併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） まず、男女共同参画ということで、コロナ禍で十分に組み込まれてこれなかったということで、2025年度の取組について、考えていただけるということなので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、松田課長の答弁の中でヘルプマークという言葉も出てきたんですけども、ヘルプマークを周知して、持っている方は当然知っていますけれども、ヘルプマークの意味を知らない方がいると、それは活用されていないことにも通じると思いますので、そういったことを啓発活動、周知していただけるということで御答弁いただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、岡山放送の取組についても、前向きに検討してくださるということですので、岡山市と同じことができるかどうか分かりませんが、和気町としてどういったことが取り込んでいけるかというところを研究していくというのはいいことではないかと思しますので、ぜひ前向きに検討のほうよろしくお願いいたします。

ハザードマップの件についてもお話がありましたけれども、先ほどの岡山市での取組で短編動画とかというものもありましたけれども、QRコードでそういったものを情報を提供する、先ほど言われましたように、自分の住んでいるところにどういうふうな被害が想定されるのか、また避難場所とか避難所での生活について、こういったところが気をつけないといけないとか、こういうふうなものがあるのかという、誰でもが、そういった困難を抱える方たちに情報が伝わるような方法をぜひ考えていただきたいと思います。特に災害時とかになりますと、耳が聞こえてたり目が見えていても、やはり不安ですし、またそういうふうな障害を抱えている方の不安というのはより一層だと思いますので、ぜひ取組をお願いいたします。

聴覚障害者、またそういった方の人数は、町民全体の割合からすると少ないかもしれませんが。しかし、困難を抱える方への配慮について真剣に考える社会は、間違いなく人に優しい社会に変わっていくことができると思います。今回取り上げたのは聴覚障害についてですが、部落差別、障害者、貧困、子供、女性、外国人、ハンセン病、LGBTQ、様々な差別問題が多岐にわたっています。差別はなくなっていない。同和教育研修会の研修テーマに、差別を見抜く、見逃さない、しない、させない人づくりとありました。日常の差別、偏見に直感的に気づく感性を磨く必要があると思います。それには正しく知ることが大切で、人権教育は必要だと考えます。今

後も様々な角度から、子供から大人まで学べる機会をつくっていただきたい。問題全てを一度に解消することは難しいかもしれませんが、人権尊重のまちづくりを掲げている和気町だからこそ、困難を抱える方への配慮を考えながら、一つ一つ、できるところから取り組んでいただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、続きまして2番目の大きい質問に移らせていただきます。

オーガニックビレッジ事業の取組は。

1、これまでの取組の現状と成果は。

現在、和気町では、国の補助金を財源に有機農業産地づくり事業を進めています。和気町もオーガニックビレッジ宣言をし、様々な取組をされていると思いますが、その現状と今までの成果についてお聞かせください。

2、令和7年度の取組とその後の展望は。

令和7年度は、補助事業としては3年目で、最終年度になります。この年度の取組がその後の事業発展の大きな鍵を握っていると思われますが、どのような計画をされているのか。

また、補助事業が終了した後の展開についてはどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

山田議員のオーガニックビレッジ事業の取組についての御質問にお答えいたします。

要旨の1点目のこれまでの取組の現状と成果はについてでございますが、今年度、持続性の高い魅力ある農業の実現を目指し、オーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業産地づくり推進協議会を事業主体として取組を進めております。具体的には、農業技術の取得である有機稲作教室や有機野菜栽培教室の開催、有機JAS取得に係る認証費用等の補助、団地化圃場の選定、学校給食への特別栽培米の提供などを実施しております。また、田植祭りや稲刈り祭りといった、有機農業のイメージアップを目的としたアプローチも行っております。そのほかにも、有機作物のブランド化を図るためのロゴマークを作成するなど、購買意欲の向上から販売数量の増加目的とした事業についても、現在、計画しているところでございます。

成果といたしましては、稲作教室などに参加された方の知識や技術取得の一助になったことや、イベントに参加された方、学校給食で特別栽培米を食べた児童とその保護者の方に有機農業への関心を持っていただけたことなどがございます。特に学校給食での特別栽培米の提供は、和気町の将来を担う子供たちに、環境のことや安全・安心な食を考えるきっかけにもなっていると考えております。

また、有機農業を一団として行える農地の確保を目指し、団地化に向けて取り組んでおります。町内で候補地を選定し、そのエリアで農業を行っている農業者の方たちと話を進めているところであり、一部の地域では、団地化を進めることに対して前向きな回答をいただいております。

次に、2点目の令和7年度の取組とその後の展望はについてでございますが、来年度以降の取組といたしまして、今年度に引き続き、有機農法に関する講習会を開催し、新たに有機農業を行う意欲のある方がスムーズに農業を行える環境整備に取り組んでまいります。

また、有機農業の団地化を進め、地域において有機農法で農業を行っている方や団体に有機の新規就農者を紹介することで、農家同士のつながりをつくり、課題解決や農業技術の普及拡大を目指してまいります。学校給食へも、引き続き、特別農産物や有機農産物を可能な限り活用することで、農業者の販路の確保とともに、子供たちへの安全・安心な給食の提供や環境のことを考えるきっかけづくりとして、食育につなげてまいります。

そのほかにも、推進協議会の独自認証制度を設け、町内で環境負荷を低減して作られた有機農産物をブランド化し、幅広くPRすることで、購買意欲の向上や消費拡大を目指し、将来的に町内の有機農業者が十分な所得を得ることができるよう進めてまいります。

このオーガニックビレッジ事業につきましては、都市圏の移住希望者の関心が非常に高いという傾向がございます。この事業を進めることで、オーガニック指向の方々の移住が期待できます。そうした移住者の増加は、課題となっている農家の後継者不足や耕作放棄地の課題解決の一助にもなり得ますので、今後、オーガニックビレッジ事業と移住希望者をうまく結びつけ、好循環を生み出したいと考えております。

いずれにしても、このオーガニックビレッジ事業を通して、農業振興、移住促進、食育の推進など、総合的な取組を進め、ひいては和気町の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 様々な取組が今までも行われてきていて、いよいよ今年度、団地化を、前向きな回答をしていただけたところが見つかったというのは、ひそかに個人的にすごくこの有機農業産地づくりの成功を見守ってきた私にとっても、とてもうれしいことでございます。令和7年度のこの取組が大きな成果を上げ、目標とする和気ブランド米の認定、販路拡大など、実現していくよう、積極的な取組をお願いしたいと思います。

また、和気町内では、有機野菜の生産者の方々、また有機稲作農業に興味のある方々が協力して取り組んでおられるような方もいます。そういった方々への情報提供ができる研修会の開催も、私も何度も参加させていただきましたけれども、本当に皆さん、熱心にお聞きになっていて、有意義なものになっていると思いますので、ますますの研修のほうの、またそういった機会の充実をお願いしたいと思います。

先ほど、移住者の方で有機農業に興味のある方がたくさんおられるということで話がありましたが、これはちょっと提案とありますが、高梁市のほうで大人の里山留学というものがあります。これは移住のきっかけとなる体験留学で、滞在しながら地域の暮らしや仕事にチャレンジするプログラムでございます。例えば、和気町においては、そういった有機農業に興味のある方々が、一定期間滞在をし、一緒に体験をすることで、農業をする自信をつけてから和気町に移住してもらえようようなプログラムでありますとか、そういったものが考えられないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

高梁市の宿泊体験農業ですか、これ、私もインターネット等で少し見させていただきました。有機農業に限らず、農業振興全体の枠で見て、やはり現在の課題である農家の高齢化であったりとか、それから耕作放棄地の解消であったりとか、そのあたりも含めて、その解決に向けての一つの手段として、新規就農者を募るとか、そのあたりも含めて、こういった宿泊体験の事業も、今後、調査しながら、一つの事業として位置づけられたらというふうに思っております。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 実際、農業をしようと思っても、なかなかいろんな面で、分からないことがあったり、費用がかかったりっていう、いろいろハードルが高いようなこともあります。先ほど言われたように、高齢になった方の事業承継になったりとか、また耕作放棄地の解消になったりとか、そういったものにつながっていくようなプログラムをぜひ研究していただけたらと思います。それは移住者に限らず、例えば和気町内においても、今後、農業をやっていきたいという方についても、門戸を広げて、今までそうやって農業をされてた方に学びながら自分が自立をしてやっていくような、そういった段階が踏んでいけるような、そういった取組も何かできないかっていうところも、ぜひ研究をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、副町長より一言、今後のこの有機農業の取組についての思いをお話ししていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 先ほど山田議員から御提案とエールをいただきまして、心強く思ったところでございます。担当課長のほうから詳しく説明を申しましたが、令和7年度以降につきましては、さらに一步進んだ取組を行ってまいります。まず、町内で前向きに有機農業に取り組んでいる農業者を中心に、特定の地域での団地化を進めていきます。また、地域内で生産されております有機農作物をブランド化し、付加価値を高め、町内の農産物が全国規模で広く認知され、農家の皆様の収益向上にも寄与することを目指そうと思っております。加えて、令和7年度以降の取組としまして、町内外の有機農業関連団体や企業との連携も深め、技術支援や販路開拓において、さらなる協力を得ることも視野に入れております。地域の農業者の皆さんと連携しながら、持続可能で魅力的な有機農業の推進に努めてまいります。

また、御質問の中でありました、国の補助金が今年度で終了いたします。8年度以降につきましても、有利な財源を検討、確保しながら、引き続き事業を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 副町長からの力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。和気町は移住される方も増えているということで、和気町がこういったオーガニックビレッジ、また有機農業産地づくり、そういったものに取り組んでいるというのも、一つ、和気町の大きな魅力になっていくと思いますので、ぜひ成果として現れるための大事な令和7年度になると思います。熱意を持って取り組まれることを切に願って、質問を終わらせていただきます。

それでは、最後、3番目、選挙の投票所についての見直しは。

1、現投票所の設置数は現状に即しているのか。

現在の投票所は、旧和気町と旧佐伯町が合併したときのままの設置数であるとお聞きしています。ただ、人口減少や高齢になって投票所まで行くことができない、また期日前投票に行く方も増え、当日の投票所に来られる方が十数人しかいない地域もあるようです。投票所が開設されると、極端な話ですが、投票する方が一人もいなかったとしても、そこに人員が配置されることになります。合併してからもう20年になります。現投票所の設置について、見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

2、そこで、移動期日前投票所を取り入れてはどうかという提案です。

都市部などにおいては、若者の投票率を上げるため、大型商業施設に投票所を設けたり、大学などに移動期日前投票所を設けたりするような体制が整えられているところもあります。逆に和気町では、投票所になかなか行きづらい高齢者の方々や、投票所を縮小する代わりに移動期日前投票所を設けていくことは考えられないのでしょうか。投票所を縮小することでその費用を削減することができ、その分を移動期日前投票所の開設に回せるのではないのでしょうか。そのことによって、投票所まで行けなかった方も、個人の権利である選挙権を行使することができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私のほうからは、選挙管理委員会事務局長の立場で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の要旨でございますが、現状でございます投票所、議員おっしゃられたとおり、合併後、16の投票所、旧佐伯町で6、旧和気町で10を引き継いだままの現状であることは認識いたしており、規模や配置のバランスが取れてない現状も感じているところであります。ちなみに、令和7年3月1日の定時登録日における登録者数の関係でございますが、和気町全体で1万1,129名、16投票所で割りますと平均695人です。有権者が一番多い投票区で2,525、これ、和気町中央公民館を投票所とするエリアでございます。逆に一番

少ない投票区では48人となっており、その差は約53倍となっている現状でもあります。選挙を行うために必要な人員についても、高齢化の影響によりまして、地域によっては、長時間にわたって投票事務や投票を監視する投票立会人の選任が容易でなくなっている現状も認識しております。さらに投票所、施設によっては、バリアフリーの対応や駐車場の確保など、環境整備が十分でないところもあり、有権者にとって投票しやすい環境が、平等性が取れているとは思っていないところもあります。一方、もう20年がたちますが、期日前投票制度の定着によりまして、投票者の半数近くの方が期日前投票所を利用されるなど、投票環境の変化も進んでおる現状でございます。こうしたことから、投票しやすい環境を整えつつ、併せて経費節減に努めながら、公正公平な選挙事務の執行に当たり、投票区の見直しを図るのが必要な時期であるとは認識しております。これまでも区長を窓口いろんな提案をさせていただいておりますが、なかなか進んでない状況もございます。議員も御指摘のとおり、費用の問題でありますとか立会人の確保、選挙管理委員会においても幾度となく議論はいたしております。投票所の減少、再編の対象となり得る投票所は、町内でも特に高齢化率が高い地域であり、交通弱者が多く、投票所までの距離が遠くなるため、移動手段の確保など、実施するには解決すべき課題がたくさんあるとも認識しており、地域や選挙人の理解を得るとともに、移動手段などを代替えとして検討しながら、慎重にではありますが早急に取り組むべきとも考えております。

このような現状を踏まえまして、移動期日前投票所を取り入れてはという御提案でございますが、議員御指摘の移動期日前投票所の導入も、今後、投票所を見直すのであれば、案の一つだと認識しております。移動期日前投票所は、バスなどの大きな車両を投票所として活用するもので、車内、もしくは車外に投票箱や記載台を設置して投票するものです。岡山県内では、昨年度、執行されました県知事と衆議院のダブル選挙において、新見市が初めて実施された実績があると聞いております。新見市の選管によりまして、若者の投票率の向上につなげようと、新見高校の生徒代表が市に設置を求めたものがきっかけであり、移動期日前投票所の効果もあって、高校生や大学生世代を中心とした若年層の投票率に若干の向上が見られたとの評価もしているところであります。

移動期日前投票所を導入した場合、高齢者を中心に利便性の向上が考えられますが、一方、デメリットといったしましては、移動期日前投票所に関係する立会人や職員の人員の確保や、他の期日前投票所とのやり取りが発生するため、二重投票等のリスクの発生が懸念される場所もありますが、昨今の選挙では、移動期日前投票を含め、新たな取組が生まれてきております。時代や現状に即し、選挙人の利便性を高め、投票率の向上につながる投票所の在り方を早急に研究しながら、投票機会を奪うことのないよう、投票人にとって最善の投票方法を検討し、ひいては投票率のアップにもつなげてまいりたいと思いますので、引き続きの御提案をよろしく願いたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（広瀬正男君） 3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 前向きな答弁をいただけたということで理解をしております。時代が変化する中で、様々な現状の見直しということは必要であると思います。従来どおりをいつまでも続けていくことが難しくなることもあり、今回、取り上げた投票所の設置数の問題だけでなく、今後、様々な分野での見直しも必要になってくると考えられます。ただ、制度を見直しすることで、そこから取り残される方が出ないように配慮する必要があると思います。先ほど答弁の中でも、メリット、デメリットを上げられておりましたが、様々な議論をする中で、一人でも多くの方がこういった選挙に参加をすることができる、皆さんがもっと投票しやすい環境をつくっていく、そのための議論を重ねていただきたいと思いますので、移動期日前投票所への切替えなども前向きに検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬正男君） これで山田浩子君の一般質問を終わります。

次に、2番 山野英里君は質問者席へ移動してください。

2番 山野英里君に質問を許可します。

2番 山野君。

○2番（山野英里君） 議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回、私から大きく2つの内容について質問をさせていただきます。

まず1つ目は、安心・安全の水の確保をということです。

吉備中央町のPFASについての問題もあり、以前にも同僚議員から町内の水質に関しては質問がありました。今回は、町内の企業敷地内からトリクロロエチレンや鉛が検出されたということに関した質問をさせていただきます。

本荘地域にあるJOHNAN株式会社の敷地内より、土壌汚染、地下水汚染があったということです。このことにつきましては、企業からも公表されておりまして、新聞などでも掲載されております。そして、近くの住宅の井戸水からも基準値を超えた化学物質が検出されたということで、3月5日に対象の地域の住民へ説明会も開催されました。しかし、近隣の地域の方でも知らないという方も存在しております。また、今回の問題は、本荘地域の問題だけではなく、町全体の問題ではないかとも思いましたので、今回、取り上げました。

まず、1つ目の本荘地域の企業敷地内の土壌汚染などについての企業の対応はということに対しての返答をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

山野議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の件につきまして、経緯を御説明させていただきます。和気町衣笠地内にあります事業所から、平成22年、自社による敷地内の土壌及び地下水を調査した結果、トリクロロエチレン及び鉛等について、環境基準を超過しており、その後、事業者による浄化対策として、薬剤処理、土壌の掘削除去、地下水の揚水処理等が行われております。対策後についても、トリクロロエチレン等の基準を超過しているものでありました。本来であれば、平成22年当時に、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく汚染発見時の届出が事業者から岡山県に対して必要でありましたが、当時、そのことは認識されておらず、地下水及び土壌汚染があることが事業者から県に相談があったのが昨年10月であり、同届出がされたのが令和7年1月となっております。岡山県より昨年12月に、南部水源地を含む周辺地下水、9か所、河川及び用水路、6か所の水質検査が実施されましたが、全ての地点におきまして基準を満たすものでありました。このことにつきましては、今年1月10日に岡山県より公表されましたが、町といたしましては、本当に敷地外での汚染はないのかということを確認するため、岡山県が実施した調査より、より事業所に近い箇所2点で採水をいたしました。そのうち1か所の井戸水からトリクロロエチレン等の基準の超過が見られました。このことにより、先般3月5日、事業者による地元説明会が開催され、本荘地区の方、約100名の方が来られ、本件に対する関心度の高さも感じられているところでございます。

また、説明会の中で事業者から、今後における対応の一つとして、周辺地域における水質のモニタリング調査を年4回実施、また現在、町で実施しております井戸水状況調査により井戸水の使用世帯を把握し、その結果を基に追加調査等、実施の判断を行うとの説明がございました。住民の方にとっては、自分の家の水は大丈夫なのか、体への影響はないのかと不安に思われております。今後におきましても、町といたしましては、事業者に対し、地域住民の安心・安全に努めていただけるような対応、対策を講じていただけるよう強く協議し、協力を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） 企業としましては、水質検査ですとか井戸水の検査、また対応などをされていくということは分かりました。

また、説明会の中で、企業より水質検査のほうでPFAS、PFOAなどは検査していないという返答もありました。なぜ検査をしていなかったのかということは不明でございますが、このことについては注視していく必要があると思われます。また、町民の方も不安を抱えたまま生活していますので、また企業の検査結果などが分かりましたら、町民へも知らせてあげてください。

町内においては、南部水源、田原水源、吉田水源では、国の暫定目標値以下であります。PFAS、PFOAが検出されております。そのうち今回の企業の周辺には、南部水源や田原水源が存在しています。水というものは生きていくためには必要不可欠であり、成人の方の水分量、約60%であり、生まれたばかりの赤ちゃんは約80%ともなります。お母さんのおなかの中にいる胎児のほうは、水分量90%とも言われています。それほど私たちの体の大部分は水分によって維持をされています。現在は倉庫として活用されてるそうですが、企業がトリクロロエチレンなど、有害物質を使用していた当時は、周囲の住民の方は井戸水を飲料水として使用していた方や、畑の野菜を作るために使用していたという方もいると思われます。また、現在も井戸水を飲料水として使用されてる方もいます。長期的にトリクロロエチレンなどを摂取することで、腎機能、肝機能の低下、神経症状など、多くの健康被害が引き起こされるとも言われております。周辺住民の健康被害がとても心配されます。

そこで、2つ目の現時点での町民の健康被害の報告の有無、また水を使用する上での注意点などの周知はできているのかということについての返答をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

井戸水の飲用に関しましては、昭和62年1月29日付で、厚生省生活衛生局長より各都道府県知事宛てに要領の策定を求めるよう通知がされております。このことを受けまして、岡山県でも岡山県飲用井戸等衛生対策要領が策定され、県と町村で、共同で衛生確保の対策に努めております。井戸水を飲用しようとする場合には、年に1回は飲用可能かどうかの検査をすることが推奨されております。現時点で健康被害に関する報告、相談はございませんが、住民皆様の水環境への関心が非常に高いということもあり、広報誌等で井戸水の使用に関する注意点等をお示ししたいと考えております。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの水を使用する上での注意点の周知ができているかということなんですけれど、町の水道のほうとしてお答えをさせていただきます。

まず、現時点で、和気町内の水道水の水質については心配ないと考えております。本荘地域に供給している町の水源は、南部水源地と田原水源地から供給しております。水質検査のほうは、水道法に基づき、年1回の水質基準51項目を検査して、その中には3か月に1度の検査をする項目ですとか、毎月1回の検査をするなどを実施して、水の安全と水質の変化には注意をしております。また、その検査結果は飲用に適しているということの判定が出ておりますので、町民に対する注意点の周知などは行っておりません。水質検査の結果は、町のホームページのほうにも掲載をさせていただいておりますので、どなたでも見るできるようになっております。

このたびの土壌汚染につきましては、南部水源地が問題の場所から下流に約1キロ離れた場所に設置しているということです。田原水源地につきましては、同企業から約50メートル下流に水源がありますので、今後、地

下水への影響については、町のほうの水質検査結果をモニタリングしていくということにさせていただきたいというふうに考えております。

以上とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） 井戸水、上水道ともに現在のところ問題なく、周知もされてるということで承知いたしました。そして、現在は健康被害の報告がないということですが、もしかすれば、自覚症状がないだけで、数値や検査結果などでは腎機能や肝機能、神経症状などに異常を来している場合もあります。また、以前は企業の周辺に住んでいたという方も、現在では町外へ転出されている方もいるのではないのでしょうか。そういった方は、症状があったにしても、今回のことを知らずに生活されているかもしれません。

また、トリクロロエチレンを除去しようと思えば、10分以上の煮沸が必要という文献もあります。そして、PFAS、PFOAにつきましては煮沸しても取り去ることはできないものです。除去しようと思えば、性能がよい活性炭フィルターなどを使用する必要があります。町民を怖がらせようとするのではなく、正しい情報を提供していく必要があるのではないのでしょうか。その上で、町民それぞれが考えて選択をし、行動していくことだと思います。また、十分に周知のほうをお願いいたします。人の健康に関わることなので、また企業や県とも相談しながら、今後の対応などを協議をお願いいたします。

また、町としても、しらせあい、回覧板で周知を行っていることは十分承知しております。しかし、本荘地域の方でも、忙しくて回覧板を詳しく見ていなかったんで知らなかったという方ですとか、しらせあいのアプリを入れてなかったのだから今回のことは知らなかったという方、また新聞を取っていなかったから知らなかったという話も聞きます。対象地域の方でも、今回の件は知らなかったという方が多く存在しております。水の正しい情報を地域に住む住民に知らせることは大事ですので、再度、しらせあいや広報などでも十分に周知をお願いいたします。

また、水のことに関心があるのは、大人だけではなく子供たちも同様です。先日、小学校の登校時に水筒を落としてしまった子供がいました。プラスチック製でしたので、水筒の底が割れてしまい、水が漏れてきました。漏れたまま登校するわけにはいきませんので、中身を捨てて、喉が乾いたら学校の水道水をコップで飲んだらどうかと提案しました。しかし、その子は、水道水はあんまり飲みたくない。大切な水だから捨てずに学校に持っていきたいと言っていました。このときに、子供たちも水質に関しては敏感になっていることを知り、水というものの大切さを改めて感じました。結局、その子は水筒を逆さにして、残った水をこぼさないようにして学校まで大切に持っていききました。現在、本荘小学校、本荘にこにこ園では、南部水源を使用していると思います。そして、南部水源には、国の暫定目標値以下ですが、発がん性が指摘されているPFAS、PFOAが検出されています。その子が水道水を飲みたくないと言っている、給食などでは水道水が使用されています。そして、発がん性が指摘されてるPFAS、PFOAなどは、煮沸しても消えることはありません。そして、PFAS、PFOAなどはなかなか排出されませんので、摂取したものは体内へとたまっていきます。子供たちは、ごく微量ながら摂取し続けていくことになります。また、にこにこ園においても、幼い頃から微量ずつ摂取していくことになります。家庭で子育てされている方も、赤ちゃんのミルクを作るのに、水道を湧かせて与えていたとしても、PFASやPFOAは消えることがありませんので、赤ちゃんの頃から少量ずつ摂取し、体内に蓄積していくことになります。そこまで言わなくても、国の暫定目標値以下でしょという意見も、もちろんあると思われます。しかし、海外では、日本よりより厳しい基準で見えており、アメリカでは4ナノグラム以下となっております。和気町がもし海外の規制が厳しい国であったなら、基準値を超えていることになります。何かあってから対応するということが本当によいのでしょうか。国内外の現状を踏まえましても、値が高くなってから対策を講じるだけではなく、あらかじめ策を講じていくことも必要ではないのでしょうか。そのことを踏まえまして、3つ目

の南部水源地にフィルターを設置はできないかということについての答弁をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） ありがとうございます。南部水源地にフィルターを設置はできないかということでございます。

まず、回答から申し上げますと、膜処理施設というものになるんですが、設置をすることは可能ではございます。ただし、現在のところ、町内全ての水道水は水質検査の結果から安全だというふうになっておりますので、今のところ、設置をする予定はございません。議員おっしゃったように、基準以内ということで、していないということではございますが、こちらにつきましては、施設を整備するためには、浄水処理方法の変更ですとか、国の変更認可を必要として、施設の設計ですとか工事、そういったものを行うためには、1つの水源地でも億単位の費用が発生するというふうに考えておまして、その財源の確保が課題ということになります。独立採算が原則ですので、そういった費用は直ちに水道料金のほうに、値上げにつながりかねないものになりますので、ちょっとより慎重になっているというところが現状です。ただし、近年、全国的な環境問題でありますPFAS、PFOAなどの有機フッ素化合物についても、若干、基準以内ではあります。日本の基準ということで基準以内なんですが、実際に検出されておりますので、高度浄水処理の導入につきましては、もう既に検討はしております。しておりますが、そのほかの水質の状況も含めて、推移を見ながら、慎重かつ継続的に検討をまいりたいというふうに考えております。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） 導入に関しましては、費用や国との調整もありまして、すぐには無理だということはもちろん承知しております。しかし、健康に関することですので、また検討のほうを十分によろしくをお願いいたします。

今回のトリクロロエチレンもPFAS、PFOAなども化学物質であり、自然界には存在しません。私たち、人間が使用してる化学物質によって水質や土壌を汚染してしまい、それを自分たちの体に様々な形で取り込んでいます。そして、長期的に取り込んでいけば、健康被害を起こしかねません。そして、健康被害が広がってくれば、医療費などがかさんでいき、町の財政が逼迫してくる可能性もあります。子供たちの健康や自分たちの住む町の環境を守るのは誰でしょうか。子供たちの健康を守り、不安を解消していくのは誰でしょうか。町としても、環境や町民の健康を守っていかないといけないのではないのでしょうか。

そこで、4つ目の、今後、同じようなことが起こらないように環境を守る条例などを町として制定できないのかということに対しての答弁を、担当課長と、そして町長をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

今後、同じようなことが起こらないように環境を守る条例などをということでございますが、事業者に対する生活環境の保全、健康の保護等に関する国、県の法令については、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、それから県の条例等で定められております。それぞれの事業者の責任として、事業活動に伴って生じる公害の防止と自然環境の適正な保全などを目的として制定されております。本町におきましても、和気町公害防止条例を設定しておりますが、その条例におきまして、事業者の責任として、事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、公害の防止に関する施策に協力しなければならないとして、公害の発生が未然に防がれるように定めております。また、その条例で防げない部分につきましては、公害防止協定というのがございまして、町内でもこれまで27の協定が結ばれております。ですので、現時点では条例の制定というのは考えておりません。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 町民の安全・安心を守るのは町の責務でありますし、私もそのように肝に銘じているところでございます。条例につきましては、先ほど担当課長が御説明しましたように、和気町公害防止条例というものを既に制定をしています。同時に、町内の企業、二十数企業と町が結んでる協定もございますし、それから各地区で結んでる協定というようなものもございます。そうした条例、あるいは協定に基づきまして、今後も、今回と同じような事象が起こらないように、しっかり監視をしまいたいというふうに考えてますので、よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） 町内でも条例や協定などを結んでいることは分かりました。ただ、今後、起こらないように、またその条例や協定などの内容見直しも必要かと思いますので、検討のほうをぜひよろしくお願いいたします。

和気町へ移住されている方は、自然豊かなところに引かれて移り住んで、田畑で作物を作られている方が多く存在しています。また、町民の方も自然豊かなことに誇りを持っている方が多く、和気町は自然豊かだから、水もきれいで、井戸水もいまだに飲むことができるんだよと教えてくれた方もいらっしゃいます。それを聞いていましたので、今回の件を聞いたときには、悔しい気持ちになったということが正直な気持ちです。次世代に今より安心・安全な水を残していくためにも、今できることを考えてしっかりと対応していくべきだと思います。今回のことを機に、水質や環境について現状を正しく知り、町民の健康や環境を守っていくために何ができるのか、考えていく必要があります。このことにつきましては、今後も注視していきたいと思います。

続きまして、2つ目の特別精米したお米の今後の活用方法という内容です。

まず、今回取り上げました特別精米されたお米についての特徴ですが、参考資料を御覧ください。白米はおいしいですが、栄養分も精米しています。また、玄米のままですと、栄養分はありますが、なかなか食べにくいです。特別精米したお米というのは、白米のようなおいしさがあり、栄養分もしっかり残して精米したものとなります。また、ビタミン、ミネラルなど、様々な栄養価を有しておりますので、詳細につきましては資料のほうを御覧ください。このお米のほうを町内の給食にも使用しております。学校の給食だよりも記載がされており、このお米のおいしさを知っている子供たちは、うれしそうにそのことを教えてくれました。そして、このお米はいつまで食べることができるのかという質問も出てきました。また、保護者の方からも、大変ありがたいことで、ぜひともこの取組の継続をお願いしたいという声も聞かれています。

そこで、1つ目の学校給食で提供されているが、今後も提供していくのかということに対しての質問に答弁をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

議員からの特別精米した米の今後の活用方法という御質問の中の1点目、学校給食で提供されているが、今後も継続していくのかという点についてお答えをいたします。

まず、今の学校給食の取組について御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

和気町の子供たちに有機農業を身近に感じてもらって関心を持ってもらえる取組といたしまして、化学肥料と農薬を使わない農法で栽培されたお米をふるさと米ということで、各学校園で提供をいたしております。このお米は、和気町内で特別栽培されたお米で、令和5年度も1月から3月の期間で合計2,940キロを各学校園で提供しておりました。今年度につきましては、そのお米をさらにうまみや栄養素が詰まった層を残すという方法で精米されたものを提供をいたしております。化学肥料や農薬を使わない農法で栽培されたお米を、さらに玄米由来のビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養素とうまみ成分を残した特別精米をした米は、艶と甘味があつて、子供たちにも大変好評であるというふうに聞いております。今後も可能な限り継続していきたいというふう

に考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） お米の収穫量の確保など、様々な課題があると思いますが、ぜひとも子供たちの健康のためにも継続していけるように、よろしくお願いいたします。

このお米のほうはかん水時間が必要ですが、無洗米でもありますので、米をとぐ必要がありません。結果として節水にもつながります。また、米をとぐ手間が省けるということは、給食を作ってくださる方への軽減にもつながります。また、米のとぎ汁を流す必要がありませんので、環境にも優しい取組ともなります。

このように、特別精米されたお米は、栄養価が高く、おいしいだけではなく環境にも優しいということで、子供から大人まで大変人気があります。そこで、このお米のさらなる活用をしていってもよいのではないかと思います。

質問2として、ふるさと納税などで使用できないのかということ、また3つ目に上げてます、妊婦さんへも提供できないのかということに対する答弁をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、特別精米したお米をふるさと納税では使えないかというような御質問でございます。

実はこちらの特別精米した米を生産されている農家の方に、このお米ではないんですけども、お米をふるさと納税に出していただけないかということで、以前からお話をしておりました。このたびこの特別精米したお米を出していただけるということで、実は3月7日にふるさと納税のサイトのほうには掲載をしておるという状況でございます。今後はまたこういったものをうまくPRできたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

議員からの特別精米された米を妊婦さんへも提供できないかについて御回答いたします。

妊婦の健康維持において、バランスの取れた食事が重要であることは言うまでもなく、特別精米された米もその一助になる可能性はあると考えております。しかし、栄養摂取は個人の体調や食の好みによる部分が大きく、またアレルギーや炊き方によっては消化の負担といった側面も考慮する必要があるかと思います。加えて本町では現在、妊産婦の健康支援として、妊婦健診や妊婦歯科健診の助成、産後ケア事業、栄養指導などを実施しており、限られた財源の中でより効果的な支援策を検討することが求められています。食の選択については、個人の嗜好や体質に応じて多様であるため、特定の商品を一律に提供するよりも、妊娠期の食生活全般に関する情報提供や相談支援を充実させることがより効果的ではないかと考えております。今後も妊婦の皆様が安心して出産、育児に臨めるよう、総合的な支援策の充実に努めてまいります。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） ふるさと納税につきましては、3月7日から表示されているということで承知いたしました。

また、3番の妊婦さんにつきましても、まずは食生活ですとか相談事業を中心にとということで、分かりました。

ただ、ほかの市町村では、この特別精米されたお米を有効に使っておりまして、ふるさと納税の返礼品としましては奈義町が今頑張っておられます。そして、大変人気があるとも聞いております。また、妊婦への提供につきましても、大阪府の泉大津市などは一部市町村で実施されておりまして、とても好評いただいていると聞いて

おります。お母さんと赤ちゃんの健康を自治体として応援していくという意味では、地元のお米を通じて、町として子育て支援の思いを伝えていくということは大変有意義だと思いますので、また検討のほうをよろしく願いいたします。

また、炊飯するときの水も最小限でよいという利点もありますので、災害時にも役立つのではないのでしょうか。特に災害時には、お米だけではなく野菜や果物が不足しがちと言われております。そこで、ビタミン、ミネラル、食物繊維などを有している今回のお米を食べることで、平常時だけではなく災害時にも大きく役立つと思われます。

最後に、このことに対する町長の思いなどあれば、一言いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 様々な視点から御提案をいただきましてありがとうございます。特別の方法で精米をされているというお米のようでございます。今後も、どのようなお米なのかなということも含めて検討をさせていただきたいというふうに思いますけれども、現在は学校給食に3か月ということと、今後はふるさと納税にも使っていきたいというふうに今考えています。もっと多くお米が確保できるのであれば、そうした精米の方法をやっているのが岡山県内にもそうした会社があるというふうなことも山野議員のほうから情報をいただきましたので、そうした会社とも相談をさせていただきながら、今後、また検討をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 2番 山野君。

○2番（山野英里君） また、町全体でお米の収穫量をアップできるように、取組のほうをよろしくお願いいたします。特別精米されたお米の有効活用について、学校給食で終わるのではなくて、ふるさと納税の返礼品、また妊婦への健康、防災時の備蓄にも寄与することができます。今後、前向きな取組をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（広瀬正男君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時35分まで暫時休憩とします。

午前10時14分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 居樹 豊君に質問を許可します。

8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

今回は3問ということで、まず最初に和気アルプスの登山道周辺整備についてということで、要旨としまして、まず1つは多くの登山者の来訪ということで、実は今朝も役場のところへ女性が2人、車を置いていかりょうて、ちょっと話しかけたら、やっぱり和気アルプスでした。それだけ結構、今、有名になつとるということは、皆さん御承知だと思いますけども、その関係で1番です。

それから、2つ目は、登山道の環境整備。これにつきましては、整備の中身は、1つは登山の愛好家から、地元の方から聞いてますのは、トイレ、特に女子トイレというんか、登山道の中央にいい場所があるようなことで私も内々に聞いております。もしやとなれば、そういうことも含めてですけども、それが中身でございます。

それから、休憩所の数か所、そんなことが具体的な要望として聞いております。これだけお客さんが多いということであつたらその辺もということで、答弁をお願いしたいと思います。

それから、先般2月1日、2日と、例のトレランの、中央公民館でありましたけども、遠くは千葉県のほうから、トレランという趣味の方は全国どこでも行くような人が多いですので、そういうことのイベントもありましたけども、今後、そういうことのイベントも企画されてるやに聞いております。そういうことも含めて、この3点を主に、この辺を中心に答弁をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、参考資料ということで、これは私も素人ですけども、これはここに書いておりますように、「山と溪谷」という全国誌です。これは岡山県の和気町ということであると思っておりますけども、ぜひこの辺も、この資料そのものは皆さん、初めてかも知れませんが、そういう山の愛好者については、これはなかなか人気のあられるので、そういうことを含めて答弁をお願いしたと思っております。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

居樹議員の和気アルプスの登山道周辺整備についての御質問にお答えいたします。

要旨の1点目の多くの登山者の来訪をどのように感じているかについてでございますが、議員おっしゃられましたとおり、和気アルプスは豊富な登山コースや駅からの良好なアクセスなどが魅力となり、現在、県内外から多くの登山者の方が訪れております。交流人口の拡大は、飲食店等をはじめとする地域経済の活性化や雇用機会の創出などにもつながりますので、和気アルプスへの多くの登山者の来訪は、町としても非常に喜ばしく感じております。今後も登山者の一層の増加を目指し、地元区や登山愛好家の方々とも連携を図りながら、和気アルプスの魅力向上に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目の登山道の環境整備についての認識の御質問についてお答えいたします。

和気アルプスにおいては、以前から環境整備について多くの御要望をいただいております。その中でも、特に山頂へのトイレや休憩所の設置に関する御意見、御要望を多くいただいているところでございます。休憩所につきましては、登山者の快適性向上に寄与するため、設置場所や費用について調査を進める考えです。一方、トイレの設置につきましては、技術的な課題に加え、掃除やトイレトペーパーの補充などの日常的な維持管理が難しく、さらに悪臭や利用マナーなどの問題も全国的に見受けられることから、現時点では設置は難しいと判断しております。

なお、トイレの問題の解決の一助とするため、来年度において、既存の登山口周辺に簡易な公衆トイレを設置する検討を行うこととしております。

また、山中で携帯トイレを使用する際に、プライバシーを確保できる携帯トイレブースの設置についても調査を進めていく予定でございます。

3点目の今後のイベントなどに対する支援についての考えについてお答えいたします。

和気アルプスにつきましては、地域の活性化等を目的として、有志の方々とトレイルランニングの大会開催を目指していると聞いております。スポーツ振興の観点から、既に町の担当課が支援を行っているところではございますが、観光担当課としましても支援を行うことを考えており、現在、どのような支援がよいか検討を行っているところでございます。

いずれにしても、和気アルプスを活用したイベントにつきましては、民間の方が主催する場合におきましても、和気アルプスのPRにつながると考えられる場合は支援を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） 今、一通り、答弁いただきましたけども、まず最初の登山者の来訪の件です。これは私も、皆さん、近年、週末については、結構もういで立ちで分かりますけども、多くの来訪者ということでございます。その辺で、私どもも、これ、和気町、1万3,000人の小さな町ですけども、関係人口といえますか、

そういうことの増加というのは、町の魅力化にとっても大事なことですし、にぎわい創出ということで必要ですので、その辺の情勢認識は一致しとるということで理解しております。

それから、2番目の環境整備ですけども、今、答えがありましたのは、要望等は聞いてるということですけども、具体的にトイレのほうはということで、維持管理とか難しいということですが、これは本格的なトイレを想定しとるもんじゃございません。一般的に、登山者の方はもう携帯トイレを皆さん、持ってきておられるということで、私が内々聞いてますのは、中間点に女子の、囲いをするというたらおかしいですけども、簡易なトイレということで、その辺は、山については、以前にもこの議会でもあったかも分かりませんが、トイレも必須でしょうから、その辺も含めて。ただ、皆さん方、携帯トイレを用意はされとるということですけども、要はちょっとした囲いというか、そういう意味での、男子はいいというわけじゃないけども、女子トイレということで、これは本気で検討されてもいいんかなということでございます。

それから、先ほど、登山の入り口関係には公衆トイレということです。これは何か所やるのか、その辺を具体的に、何か所考えとんか。

それから、トイレのほうのブースというか、どういう中身をやっとなかなというのが、今、初めて聞きましたんで、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、最後の3番目のイベント関係ですけども、御承知かも分かりませんが、2月1日、2日と、全国的な、日本でも有数の登山家の方、鎗木さんという方が中央公民館でイベントをやりましたけども、私もトークイベントに参加しまして、社会教育課の森元課長以下、皆さん、協力していただいたということは承知をしております。私も行って初めて、登山家の愛好者というのはやっぱりすごい、それこそ北は北海道から南は鹿児島じゃないけども、結構、全国どこへでも行かれるような、通常の我々のあれとはちょっと違いますんで、そういう意味で、和気の場合は特に、この参考書にありますように、和気は、これは物すごく、これだけ反響も大きいし、これから将来的にはまだまだ観光地としての、観光登山といえますか、そういうことのイベントとしても大きな可能性を秘めておるというように思っております。そういう意味で、特にここで強調したいのはイベントの補助、イベントは確かにこの前もありましたけども、ああいう団体の方は自ら企画して、要は町のほうから少しでも後押しというんか、後援してほしいというのが、町におんぶにだっこということを考えてないということでございます。そういう意味で、この辺の関係で、特に公衆トイレの関係です。これ、お聞きしたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） ありがとうございます。まず、1点目のトイレの設置の検討でございます。

来年度、登山口が、今、メインで大体6か所から7か所ございますけども、その中のまず1か所に限定しまして、検討を進めていこうというふうに考えております。

それから、もう一つ、ブースといいますが、トイレの囲いの件でございますが、私どももいろんな愛好者の方にお話を聞かせていただきました。そうしたら、やはり議員おっしゃられますとおり、最近はまだ携帯トイレを持参されてる方がほとんどだということでございますので、先ほど申したように、建物といいますが構造物であるトイレの設置はなかなか難しい部分がございますので、そういった携帯トイレを使う際に、こういった少し囲いがあります、携帯トイレブースというもののなんですけども、そういったあたりの設置を、今後、調査研究していきたいというふうに思っております。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） それでは、今、公衆トイレは取りあえず1か所ということで、様子を見ながらということで、今後、必要であれば拡大していこうというように受け取りました。

それから、ブースのほうは、私も本格的なトイレじゃないんじやということは、いわゆるブースみたいな、簡易な、それを簡易トイレというかブースというか、これは別にしまして、その辺は登山者にすれば、これ、必須

だと思いますんで、ぜひとも町として、その辺のことは、町の、それこそこれ、観光だけじゃなしに和気町という、広がり、登山の場合は結構、遠方から見えるから、もう小っちゃなことじゃなしに、広く全国的に広まるという、岡山県の和気町というそういう立場でもっと、今、一生懸命やられてんですけども、より本格的に、少し関心を持っていただいて。

それから、具体的に町内にも、この文章にありますけども、元町長の藤本さんの息子さんなんか、これ、もう本に載っております。そういうことで、結構、地域にも愛好者がおられますんで、実際やる時には、町の担当の方もあれでしょうけど、そういう専門家がおりますんで、その辺のことは広く聞いていただいてやるということで、これは行政サイドよりも愛好者の方にも広く意見を求めて、それからもっともっと、それから来訪者から見れば、ああ、和気町はようやってくれるなというようなことの評価ももらえますんで、そういう環境整備は言われてからじゃなしに、こういう形で少しでも進んでやっていくということが必要だと思いますんで、そういう努力をお願いしたいと思っております。1番については以上で結構です。

次に、2番目ですけども、県営泉団地の今後の管理運営についてということでございます。

泉団地は、皆さん、御承知か分かりませんが、もともと昭和45年当時から198戸ありまして、現在は74戸の入居ということで、だんだん高齢化といえますか、そういうことで、入居の方も減っております。ただ、建物は50年以上ということで、かなり老朽化しておりまして、入居のほうも平成25年からストップというようなことの状況でございます。ただ、しかしかなり老朽化しておりまして、耐震面、そういうことから、入居者から不安視されている現状でございます。本件につきましては、令和4年3月に、私も一度、一般質問したことでございますが、先般、団地の区長に現状をお聞きしに行きますと、やはり要望等も、県管理ということで、これが町営住宅であればびんびん響くんですけども、これ県営ということで、ワンクッション、県営団地の場合は、今、東急コミュニティーというところが一括管理しとるということで、なかなか届かない。それと東急コミュニティーがやってくれとるけども、大きなことはどうしても県の住宅課に聞かないと分らんということで、私、先般、これ、余談ですけども、住宅課のほうに、あそこの場合は防犯灯なんかかなり、18あると言うたんですか。この前も区長の話では、個別に言えば、あそこ、LEDなんかしてほしいというようなことがあって、私は県の住宅課に連絡したら、住宅課の課長が電話してきました。けど、今、県のほうがたくさん県営住宅があるから、なかなか順番として難しいと。できませんとは言いませんけども、順番として。それで、あそこの場合は耐震診断は実際にはやってないそうです。ただ、岡山県では西大寺の益野とか、大きな大団地がある、そこと同じような、泉団地と同じような住宅。ですから、益野なんかの団地をやって大丈夫じゃったから泉団地も大丈夫じゃろうというような、県の住宅課から、私、電話したら、二、三日検討してからありましたけども、実際には耐震診断はやっておりません。しかし、同等のをやっとるから大丈夫であろうというようなことで、それ以上、私、やり取りはしませんけども。ただ、なぜこれを言いますと、あそこの区長に聞きますと、あそこが74戸でそれだけの維持管理、共益費というんか、これ、県も見ていただけませんから、それを毎月、田舎で言やあ区費、自治会費というんか、そういうことで、結構、今、1万2,000円というようなことで、かなり高額な区費を払っておるということで、それは電気代なんか、そういうのが大きいということで、話を聞きながら、ああ、これはやっぱりそういうことをしたら、LEDなんかをすれば電気代が相当軽減されるかなというようなことで、私が県のほうへ聞いたのがそういう経過でございます。結構、あそこの入居者の場合は、高齢の方で、それから所得的にそんなに高所得じゃない。じゃから、たったの年間1万2,000円というけど、和気町の一般的な51行政区なんかの区費からいえば安くはないと思っております。だから、そういう意味も含めて、これは町管理じゃないんで、町のほうがどうしますとは言えませんが、その辺の実情というんか、それを、あそこは単独の区長会の区でもありますんで、そういうことも含めて考えていただければというのが、私の考えでございます。

そこで、ここにありますように、具体的には入居者の要望関係、それから県からの、これは特に前回の移管に関する協議がありましたけども、そのその後の動き、これは前町長時分のことですが、県のほうから一度、二度、和気町に移管という話もあったけども、町のほうは断っておるというようなこともあります。その辺のこの経緯から、それから現状に至るまでの関係です。その後の動きをぜひ教えていただきたいと。

それから、3番目に、あそこ、広大な敷地があります。あれは、これは県の土地と言いながら、和気の町内にあります。いずれ和気町が何らかの形で、どういう形ですかというのは別にして、活用することは必要だと思っております。ましてやこっち側の、この辺にもうあれだけの広大な敷地は、今、建物がありますけども、敷地そのものは結構有効活用できる土地だと思っております。そういう意味で、今現在、特にここに書いておりますように、活用策までは、県だからまだそこまで考えておられんかも分らんけども、頭の隅に置いておく必要があるということで、今回、この質問をさせていただいてとることでございます。

それでは、そういうことで答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の入居者からの要望等について、どのように把握しているかについてお答えいたします。

県営住宅泉団地の現状でございますが、全管理戸数は198戸で、令和7年3月1日現在の入居者は78世帯でございます。建設時期は昭和45年から48年で、準耐火構造となっております。建物の耐用年数は45年であり、一番新しい建物でも築45年を経過していることから老朽化が進んでおりまして、このため、岡山県は平成25年7月1日から新規入居を凍結しておるところでございます。入居者からの要望等につきましては、直接、業務委託をしております株式会社東急コミュニティーへ連絡することとなっておりますが、和気町から直接連絡するケースもございます。

2点目の岡山県との協議状況についてでございますが、当初、平成27年7月に、岡山県住宅課から移管の申出がございました。内容は、管理相当分の移管料と土地を無償提供することとございましたが、移管料が低額であること、移管を受けないことで岡山県に回答いたしました。その後、平成28年3月に岡山県住宅課へ建て替えの要望を行いました。同年1月に建て替えはできないとの回答がございました。岡山県はあくまでも移管を考えていたことから、移管料の増額を検討することと、平成29年6月に移管料の増額の提示がございましたが、将来、建て替える場合、事業費に遠く及ばないことから、内部協議の結果、再度、移管を受入れない回答をいたしました。その後、移住者向けの住宅整備を検討いたしましたが、目的外使用になるため、認められず、その計画は断念し、現在に至っております。

3点目の広大な敷地の将来の活用策についてでございますが、県所有の敷地は2万9,852平米あるものの、財政面や使用に制限がかかることから、町といたしましては移管を受けない方針でございますので、今後も岡山県に引き続き管理をお願いしていくこと以外につきましては、何も定まってないというのが現状でございます。社会情勢等に大きな変化があり、町にとって大きなメリットがある場合には、今後、検討していく必要があると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） ただいま部長のほうから答弁がございましたけども、まず要望等につきましては、前回も今のような答えでございました。取次ぎといいますか、それはそういうことだと思います。県管理ということでございますので。

ただ、2番目の大きな問題、県からの移管は、今、産業建設部長が言われましたけども、県としては県営住宅

はこれから新築はもう考えてないということは、私も承知しております。入居ストップということもあります。ただ、今現在、入居者は78名というのがありましたけども、あくまでも町民の方でございます。そういうことで、県の管理だからというわけにもいきませんので、その辺のことは、日々の中では対応してくれとると思えますけども、その辺の配慮はお願いしたいと思っております。

ただ、具体的に県管理の分でありましたけども、広大な土地の問題と、それから、これ、条件的には土地無償というのは、土地無償で建物の移管というのが、いわゆる解体に伴う、そういうことが、前、一度、私の記憶違いでなければ、3億円の移管料というのが2回目でしたかね。2回目の提示があったというようなことだけど、それは町のほうが、前町長の時分に断ったということで。それで、あのときの議事録を見ますと、町長の考えでは、県の方向性などを知事と話し合っていきたいということがありますので、今回、そういうことを含めて、これは町長にその辺の認識を、あの広大な敷地、約3万平米といいますか、あれ、更地にせんと意味がないんだけど、その辺も、将来と言いましても、これ、5年、10年とかという、ちょっとあれかも分かりませんが、町としてはあれだけの広大な敷地は、更地になった場合の有効活用場所は、ちょっと見たとこに見当たりませんので、そういうことを含めて、この課題につきましては、特に町長のほうでこの辺の認識を、あえて今回、担当部長からも詳しく聞けたとおりでございます。ただ、町長、これから県との協議の中で、例えば私の思いつきかも分かりませんが、移管料3億円、移管料を幾らに、なかなかこれから解体というのは難しいと思います。例えば、交渉の過程の中では、もう県に全部、入居者が今は歯抜けで入ってますけども、将来的には建物は県のほうで解体していただくという条件とかというの、町から条件提示ということだって、交渉と話し合いの中ではそういうことを含めて、一方的な移管料だけじゃなしに、そういうことも含めての考え方で、戦略を練って。たちまち、将来というても近い将来よりも少し遠い将来かも分かりませんが、いずれにしても入居者の問題もありますんで、その辺を含めて、これもう県との関係ですから、産業建設部長、取りあえず。あと町長のほうで、これについては県との関係がありますんで、最後、一言お願いしたいと思っております。

○議長（広瀬正男君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

まず、県に解体をとということでございますが、その話も前回させていただきました、県のほうに。県のほうは、それはしませんということでございます。そのためのお金を出すということでございます。ただ、その条件で、あくまでも県としては、県営住宅及び町営住宅として10年間はそのまま利用しないとそのお金は出さないと、ほかの目的に使う場合にはお金は一切出さないということでございますので、なかなか難しゅうございます。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 質問の前段部分のところにつきましては、担当部長のほうから説明したとおりでございます。

あと3点目の広大な敷地の将来の活用法についてということでございますけれども、私が町政を担うようになってから、全く県のほうからもこの話はもうございせん。こちらから持っていくのもいかなものかなというようにも考えています。また、提示がございましたら、先ほど担当部長が言いましたように、県のほうでは、現状は解体はしない、それから10年間は住宅地で使ってくださいねというようなことでございますので、非常にリスクが高いというふうに考えてますので、こちらから話を持っていく予定はございせん。また、そのようなお話がございましたら、またそれぞれ検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） 今、町長が申されましたように、たちまちこちらからどうしてくれというのは、住宅建築はもうできないということですし、あと県からの再度の申入れ、これにつきましては、あった場合は町として

戦略的に検討していただいて、町の役に立つように、貴重な土地とかありますんで、ぜひその辺も含めて、十分内部検討ということで、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、最後になりますけども、これは火葬場の使用料金の免除ということで書いとりますけども、これは、言葉としては、ゆりかごから墓場までという、言われてる社会福祉のスローガンといえますか、そういうものを皆さん、耳にしたことはあると思いますけども、赤ちゃんが生まれてから亡くなるまでの一生の生活保障の意味というように理解しておりますけども、県内市町村におきましては、本町の場合は民生福祉の施策はかなり充実してるということも十分承知の上での質問でございますけども、町民の皆さんの死亡に伴う、いわゆる最期、当然のことですけども、赤ちゃんが生まれてから亡くなるということで、人間は生老病死と言いまして、生まれて年を取って病気になって死ぬ、生老病死という、最期のお迎えですけども、この辺につきまして、今、地元北部衛生という施設がございますけども、その辺を含めて、最期の福祉を検討してはどうかと。すぐやるというんじゃないしに、これはもう箸にも棒にもかからんというんじゃないしに、少し検討の余地はあるのかなと。今現在、参考までに、あそこの火葬場の組合の負担金は、今年度予算で約1,800万円の分担金、赤磐と和気とでやっとなりますんで、約1,800万円、端数がありますけども、1,800万円の火葬場の分担金というのは、あくまでも公的な福祉としてやってるということは御存じかと思っておりますけども、あえてそれにもしこの免除の問題を、今、皆さん、御承知のように、あそこは1体が1万2,000円と、町内の場合は1万2,000円という、組合の所属というんか、1万2,000円ということで、細かい数字は分かりませんが、御高齢の方が250人程度は亡くなってるので、約300万円ほどは原資が確かに要ります。これが多いか少ないかは別にして、1,800万円はもともと火葬場の負担金、分担金、割り勘を出しておると。それにあと300万円のことが、何とかいろんな、経費節減じゃないけども、予算上、あまり細かい理屈は、このことはあまり受益者負担とかという言葉を使ってもらいたくありません。それは本当に受益というか、これは社会福祉ということで、これ、受益者負担じゃないしに、町として町の財政、税金の中で、住民税とか、そういう自主財源の中でそのくらいは検討してみてもどうかということをあえて俎上に上げていただきたいということで、今回、変わった質問ではございますけども、ちまたではそういう声も私も耳にしなかったことはありません。そういうことができたらいいなというぐらいですけど。その辺で、どこまで、唐突かも分かりませんが、町としてどう考えておるかということ、まず住民課長のほうからお答えいただいて、最後に町長のほうからまとめて発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

居樹議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、免除となりますと、現在ですと和気北部衛生施設組合、4月からは統合により和気・赤磐環境衛生施設組合の制度になりますけれども、この制度及び予算に係ることとなりますが、町としましては、個人、もしくは組合への補助、または負担金による火葬場使用料金の実質的な免除というものが考えられます。ただし、和気北部衛生施設組合予算における歳出額について、令和6年度では4,100万円になっており、構成市町である赤磐市と和気町から2,765万3,000円、本町はそのうち、先ほど議員がおっしゃられましたように1,800万円、歳出予算額の約45%の分担金を組合に対して支払っております。組合では年間約330件の火葬を行っており、1件当たりの火葬に係る経費は約12万円となっております。しかしながら、和気町の方の火葬の場合、火葬費用は1万2,000円と、実際の経費の約10分の1となっております。既に町からの分担金等で大部分が賄われておるところでございます。また、使用料の1万2,000円につきましては、利用者の皆様の御負担として組合が徴収しているものであり、この1万2,000円の部分につきまして、町からさらに補助を行うといったものは、現在のところ、考えておりません。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） 今、私も質問しましたように、町として多大な、2,000万円弱の分担金ということで、利用料は確かに10分の1、そういう計算すると10分の1は間違いありません。そうじゃなしに、これはそういう割合の計算じゃなしに、町民の、元を言いましたように、あくまでも生まれて亡くなっていく、最期の福祉といいですか、本人には払えませんが、そのぐらいのことはということ、私の感覚もちょっとラフかも知りませんが、1万2,000円の葬祭料、葬祭料というよりも火葬料ですね。葬祭料は国保なんかから、たしか葬式は5万円出ると思いますが、それとは別に、この1万2,000円というのは町として、町民の方に最期の使用料ということで、これは受益があるとかということではございませんので、あくまでも使用料金ということで、その辺の決断はできないものかなということで、これは細かい理屈は要りません。最後に町長から、今現在ではできなくても、将来的に。これは全国的には、いろいろ見ますと、公営の火葬場が0円から、いわゆる無料です。無料から5万円ぐらいのが、幅があるそうです。無料のともあるように、ということは私、まだ調べてませんが、そういうように書いてますんで、そこも含めて、これは住民福祉といいですか、そういう社会福祉としては最期の福祉ということで考えていただきたいと思っておりますので、最後に一言、町長のほうからよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 貴重な御提言ありがとうございます。一言ということですが、実は管外に出て他の自治体で葬祭すると、それであっても1万2,000円ということに、現在、させていただいています。そのようなこともございまして、葬祭費とかいろいろ、国保から出たり、働いておられる方は、またほかの、それぞれの協会、いろいろなけんぽからも出たりというようなこともございまして、現在のところは考えてはいないということでございます。将来的にはまた御検討させていただくことになるかもしれませんが、現状ではそのようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） それでは、以上で質問を終わります。

○議長（広瀬正男君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

4番 我澤隆司君は質問席へ移動してください。

次に、4番 我澤隆司君に質問を許可します。

4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） それでは、議長からの許可をいただきましたので、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

大きく2つのテーマで質問いたします。

まず、1つ目ですが、まちづくりのグランドデザインについて。全体構想について質問いたします。

このテーマにつきましては、同僚議員も質問してきました。私も同じ思いです。和気町の今後の大きなテーマであると認識しています。特に今回、取り上げます体育館から和気駅、図書館、中央公民館、和気閑谷高校、旧大国家住宅、それから最後、役場、このゾーンは、和気町の中核ゾーンであり、文化ゾーンとも考えられ、今後の開発は、町民、誰もが関心を持っておられます。

質問の1、このゾーンのまちづくりのためのグランドデザイン——全体構想です——を開示して、町民と一緒に考えるべきではないかということです。

2番目の質問としまして、以前にも申し上げましたが、国土交通省の提唱しますまちなかウォーカブル推進事業です。居心地が良く歩きたくなるまちなかへの取組はできないか。

3番目としまして、シンポジウム、セミナー、フォーラム、アワード、公開討論会とか講演会とか、コンテストのようなものでございますが、などで情報発信はできないか。

4番目としまして、人口増加対策はもちろん否定はしませんが、よく聞く言葉で「賢く縮む」という言葉への取組はできないだろうか。

5番目としまして、今あるイベントの活性化を図れないか。これは、例えばですが、先日、行われた消防団の大会とか出初式とか見まして、そのように感じた次第です。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からいただきました、まちづくりのグランドデザインに関する御質問のうち、要旨の1番から4番までにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1番目の体育館、それから和気駅、図書館、中央公民館、和気閑谷高校、旧大國家住宅、役場ゾーンのものまちづくりグランドデザインを開示して、町民と一緒に考えるべきではないかということについてですが、議員の認識と同じく、本町のまちづくりを進めていく上で、こちらの和気駅周辺エリアがそのコアになるというふうに考えております。現時点でお示しできるグランドデザインというものはございませんが、人流の増加と滞在時間の延長によるにぎわいの創出、そういうことを目的として、利便性の向上、居心地のよさ、周遊性、独自性、意外性、そして自然との調和、そういったものがグランドデザインを描いていく上でのキーワードになるのではないかというふうに考えております。グランドデザインは、長期的な視野に立ったものになってまいりますので、一朝一夕に描けるものではございませんが、次年度、第2次和気町総合計画の後期基本計画を策定する中でも検討していき、そういったデザインができましたら、町民の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

次に、要旨の2番目の国土交通省の提唱するまちなかウォークアブル推進事業の取組はできないかということについてでございますが、当該事業は、県内では岡山市の県庁通りなどで実施をされております。事業の趣旨は、和気駅周辺エリアのグランドデザインを描いていく中で、取り入れるべき視点、要素であると感じております。事業の実施の可否につきましては、今後のまちづくりを考えていく中で検討していくことになると思いますが、いずれにせよ、歩きたくなるまちなかの創出に向けた取組というのは、周遊性、滞在性を高めていく上で必要になると考えているところであります。

次に、3番目のシンポジウム、セミナー、フォーラム、アワードなどで情報発信はできないかということについてでございますが、こちらでも将来的にグランドデザインに基づいたまちづくりを進めていく中で開催できれば、まちづくりに関する情報の周知やまちづくりへの参画意識の高揚に役立つと思いますので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

最後に、4番目の人口増加対策は否定しないが、「賢く縮む」への取組は考えられないかという点についてですが、近隣自治体の総合計画にも、賢く縮むといったことが明記されているということは把握いたしております。本町の第2次総合計画は、明文化はされておきませんが、人口減少は避けられないものの、子育て支援や移住・定住促進に努めて、人口減少のスピードを鈍らせる緩和策と人口減少社会にあっても、医療や福祉、公共交通など、基本的な住民サービスを持続する適応策を組み合わせながら、地域の営みや住民の生活を充実させる縮充ということを念頭に策定されており、賢く縮むとはややニュアンスは違いますが、人口減少に対応したまちづくりを目指していると、そういう点におきまして同じであり、既に賢く縮むと同様の取組を行っていると考えております。

以上、我澤議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私からは、今あるイベントの活性化はできないかといったあたりについてお答えしたいと思います。

地域の活性化や観光振興に取り組むためには、町にとって集客イベントは欠かせない町の施策と十分認識しております。地域住民と観光客を利用するイベントは、町のブランド価値を高めるだけでなく、地域経済を活性化させる手段にもつながります。現在の和気町で行っております四季ごとのイベントでは、観光客にとって特別感を演出する絶好の機会であり、藤まつり、バラ祭り、和文字焼きまつりやふるさとまつりなど、その季節でしか味わえないイベントには、町内外から多くの方々に親しまれている状況でもあります。来年度以降でございますが、町制施行20周年を迎えるに当たり、町民にさらなる一体感の醸成に向けた企画を打ち出してまいりたいとは考えておりますが、交流人口の増加につながる各種イベントについても、その目的や実施効果の検証を行いながら、和気町のさらなる魅力アップにつながるよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員のほうからいろいろと御提案いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） ありがとうございます。確かにこのまちづくりのグランドデザインというのは10年単位になりまして、かなり時間かかるわけですが、ただ総合計画が出て、総合計画もそれほど具体的な案が出てくるわけじゃないんで、ある程度、具体的な案を執行部のほうで考えていただいて、地域のことをあまり知らないコンサルタントにいきなり投げるんじゃなくて、まず執行部のほうで考えた案を住民にぶつけていただけたら、話は活発になるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

今までのまちづくりというか、例えば、今回、駅の北側が主な話ですけど、駅の南側は御存じのとおり商業ゾーンとして発展を続けているわけです。これは30年前に商工会の先人たちがアメリカを視察されて、サンモールを中心に結果的に花開いたというふうに私は認識してます。ですから、ぜひ先進地視察というか、この目でどういうまちづくりをしたらいいのか、もちろん海外が全てではないですけども、ただ、今なら環境問題とかSDGsと言うんなら、ヨーロッパとかドイツとか、そういうところを積極的に先進地視察していただいて、まちづくりを、必ず何かヒントがあると思うんですよ。私も最近、行ってないんで、何とも言えませんが、学べると思います。例えばですけど、和気町のトップ企業、佐伯のトップ企業がありますよね。メイトなんかも、ドイツ、デュッセルドルフですか、拠点がございます。そういうところとも話をしながらやれば、全然、実現可能な話かと思えます。そういう先進地視察はぜひ行っていただきたいというふうに考えます。

それから、ウォークアブルシティ推進構想につきましては、確かにおっしゃるとおりで、現状、岡山市と倉敷市が推進しているということで、ほかの市町はありません。ただ、私も国土交通省には、担当課に何回も問合せしてるんですが、もちろん和気町のような1万3,000人の町でも、全然適用可能ですよということなんで、もちろんきちんとした絵が描けないと、これは交付税の対象になってきますから、きちんとした絵を描くことが一番かとは思いますが、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

シンポジウム、セミナーについては、これもぜひ積極的に、周年行事もございますので、そういうことも情報発信という意味で取り組んでいただきたい。

まちづくりの中で特に気になるのは、今現在の旧大國家住宅です。こちらのほうを16億円かけて、今、改修が進んでおりますが、これはとてつもない文化財です。しかし、活用しないと、意味がもちろんありません。私も多くの国の重要文化財の建物は見てきましたが、どこも活用し切れていないのが現状と私は考えます。幸い、旧大國家住宅はまちなかにあって、和気閑谷高校とも隣接していますし、役場とも近い。ぜひ連携してほしい。ここを町としてどのように考えているか、教えていただければと思います。お願いします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。私も我澤議員と同じように、基本的な考え方はもう全く同じだというふうに思っています。本町においては、和気駅の周辺がやはりまちづくりの核となるというのは明確ではないかなというふうに思っています。今後、人口が減少をしていくということは、もうこれは避けられない、これは和気町だけではありません。全国的にそのような課題の中でどのようなまちづくりを進めていくのかということは、今後、真剣に、全ての町民の方々と検討して、議論していく課題だろうというふうに考えているところです。

先ほど御提案いただきましたように、先進地を視察することが必要ではないかというようなことをおっしゃいまして、和気の南エリアを、商業地を開発されるときにもそれぞれ行ったんだという話も、私もお伺いをしているところでございますので、そうしたことも、必要な時期になりましたら考えていきたいというふうに思っているところです。今すぐにということにはなりませんけれども、駅前には本当に、以前にも御提案をいただいたように、インターロッキングをしてるところぐらいは車が通らないようにしたいなというようなことは、今でも当然思っていることであります。そこへどのような形のまちづくりをしていくかというように、それから何回も、私、言わせていただけてますけれども、旧大國家住宅の辺りまでを歩いて探索ができるような、そのような構想も頭の中にはあるわけでございますけれども、時間と、それからお金がかかることでございますので、慎重に検討を進めてまいりたいと思っています。また、いろいろ御提案をいただけたらありがたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

我澤議員から旧大國家住宅の利活用についての御質問をいただきました。

この点につきましては、旧大國家住宅利活用検討委員会の中で、今後、修理保存が完了した後、どのような形で活用できるかということで検討をしております、何案か、いろいろ、具体的な案もいただいております。国のほうにも利活用については報告をしなければなりませんので、もう少し、旧大國家住宅の全体が見えてきたら、まだ修理中ですので、なかなか全体の像が見えてきておりませんが、旧大國家住宅の周辺も含めて、町民にとって親しまれる施設となるよう、あるいは子供たちにとっての学習の場となるよう、さらに多くの方に和気町を訪れていただいて、文化財に触れていただくような、そういう機会になるよう、多方面でいろいろ、今後検討して、早急にその方向性を出していきたいと思っております。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。ただ、もちろん利活用検討委員会のほうで御検討いただいているのは重々承知なんです、活用方法は、私なりに考えると3つの観点があって、もちろん観光です。それから、地元住民の活用、それから和気町で言えば和気閑谷高校と役場の活用、この3つじゃないかなと思うんです。特に3つ目に言った和気閑谷高校、できれば通常の授業で使えるようにできないか。旧大國家住宅で定期的に授業が受けられるようになれば、生徒の意識も変わるし、何よりも学校のブランド化になる。幸いもう全く隣接してますので、その辺は重要視して考えていただけないかなという、これはお願いです。それから、役場もそうです。現在は町道があるけども、非常に通りにくい道があります。そこは、役場に来ていただいたお客さん、いろいろな方が来られると思うんですけども、今後、御案内するときに、あの道を通っていただくというのはなかなかきついで、そのあたりの再整備はぜひ検討していただけないかなというのはあります。そうすれば、重要なお客様であるとか、調印式であるとか表彰式であるとか、町政でやってる行事を旧大國家住宅の中でやれば、それなりのブランドというか、新たな価値が生まれるというふうに私は考えますので、ぜひ御検討よろしくお願いします。

なかなか、ランドデザインなんかも出にくい、これは予算もかかる、時間もかかる。ただ、私、一つだけ申し上げたいのは、やはり1万3,000人の町で、このままなら別に全然それでいいんですけども、さらにトッ

ブを目指すのであれば、もっともっとスピード感を持って、グランドデザインを出すぐらいは、町民との意見交換をする上で何かないと話もできないんで、そういう方法も取っていただけないかなという願いです。全てのやり方、今まで執行部のやり方を見てまして、何でもかんでもコンサルに投げるのではなくて、まず庁舎内で考えてほしい。これからはシニアの職員も増加してくる。経験豊富な職員、シニア職員です。コンサル化するなどすれば、対応しやすくなるのではないかなというふうに考えます。そういうやり方をする企業とか団体があります。そのような企業とか団体は、伸びているとも言われています。まちづくりは10年単位の話になるかと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問になります。

役場の職員の人材開発と全町民が勉強できる環境づくりについて質問いたします。4つの質問をいたします。

1番としまして、役場職員1人当たりの人材育成投資コストは幾らでしょうか。

2番、これは既にやっておられるかもしれませんが、民間企業との業務改善——人材開発も含めてですけども——の連携は考えられないか。

3番、日本一の和気町役場を目指してほしいがどう考えるか。漠然とした質問ですけども。

4番、町民向けの講演会やセミナーなどの復活はできないか。

以上、4点についてよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私から役場職員1人当たりの人材育成投資コストは幾らかとの質問に対して答弁させていただきたいと思います。

職員の人材育成として町が実施する職員研修会の開催ほか、県内市町村職員向けの研修会にも参加をしております。また、業務に必要となる資格の取得や専門性の高い知識や技術の取得には、長期間にわたる研修などにも参加をさせている状況です。このほかにも、人権教育や啓発のような研修にも積極的に参加し、職員の資質とスキルアップに努めているところでもあります。このような人材育成に関する取組で必要となったコストにつきましては、令和5年度の決算額で申し上げますと約226万円で、職員1人当たりで換算しますと約1万1,600円程度となっております。民間の研究機関である研究所が実施した2024年度教育研修費の実態調査から見ますと、上場企業を中心とした民間企業の従業員1人当たりの教育研究費用は3万4,606円となっており、比べますと和気町はかなり低コストであるなど認識もしております。研修などを通して人材を育成することは、職員一人一人の能力が高められる効果のみならず、地方公務員、全体の奉仕者としての公民意識の向上等が期待できるものです。限られた人材で最大の力を発揮するには、個々の成長が欠かせません。そして、個々の成長が満足度の高い行政サービスの提供や町民福祉の向上につながっていくものと考えております。

なお、令和7年4月1日の人事異動内示の前ではありますが、来年度の取組について、少しお話をさせていただきたいと思います。

令和7年度では、町職員の行政の知識及び技能の取得を目的に、特別研修生として、町職員を岡山市町村課に派遣する予定で準備を進めております。併せて岡山市と和気町の相互理解と連携強化を目的とした職員の人事交流、岡山市から1名、和気町へ来ていただき、和気町からも県庁内のセクションのほうへ出るという人事交流も久しぶりに復活をさせていきたいと思っております。今後も研修会の開催や先進地への視察など、学びの場を提供するとともに、自主的に学ぶ意識の醸成に努め、職員一人一人のスキルアップにより、行政サービスの向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。1番目の答弁とさせていただきます。

続きまして、民間企業との業務改善連携は考えられないかということで、現在取り組んでおります一例からありますが、説明させていただきたいと思います。

現在取り組んでいます天満屋グループとの包括連携についてであります、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的として、昨年5月に当グループと包括連携協定を結んでおります。これまでの取組としましては、町職員を対象にした接遇マナーとクレーム防止研修や、和気鶴飼谷温泉スタッフを対象にしたおもてなし向上研修、天満屋グループホテルと和気鶴飼谷温泉による情報交換により、フロントの運営体制や予約システムの運営、館内設備のメンテナンスなど、施設が抱える課題についての意見交換、温泉、売店のゾーニングの見直しに向けた検討などもグループとやり取りしている状況でございます。また来年度に向けましては、天満屋ランニング事業部の協力によりまして、特定健康保険指導対象者に向けた運動指導プログラムの導入についても検討いたしております。今後も、これまで包括連携協定いたしました各種団体を中心に、産官学協働による業務改善に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、我澤議員の3番目の質問でございます。

日本一の和気町役場を目指してほしいということでございます。我澤議員の御要望でございますけれども、私をはじめ、全職員は日常、そのような気概で仕事に取り組んでいるつもりでございます。挨拶日本一だとか、笑顔日本一、優しさ日本一だとか、移住者日本一だとか、いろいろ日本一というものもあるかもしれませんが、概念として、日本一の町役場を目指すという、そのような思いで、今後も職員一同、頑張ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

私からは、御質問のうち、講演会やセミナーの復活はできないかについて答弁させていただきます。

和気町教育委員会では、町民の学びの場として、現在、小学生向けの体験学習として和気町こども塾を、大人向けに和気町公民館を略したわこがく講座を、65歳以上の方向けにシルバーから名づけたぎんがく講座を、それぞれ年間を通して取り組んでおります。ぎんがく講座では、その一環として、議員御提案にあるようなホールでの講演会も年に1度は企画し、多くの方に学んでいただいております。ちなみにですけれども、今年度は歌手の木山裕策さんをお招きし、「ガンが教えてくれたこと」と題して御講演いただき、約300名の方に見に来ていただきました。また、少子・高齢化に伴い、公民館やサエスタに行くことがかなわなくなってきたという声を多くいただくようになったため、一昨年度よりは、出前講座として、公民館講座の内容を各地区等に出向いて開催する企画にも取り組んでいるところでございます。

このように、現在はインターネットやSNSの活用に見られるように、以前に比べてライフスタイルが多様な時代になったというふうに認識しており、その中で、若い世代から高齢者まで、誰もが自由な意思に基づき、生涯を通じて学びを楽しみ、充実した暮らしを営むことのできる、そういう一助となるように、講演会も含めて、多様な学びの場を提供したいというふうに考えております。以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） 分かりました。答弁ありがとうございます。最初の答弁いただいた、役場職員1人当たりの人材育成費用です。これが、民間企業、平均値の3分の1ということで、これ逆なら分かるんですけど、なぜなら、役場というのは別に何か物を作ってるわけじゃないんで、もう人材、人こそ全ての団体なんで、3倍ぐらい使ってもいいぐらいの、私の感覚ですけどね。そうしないと、結局、それが住民福祉にもつながって、町民にも返っていくわけなんで、住民の満足度につながると。それが3の1ではあまりにも少ないんじゃないかなというふうに感じました。しかし、ありがとうございます。

岡山県との人事交流も何年かぶりか、何年かぶりかも分からないぐらい何年かぶりだと思うんですけども、や

られるということで、ぜひよろしくお願いいたします。

関連の話ですけども、人事交流でいろいろ深めていただくのはありがたいんですけど、一方で出張なんかも非常に抑制されてますよね、見てて。気の毒なぐらいです。いろいろ大きな契約を結んでいる企業とも、東京の本社への出張もままならないと。そういう状況で、いろんなことが発展的にできるんだろうか、それで。それでいいのだろうかというふうに感じます。さらに言えば、これは来年度ですか、国際交流事業も始まります。これについても、非常にこれはいいことだと思うんですが、なかなかや国同士の話なんで、非常に難しい部分があるんですが、例えば先遣隊で向こうへお願いに行くとか、いきなりまさか学生を連れて、私も初めて来ましたじゃあ話にならないと思うんで、そういうことを含めてきっちり予算を取って、そういうことを進めていただきたいなというふうに、今、感じてます。

それから、日本一の和気町、よろしくお願いいたします。これももちろん、観念的な部分だけじゃなくて、ぜひ具体的にまちづくりの中で示していただきたいとは思いますが。先ほどのまちづくりのグランドデザインなんかもそうだと思います。やっぱり観念的過ぎるんで、何も出てないんで評価がしようがないというか、人に優しい、それはもちろん分かるんですけど、もっと具体的に進めていただきたいなというのが私の思いです。

それから、町民向けの講演会やセミナーなど、これも私もできるだけ参加させていただくようにはしております。ただ、どれも比較的小粒で、もっともっと世の中、最初の前半の質問でさせていただきましたけども、シンポジウムであるとかセミナーであるとかアワードであるとか、たくさん、今、新聞社系を中心に、世の中、行われています。そういうのも、少しアカデミックなっていうか、上から目線の、町民を押し上げるような、引っ張り上げるような、そういうイベントもぜひ検討していただきたいなっていうのが私の考え方です。

特に、前半に申し上げました、もしこれ、通告にないですね、出張の話、やめときましょうか。今後、よろしく願いしますということにとどめときます。すいません。よろしいですか。じゃあ、もしよろしければということをお願いします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 出張費を抑制をしているというように感じとしては受け取れたんですけども、もうそのようなことは全くございません。必要な出張はぜひしていただいて、いろいろ、そういう話合いだとか交渉だとかということはぜひやっていただきたいというふうに思います。1つだけ例を言いますと、実は今年度は千葉のほうに、いすみ市のほうに、有機の関係で、学校給食をやられてるんで、ぜひ行ってこいということでしたんですが、実はもう向こうが忙しくて、行けなかったというようなこともございます。そのようなこともありますし、そのようなつもりはありませんので、財政の許す限り、そうしたことは、自分磨きにもなりますので、どんどんやっていただけたらいいなというふうに考えています。

○議長（広瀬正男君） 4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。もちろん、町長もそうですが、担当レベルで、若い人にぜひ行っていただきたいという強い思いがあります。

それでは、全体的にまちづくりの話にはなりました。和気町では、和気中学校が、昨年、男子のソフトテニス部が岡山県総体で優勝した、そういうことがありました。和気閑谷高校の野球部も、引き続き、甲子園を目指して頑張ってもらいたいです。まずは和気町役場が岡山県で1番の自治体になってほしい、そこを目指してほしい、まずは見本を見せてほしいという強い思いがあります。ぜひ、そのあたりをよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬正男君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩とします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番 山本 稔君に質問を許可します。

7番 山本君。

○7番（山本 稔君） 議長の許可を得ましたので、私からは2問の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目でございますが、告知放送の問題点はということで上げております。項目ですが、携帯電話にアプリを何%の人が入れておられるか把握ができていますのかどうか。それから、利用に当たって町民の方からいろんな苦情が出ていますと思います。その苦情に当たって解決策とか対策を立てておられるのか、そういうところを聞きたいと思います。

まず、私が聞いてるところによりますと、音が前の告知放送に比べて小さいと。なかなか聞こえにくいんで、もうちょっと音を大きくしてほしいということもあると思います。それから、携帯ですが、アップデートを何回かされておりますよね。その都度、アップデートした後の対処が分からない人が結構いらっしやいまして、もう全然出なくなったとかというのがありまして、そこら辺はちょっと分かっている人が対策したらできるようになるんですが、中には、最近詐欺が多いから、詐欺を見て、あねえなったらいけんからもう消したんじゃというて、それからもう使いやらんとかというて言う人もおられます。

ですから、そこら辺の対応を丁寧に、どういうふうに対応されてこれからやっていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

それでは、山本 稔議員からいただきました告知放送の問題点に関する御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の携帯電話にアプリを何%の人が入れているかについてでございます。

現在の告知放送システムにつきましては、町民のみならず、町外にお住まいの方にもアプリを御利用いただき、和気町の情報を取得できるようになっております。例えば、高齢のお母さんが住んで、町外に出てる娘さんとかあるいは息子さんとかお孫さんが入れて、町内にお住まいの方の、安否確認まではないんですけど、どういった状況にあるかというような御利用の方も幾つか聞いております。

現在の総インストール数については6,781人で、そのうち町内に在住している方は6,393人でございます。令和7年1月末時点での全ての人口でその割合を計算いたしますと、約50%の町民の方にアプリを御利用いただいているという状況でございます。また、子供の関係で20歳以下の年齢層を除きますと、約63%の町民の方にアプリを御利用いただいているという状況でございます。スマートフォンアプリにつきましては、広報和気や町ホームページに詳細な導入方法をこれまでも掲載し、町民の方あるいは町外の方に向けて周知をしているところでございます。今後も多くの方にアプリを活用いただけるよう、利用者に身近な情報を配信するよう努めております。例えば、写真付きの情報なんかも最近載せるようにいたしております。

また、告知放送のみでなく、日常的に御利用いただけるようなコンテンツなど、ほかの自治体の事例も踏まえながら、告知放送アプリ、しらせあいを今後も充実させていきたいというふうに担当課としても考えております。

次に、2点目の利用に当たって町民からの不満はないか、その解決策はについてですが、昨年4月に導入時から御利用いただいている皆様は、議員御指摘のように様々な御意見をいただいております。担当課といたしましても、その都度導入業者と協議を行い、改善できるものについては適宜対応を行っているところでございます。

具体的に町民の方等にいただいた御意見を申し上げますと、議員御指摘のようにタブレット端末や外部スピー

カーの音量が小さいといった問題がございました。こちらにつきましては、配信時に音量調節ができる機能を業者とも調整し追加し、多くの方に聞いていただけるよう改善に努めてまいりました。また、先ほど、アップデートが出てその対応方法が分からないといった御意見もございました。そのアップデートにつきましても、幾つかシステムの不具合を改修する場合に、これまでも何遍かやったんですけど、そういったことが今後少なくなるように、町民の皆様、利用者の方にそういった手間をなるべくなくすような方向で、業者とも協議を進めていきたいと思っています。

今後いただいた御意見、町で検討し、導入業者とも協議を重ね、改善につながるものについては引き続き対応のほうをしてまいりたいというふうに考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 7番 山本君。

○7番（山本 稔君） 答弁ありがとうございます。

その答弁の中で、アプリに対する改良を適宜進めていくということですので、これから使いやすいようにやっていただきたいんですが、先ほど言いましたように、音が小さい、外部スピーカーをつけたら大きくなると思います。それについて、どうしても音が小さくて聞けないという家庭があれば、そういうふうな対応をするというふうな方向でいいのでしょうか。そこら辺のこともお聞かせください。

それから、今までアップデートをするとき、アップデートをする通知はしらせあいの中で分かるんですよね。いつ何時にアップデートをしますから使えませんかというのは分かります。その後の対応、アップデートした後の対応をどういうふうにすればいいのかというのが分からない人が今までにおったわけですから、そういうアップデートした後の対応をアップデートする前にお知らせをして、アップデートしたらこういうふうなことになる、こういうふうにしたらまた同じように使えますとかというのを細かく説明してあげないと、若い人とかもう使い慣れた人は分かるかも知れませんが、携帯を持って通話だけしかできないような人が結構おられますので、そういう人にとってはそこら辺がネックになってるんじゃないかと思われます。ですから、ちょっとそこら辺の優しく対応をしていただきたいと、そういう考えがありますので、そこら辺について対応策はどういうふうに取りれるのかお聞かせください。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） ありがとうございます。

まず1点目の外部スピーカーにつきましては、議員御指摘のように、幾つか意見いただいておりますので、担当課としても、汎用的なスピーカーをいろいろと調べて、つけれるかどうかを試してみようと思って、購入も考えて今注文してる状況ですので、そういったものが簡単に差して使えるようであれば、また町民の方にも広く周知して、こういったものを安価で購入できれば、つけて音が大きくなるというような告知もしていけたらなと。まずは役場のほうで試してみようというふうに思っております。

アップデートの方法は、確かになかなかスマートフォンの不慣れな方でどうしたらいいかっていうのを、実は町にも問合せがありまして、その度に電話越しで回答を進めたり、あるいは場合によっては窓口に来ていただいて、御自身の端末を見ながら職員がやったりしております。そういったこともありますので、今後、広報等とかタブレット、画面等で、分かりやすい操作方法についてはより丁寧に説明する必要があるかと思っておりますので、そのあたりの対応はしっかり進めていきたいというふうに思います。

○議長（広瀬正男君） 7番 山本君。

○7番（山本 稔君） ありがとうございます。

先ほども言われましたように写真とかが流せるようになってきたということなので、取扱いなどは、画面を映して、ここをこういうふうにとったらできるとかというのができるようになると思いますので、そこら辺の詳し

い説明をしていただけたらと思っております。

それでは、もう一点ですが、昨年の9月に避難訓練をする予定でしたが、それが中止になって、この告知放送を使った避難訓練ができておりません。それで、今度の3月27日ですか、一応告知放送を使った伝達訓練はあるようなんですが、これについての内容、どのようになっているのかちょっとお知らせください。

それから、避難訓練について、これを使った避難訓練はもう今年の9月までしないのかどうか、そこら辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（広瀬正男君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

防災訓練が中止になってということでございます。

台風の影響によりまして昨年の9月の防災訓練が中止となって、新たなしらせあいを使つての訓練ができていないという状況でございます。

議員がおっしゃいましたように、3月27日の午後にこのシステムを使いまして情報伝達訓練を実施する計画にいたしております。今回の訓練では、災害の発生時や緊急の情報伝達の際などに、告知放送から緊急放送がどのように行われて、タブレットや携帯電話でどのように受信をされるのかということを皆様に知っていただき、そのことに慣れていただくことを目的として実施するものでございます。

もう一つ、新年度、令和7年度は、現在のところ9月7日の第1の日曜日に防災訓練を実施する予定といたしております。通常の避難訓練と併せて情報伝達訓練、そして防災訓練の終了後には自主防災組織での訓練を予定いたしております。しらせあいのアプリのダウンロードや防災情報の受信の確認などを踏まえ各自主防災組織で話をしていただくなど、防災意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（広瀬正男君） 7番 山本君。

○7番（山本 稔君） ありがとうございます。

情報伝達訓練というのは一方通行のもので、災害があったらこういうふうなことが流れますよというのを一方的に出すだけで、町民の方が聞きました、分かりましたっていうのが分からないですよね。それはもういいんですかね。今の端末ですと、一方通行なので確認はできないんですが、前の告知放送では確認ができるようになってましたよね。そこら辺のことも、今後進める上で、改良する上で、何か受信者のほうから役場のほうに情報が伝達できるような方法があったほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、そこら辺の協議も京セラのほうとしていただいてできるようになればなと思っておりますので、一方通行であると、ニュアンスとかいろいろあって、伝達がちゃんと伝わるとるかどうか分からないということもありますので、そこら辺ができればいいなと思っております。そこら辺のことをお聞かせください。

○議長（広瀬正男君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。

議員おっしゃいますように、防災情報については一方通行と今なっている状態でございます。災害が発生するおそれがある場合には、エリアメールとか緊急地震速報であるとか、携帯電話に大きな音とともに情報の発報が入ってくるようになっております。和気町のしらせあいも、携帯キャリアのエリアメール、緊急地震速報、いずれにおいても、受信をされた方の確認ということではなくて、まずそれを受けて、それが入ることが非常にレベルの高い災害が来る可能性があるということで、直ちに避難を要するというような形のときに入ります。当然、議員がおっしゃいますように、ダウンロードをしていただければその情報を得ることができないので、皆様にダウンロードしていただくように呼びかけてはいこうというふうに思っています。

最終的に、受信をして、自分でも逃げるのに困難である場合とかにも、自主防災組織の方の声かけであったり

するところにたどり着いていくのじゃないかなというふうに考えています。そういうことから、防災意識を高く持っていただきながら自主防災組織の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 7番 山本君。

○7番（山本 稔君） 分かりました。

町がそこまで確認をしなくても、実際に災害が起きた場合はもう避難所に行くしかないので、確認が必要ないと言われれば、それでもうしょうがないかなと思っております。

2つ目でございます。町の広報誌をもっと見やすくしていただきたいということで。

ちょっと伺いますと、町の広報誌も県のほうではいいほうに入って、表彰か何かをされたというようなことも聞いておりますが、私はこれは何でかというたら、中に何が書かれているか、表を見ただけではいつも分からないですよね。議会の広報誌であれば、中で、一般質問が何ページからとか、それから質疑が何ページからとか、ちょっと見たら分かるようになってます。そういうふうな、中身が表からちょっと分かるような仕組みがあればなと思うんです。それがどんなかなと思うんですが、町がどうしてもこのことだけは知ってほしいというのを冊子の表に書く。それから、大体いつも同じように出てるものは、もう毎回出てるんで、そこら辺は分かると思いますので、もう最初から最後までずっときれいに読む人はおるかも分かりませんが、読まなくても、ここは大事なんじゃから見とかにやいけんというようなことが、表紙を通して見れば、そこは絶対見るんじゃないかなと思っております。配られてきたときに表紙に何か書いとったら見るんじゃないかなと思うんで、そこら辺のことをちょっとお聞かせ願いたい。中身のほうについては、表彰もされたように大分読みやすくなっていると思いますので、そこら辺はこれからももっと読みやすいものにしていただきたいと思いますが、その1点です。よろしく願いします。

○議長（広瀬正男君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

広報誌に関する御質問にお答えいたします。

質問の趣旨が、表紙に記事の見出しをつけて中身が分かるようにということで、まず広報誌作成に当たりましては、町といたしましては、多くの方に読んでいただくこと、また限られた紙面の中で分かりやすかつ詳細な情報を掲載するよう、これまでも職員のほうは努めてまいりました。冒頭議員から御指摘いただいた県の広報コンクールというのが毎年ありまして、そこに毎回応募のほうをさせていただいて、今年度も佳作ということで、中身については県のほうからも評価をいただいております。

実際、中身が分かるように表紙ということで、これまでも表紙を見ていただければ、特集記事に関しては1文添えて表紙のほうに載せてるんですが、それ以外の記事がなかなか載せていないということで、今後、特集記事以外でも、より町民の方に知っていただきたいようなことについては、どうしても表紙に写真を載せてるので、そのあたりのバランスを考えながら工夫をしながら進めていきたいというふうに思っております。繰り返しになりますが、現在特集記事のみの見出しというふうになっているものを、主な記事の内容を幾つか取り上げるような形で掲載していくことについても今後検討をしていきたいというふうに思っております。

広報の内容についても少し述べさせていただきたいと思います。

詳細な情報を町民の方にお伝えしよういたしますと、どうしても情報量が多くなり、字が小さく見にくい紙面となってしまいます。そのため最近では、インターネット等も連携いたしまして、広報誌にQRコードなんかも掲載して、広報誌の掲載は最低限にして、詳細についてはホームページ等で御確認いただくことで、見やすい紙面の作成にも併せて努めております。

また、町の報道委員会を開催いたしまして、報道委員の方からいろいろな御意見も参考にしながら、広報誌の

改善にも努めております。

報道委員会の中での意見で改善したものを具体的に申し上げますと、ふるさと納税の寄附者を紹介する記事が以前ございまして、全ての寄附者の氏名を表記していたこともありましたが。そういった場合に字が小さくて分かりにくいような紙面となっていたところ、報道委員からQRコードを掲載してみてもどうか、そういった形でホームページに紹介してはどうかというような御意見もいただきまして、現在は寄附者の名前についてはQRコードを掲載することで紙面の工夫等にも努めております。

今後も、見やすいことは当然ながら、多くの方に読んでいただけるよう広報誌作成に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 7番 山本君。

○7番（山本 稔君） ありがとうございます。

表に何で載せてほしいかといいますと、健康診断の場所とか、それから廃棄物の収集とか、そういうところは何月号に載ったのかなとか、そういうのを考えるんですね。見て、それが分かっただけならもうそれですぐ探し出せるんですが、長期にわたってされることに対して、大分早くから広報しているの、後のほうになったら、あれはどこへ載ったかなってするのが結構あるみたいなので、そこら辺のことをもうちょっと分かりやすくしてほしいなということで今回言わせていただきました。

いろいろと努力されて、広報誌は読みやすくなっていると思います。私も見て分かっておりますので、そこら辺のことをこれからはもう少し考えていただければなと思って言わせていただきました。

これでもう対策もいろいろしていただけるといいますので、これで質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（広瀬正男君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

6番 神崎良一君は質問者席へ移動してください。

6番 神崎良一君に質問を許可します。

6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） それでは、議長から許可をいただきましたので、私は大きく2点の質問をさせていただきます。

まず1点目がハラスメントについて。

ハラスメントといえば、一番オーソドックスなところでいけばパワハラ、セクハラと。ただ、今回は、それは個人的なこと、要因が多いということで、カスタマーハラスメント、カスハラについていろいろと質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、町としては、そのハラスメント、特にカスタマーハラスメントをどのように理解をされているのか。2点目は、教育現場ではどうだろうかというのを聞かせていただいて、その後でその対策についてお聞きします。取りあえず、この1点目、ハラスメントの理解、そして教育現場ではと、お願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから、神崎議員からの今回カスハラということで、行政としてどう理解しているのかということでございます。

本日は、参考資料といたしまして提出もしていただいております、この裏面の記事につきましては、私も3月12日の記事、山陽新聞朝刊を読ませていただき切り抜きをしてるところであります。そういった内容の中に今後国が対策を講じることも書いてありますが、和気町の現状についてちょっと簡単に説明をさせていただきたい

と思います。

重複になりますが、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会的問題となっております。この行為は、顧客からの理不尽な要求や暴言、過度なクレームなどを行う行為であって、行政に対するものであれば、行政サービスの利用者などからの言動で、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするものと人事院規則の中では定義をされています。

実際に、私たち地方公務員のうち、過剰なクレーム、罵倒、暴言、不当な要求などカスハラを受けたというアンケートが自治労のほうで2020年にされておりまして、46%の職員が受けたと、受けている人を見たというケースを含めて実に76%、4分の3が公務員の現場でカスハラが発生してるといった調査結果も出ております。

カスハラは、民間企業だけの問題ではなく、行政も含めた社会全体の問題であるということで、今回閣議決定で国会へ提出された法につきましても、自治体を含めた内容での取扱いになるということで明記されてるところであります。

特に私たち地方公務員は、全体の奉仕者として行政サービスを提供する立場であることから、行政サービスの提供をやめるといった選択ができないため、カスハラから逃げにくい立場ということも十分理解しております。ただ、カスハラかどうかといったあたりも私なりに思いますと、こちらからのミスに対するいろんな指摘であったりクレームであったりする場合もありますし、なかなかカスハラと考えづらい、町民の声に耳を傾ける場合、特定できる要素がなかなか難しいところもあるんで、そのあたりを今後どう捉えていくかといったこともあると思います。

繰り返しになりますが、公務員は、全体の奉仕者である立場から、理不尽なクレームや暴言の標的に非常になりやすいと、私も現職経験の中で十分認識はしておりますが、職員に対するそういった行為については複数人で対応することや、悪質な場合には警察とも連携するといったこと、これまでの行政対象暴力と併せて、そういった行為も必要になってくるのではなかろうかと思います。

庁舎管理で申しますと、カメラの設置といったあたりも考えると、録音機能付の電話での対応とか、そういったあたり、実際に起こった行為の証拠をきちっとまとめておくことも必要と思っております。

誹謗中傷の拡散を防止するために、現在、私どもの名刺につきましても、フルネームから名字のみ記載するといった行為も対策の一つと考えております。

今後、まだこれまで取り組めてないカスハラに関する職員研修の実施や、今後の対応に向けた防止についての条例の制定についても庁舎内で検討してまいりたいと思います。

職員の精神的健康や業務効率に深刻な影響を及ぼす問題であるとは認識しておりますので、民間と異なり、完全に拒否できない公務員の立場からこそ、組織的な対応や法的手段を活用しながら、職員の人権も尊重されて職員の安全を守る仕組みをこれからも検討してまいりたいと思いますので、御理解よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（広瀬正男君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

それでは、私からは、神崎議員からいただきましたハラスメントについての御質問について、教育現場の現状をお答えいたします。

教育現場の現状ということで、カスタマーハラスメントではなく、過剰な苦情や不当な要求という言葉でお答えさせていただきます。

社会の環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題との認識が全国的に強まっております。また、精神疾患による

教員の病気休職者数は増加し続けており、メンタルヘルス対策の充実、推進が喫緊の課題となっております。

令和5年8月の中央教育審議会、初等中等教育分科会、質の高い教師の確保特別部会による提言、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策では、教師と保護者や地域住民は、それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標の下、連携、協働して学校づくりを進めることが重要であること。保護者や地域住民からの要望や提案等について、教師が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することが重要であること。過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要であること。都道府県教育委員会においても、広域自治体として困難を抱える学校への積極的な支援が求められていることなどが示されました。いずれも、子供たちの健やかな成長と質の高い教育活動のために重要な提言であると認識しております。

現在、また今後の対応についてですが、県教育委員会において、学校に対する不当要求等の問題に関し、法的観点を踏まえた適切な対応が行われるよう実施されているスクールロイヤー制度の活用が考えられます。弁護士による法律相談が随時可能であり、必要が生じた際に円滑に対応するため、町と県の担当者が連携を図っているところです。

なお、文部科学省では、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指すモデル事業を設計しており、学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーターの配置、適切な専門家の学校への派遣、教育委員会や学校を訪問するアウトリーチ型の巡回相談会、先進事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた自治体支援、学校における保護者等対応の高度化のための調査研究などが行われております。国の今後の動向や取り組む自治体の状況、調査研究の結果も併せて注視してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） 1点目の和気町の現状はということで再質問させていただきます。

本庁舎、佐伯庁舎、町営バスの運転手等々、いわゆる町役場のスタッフが関係するところでそういうカスタマーハラスメントが起こった場合の報告体制はありますが1点、2点目はSNS等による実際の誹謗中傷事例はありませんかっていうのが2点、これが1番の町役場のほうについて。

それから、教育現場については、同様のことですが、サエスタ、中央公民館、体育館、図書館等でそういう報告体制のようなことが築かれているか、報告書をつくっておられるかどうか。2点目、今休養されてる教職員はいますか。3点目は、県のことについては、今お答えになって、スクールロイヤー等で対応すると言ってるので、これは割愛しまして、4点目、教員の成り手不足とカスタマーハラスメントの関係はありますかというのを教育長から聞きたいと思います。

それについては、去年の12月21日山陽新聞に、精神疾患休養教職員7,119人と、こういう事例もあり、2023年度に公立の中小高と特別支援学校での、精神疾患を理由に原則90日を超えて休み、これを休暇とするんですが、となった職員は、22年度より580人多い7,119人となり、3年連続で過去最多となったという記事もあります。そういう中で、和気町のそういった影響はあるのかどうかを聞きたいのでそうしました。

最後、4点目は、県教育委員会ということで課長が答えられたけど、今、小中は特にですけど、学校運営協議会とコミュニティ・スクールという、今学校運営に大きく深く関わっている地域団体というか、地域の人があります。そこに、カスタマーハラスメントがあった場合に相談をしていくような体制は考えられないのか、これが4点目です。

以上4点をお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

行政等の対応といたしまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、これまで住民からのクレームや要望に対しての認識として、これがカスハラという認識についてはちょっとやや今認識不足だったところがあります。

実際のところ、報告的な様式はまだ整備されておきませんが、地方公務員でありますので、やむを得ず担当のみで対応する場合もございますが、基本的には、組織として複数人で対応するというのが基本と考えております。ただ、町の運転手等、当然ワンマンでの運転となっておりますので、そういったあたりは、それぞれのチームの責任者にその日の状況報告をきっちりした上で、危機管理室や総務課へ持ち帰って今後の対応を検討していかなければならないケースも想定されると思いますので、その場しのぎで対応するのではなく、組織へ対する考え方があるという認識の下で、公務員の定めにもあります、上司にきちっとした報告の後に組織として対応する体制づくりというのが、今回の法改正による対策の義務化の中にも関係してくるかと思っておりますので、今回の法改正によりまして、自治体としても末端行政として対応のほうをきちっと見える形にしていきたいと思います。

SNSでの特に誹謗中傷というのは、あまり確認は取れてないですが、現在、意見箱というような形でいろんな御意見を集約する中で、苦情的な部分も一部見られることがあります。そういった町民からの提言等に対しても、組織全体での議論をした中で丁寧な回答に努めておりますので、そういったあたり、今回の法改正を併せて今後の対応を十分教育委員会とも調整しながら行ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（広瀬正男君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

私のほうからは、例えばサエスタ、中央公民館等の御質問もいただきましたけれども、体制というところではございませんが、当然そういった困難な課題があったときには複数で対応するというようなことはしているところではあります。

また、学校現場においても同様ですけれども、先ほど休職者数の話が出ました。これはプライベートにも関わる問題でもありますので具体的な数字というのは差し控えさせていただきますが、当然そうならないように努めているというところではございます。

そして、それが成り手不足につながっているのかということです。これも、実際にその要因であるかどうかというような報告というのはなされていないわけですが、先ほど御答弁の中で申し上げた提言の中に、その中に喫緊に取り組むべき課題として困難な課題に対応することが必要と述べられているからには、この成り手を増やすためにそこは解決していかなければならない問題だと国が認識しているというように承知しております。ほかにも、当然成り手不足の要因は様々に考えられると思いますので、そのうちの一つとして考え得るのではないかとすることが国の提言から推しはかれるところではあります。

それから、コミュニティ・スクールの御提言もいただきました。コミュニティ・スクールについても、いわゆる学校運営協議会で積極的に話題とするということが提言の中に盛り込まれました。この提言については学校現場と共有しております。ただ、学校運営協議会については、学校運営、学校経営の方針を多角的に協議する場でもありますので、それが取り上げられる場合もございますし、また別の問題が取り上げられる場合もございます。ですので、そういった学校運営協議会の活用というののも十分に考えられますけれども、まずは教育委員会として、先ほど県教育委員会の事例を申し上げましたが、当然その前には、町教委として相談を受けるということは窓口で整えておりますので、県教員との円滑な接続というのを町教委は今役割として担っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） 今までの御説明で、大体今の現況と町、教育委員会の対応がある程度の姿が見えたのかなという中で、3番目、今後の対応をどうするかと、これについてお答えいただきたい。

○議長（広瀬正男君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼します。

ちょっと最初の答弁と重複するともございますが、今回の国の法改正に伴うカスハラ対策義務化を受け止めて、組織としての整備が必要だとは十分認識しております。そういったあたりをいま一度、法的な中身を総務課のほうで十分吟味をさせていただき、早速、来年度から取りかけられる部分については整備してまいりたいと思いますし、日々の業務の中でカスハラと思われるような行為が実際存在するかといったあたりも、庁舎責任者として十分確認をしてまいりたいと思いますし、担当者の対応、責任者の対応が適当であったかといったあたりも、今回の法改正に関係する対策と照らし合わせて、統一的な役場としての対応策、それから報告義務等について進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほど来、神崎議員からハラスメントについていろいろ御指摘なり御意見をいただきまして、ありがとうございました。

もう詳細について、その対応についても、今課長のほうから答弁をさせていただいたとおりです。

我々も和気町内の学校を見たときに、現在のところ、こういうカスタマーハラスメントによって教員が休むとかというような状況にはないんですけども、いろんな形で、教員は、日々子供たちと真摯に向き合う中で、保護者との意見の擦れ違いとか、そういうことは度々生じることはあります。ただ、学校と教育委員会と意思の疎通というんですか、風通しをよくすることによって、早めの対応をするということで心がけております。学校には、ぜひ個人の対応ではなくて、学校という一つの組織として、いろんな保護者を含めた外部の方との対応をするようにという話をしておりますし、判断つきかねるようなことがありましたら、先ほど話があったように、県でもスクールロイヤー制度ということで専門家も設置しておりますので、そういうところへの橋渡しも積極的にやっていきたい思っております。

先ほど教育長にということで御質問いただいとんですけども、教員の成り手不足というところ、希望者の減少もこういうところにあるんじゃないかというような話もありました。ただ、これが社会に大きく取り上げられると、そういうことも若者の教員志望というのでも減る要因にはなっておるのではないかなとは思っています。ただ、今大きなところで、教職の魅力という部分がなかなか若者に伝わらないというあたりで、いろいろ取組をしておりますし、ちょうど時期的にも、来年度に向かって、今、来年度に来られる先生方の面接も行っております。非常に若い方が多いんですけども、そういう方の話の中で、教員を目指した気持ちとか自分の思いとか、そういうところも聞きながら、ぜひ魅力アップをすると同時に、この魅力の問題解決の一つは働き方改革ではないかなと。どうしても教員の仕事自体が、時間外が多いとか、いろんなことに、自分の専門外のことにも取り組まなければいけないとか、いろいろ課題が出てきております。そういうあたりの働き方改革にも積極的に取り組んで、少しでも教員の魅力アップにもつなげていきたいと、今そういう総合的な取組を進める中で、このハラスメント対策についても教育委員会としても積極的に関わっていききたいと思っております。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） これが最後となりますが、今後の対策ということで、総務部長が言われたり教育長が言われたお話はもうそのとおりだと思います。

私がその中で思うのが、事が起こって町長が分かったとか、教育委員会に伝わったとかという話じゃなくて、一番最先端における教員だったり、皆様の部下である若いスタッフが、直接、町民の方の一部だったり、保護者、

父兄さんからですよ。受けて、相談もしようがなくて悩んでおったりするようなことがないようにというのが、私の今回のハラスメントの心です。体制がいいとかじゃなくて、要するに、こんな言い方はよくないかもしれないけど、最前線で戦っておられる方々が本当に自分の身を安全で一生懸命自分の仕事に従事できているのかという、ここだけです。そのためにこういう話をしているので、問題を起こったからやりましょうというのは私の本意でないので、ぜひ、先ほどの話じゃないですけど、日本一だという議員の方もありましたけど、条例をつくることが一番という話じゃないんですけど、政府は企業にカスハラ対策を義務化しました。そして、それは、地方公共団体といいますか、こういう役場にも回ってきます。東京都は2024年10月4日にもう制定しております。今からしたんじゃ和気も2番ですけど、その形はそうなんだけど、そういうことじゃなくて、本当に最前線で働ける方の心を守れることが町として教育委員会としてできるかという、これの私の問いかけです。これはそんな簡単な話じゃないので、もうそれ以上のことは言いませんが、そこにあるということを、私の質問の骨子だということをよく踏まえていただいて、最後に町長から一言いただきたい。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 神崎議員がおっしゃるように、直接住民の方と接するところが一番そういった被害に遭うということでございますので、そうした職員を守るということは我々の使命、責務でございますので、具体的に今何ができるかということは言明できませんけれども、そういったことでいろいろ対策を考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） 2点目の土壌水質汚染について質問いたします。

今日午前中の一般質問で同僚議員から子細な質問があり、それに対する執行部の賢明な答えもありましたので、特段聞くことはないので1番、2番は割愛します。そして、3番、今後の対応をどうするかについて一、二、質問させていただきます。

まず1点目、午前中の答弁で、和気町公害防止条例と和気町に籍を置く20社以上の会社との協定、そして各地区とも協定等があるということで、それで守られるもしくは今後の対策になるという課長と町長のお答えでしたけども、例えばJOHNAN株式会社の田原下にある会社とは協定は結んでいますか。お答えをお願いします。

○議長（広瀬正男君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

神崎議員からの御質問にお答えをいたします。

事業者に対する生活環境の保全、健康の保護等に関する国、県の法令につきましては、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、岡山県環境基本条例、岡山県環境への負荷の低減に関する条例等があり、それぞれ事業者の責務として、事業活動に伴って生じる公害の防止と自然環境の適正な保全などを目的として制定されております。

本町におきましては、和気町公害防止条例を制定しており、第4条、事業者の責務として、事業者はその事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならないとしており、公害の発生が未然に防げられるよう定めておりますが、現在の法令では、既存の事業者であつたり今後誘致する事業者について、事業者が実施いたします土壌や水質の調査結果を町や地元地区に報告しなければならないといった義務はございません。

しかしながら、そういった法令に関する規制が及ばない土壌や水質の調査結果の報告、稼働時間や取扱いなど、取扱いの品に関する条件等についてを定め、公害防止協定として、事業者と町、または事業者と地元地区等で協定を締結する方法があり、事業内容によって、公害対策の具体的な方法を取り決め、また立入調査の要求等についても定めている例もございます。

土壌、水質となりますと、どうしても県の所管になってしまうものですが、町といたしましては、こういった公害防止協定、こちらを結ぶことによりまして、県の所管ですが、協定により立入検査の権限ですとか指導権限を持つことができるようになりますので、こちらを有効に広げながら地域環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

それから、御質問いただきました、本荘地区の事業者との協定には現在至っておりません。

失礼しました。田原下の業者とは至っておりません。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） 本当に一企業を攻撃することはさらさらないのであんまり言いたくはないんですけど、協定を結ばれていても結んでない企業さんもあるということで、それは今の現状だと。午前中におっしゃられた対策として、今、公害防止条例と、それから協定、それから地区との協定ということで、それで今回の事例は、1970年から2025年ですから約55年、前半戦の40年間は全く手つかずで、何ら報告もないし、垂れ流し状態。それが、15年前ですか、自社で調べてどうと、それから今回県が調べてどうと、こういう話なので、今の条例とか、さっき課長がおっしゃられたように、報告義務がないので、何ら拘束力もない、紙切れだなど、こう思いますんで、早速条例を変えるような、例えば新しく来る企業には報告義務として何々の検査を年に1回とか、物によりますが、するとか、それを基準値を超えた場合はこうこうといったことを課せると。そんなことをしたらあかんよ、もう企業が来んよということなのかどうか。それならばそれで、減免措置をどうとか、優良企業についてはもっと優遇していくとか、対応はあると思うんで、そういったことですぐさま、今のざる法じゃないけど、何の効果も示してない現法を変えて条例制定はできませんか。町長、お願いします。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 旧和気町でこの公害防止条例を1975年ですか、昭和の50年で作っているようです。JOHNAN株式会社はもうそれ以前に来られとって、そここのところがちょっと抜けていたのかなというようなことを今思っています。

そうして、条例は、きちっとした条例がございます。それから、和気町の公害防止協定というのは、これもございますので、どちらが適応できる、条例はもう当然適応はされるんですけど、協定を結んでいただけるかどうかということも含めて、今後は検討をさせていただきたいというふうに思いますので、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 6番 神崎君。

○6番（神崎良一君） 私の質問の中でそうありましたが、結局は、報告義務があっても出してないとか。要するに、この何十年間、もう町が全く分からなかった、触れなかったというところに現状があるので、法改正とか条例制定は難しいですけど、何らかの報告が出せるような計画を、今町長が検討していくということなんで、それに本当にお頼みして、期待をしましてまた結果を待ちますが、とにかく、あるけど、報告を忘れとったというんでええんかということなんですね。今回もJOHNAN株式会社から説明がありましたけど、私らは、前の前半戦、55年の間の40年間のことは知らないよという言い方が物すごくしました。もうはっきり言って責任逃れにしか聞こえません。今はいいんだいいんだと言ってる。こういう気持ちしか町民に残りません。そういうことで、一応今回こういうことを言わせていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（広瀬正男君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後2時20分まで暫時休憩とします。

午後2時00分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） まず、私は、1番目、上下水道の事故がないような体制構築をということで質問をさせていただきます。

これは、埼玉県の大規模な下水道施設のある八潮市というところで、大変痛ましい、また住民に対する被害、不便さもおかけした、120万人以上の方がその上下水道の利用について非常に不自由な生活状況を経験されていたということでもあります。このようなことがないように、和気町では、今後町民に大きな被害が出ないように、きちんと管理運営ができるようにと願って質問をするものでございます。

まず、質問項目でございますが、上水道、そして簡易水道、下水道、そういうものがあるわけですが、それぞれのトラブルはどれぐらい今年間あるんでしょうか。まず1番目。それから、2番目は、今後の管理はどのようにしていくのかということですね。それぞれの上下水道をどのように管理していくのか。それから、3番目には、その事業それぞれを計画を立てて更新、そしてリフォームをしていく必要があると思いますが、その計画はあるのか、どのようになっているのかということが3番目でございます。

以上、答弁よろしくをお願いします。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からの上下水道の事故がないような体制構築をについてお答えいたします。

初めに、上水道、簡易水道、下水道でのトラブルは年間どれくらいあるのかの御質問ですが、水道も下水道も小さなトラブルから大きなものまで日々発生しております。小さなトラブルといたしましては、御家庭の水道メーターに設置してる止水栓という小さなバルブの故障などがございます。下水道のマンホールポンプなどでは、流してはいけない異物などが流れてきて、それが詰まることにより、ポンプの引上げ除去作業などが頻発しており、大きなトラブルといたしましては、道路敷に布設されている水道管の漏水や、下水道に共通して、ポンプなどの制御を行う電気設備などのトラブルが発生しております。

発生するトラブルは、年度ごとに様々ですので、令和6年度の修繕費の支出から御説明させていただきますと、現在の時点で修繕のほうは、50万円未満の修繕が、上水道、簡易水道、水道合わせまして150件以上、下水道に至っては約100件発生しております。50万円から100万円の範囲でも、水道のほうで4件、下水道では6件発生しております。100万円以上の修繕といたしましては、水道で1件、下水道で6件となっております。上下水道合わせまして、令和6年度の年間で、現時点で合計260件以上の修繕が発生しております。これが3月末までを含めると年間300件くらいにはなるのではないかなというふうに予想しております。

また、上下水道課及び総務事業課で9名の職員が業務用の携帯電話を貸与されておりまして、当番制により夜間、休日の緊急対応に当たっております。令和6年度の4月から現在まで、延べ約130日出務しておりまして、単純計算で3日に1度は夜間か休日にトラブルが発生しているという状況でございます。その対応は、軽い故障でも1時間程度はかかるものから、重大なトラブルでは復旧に丸一日以上かかることもございます。

事故がないような体制構築をとのことですが、事故が起きないようにするためには日頃の点検や管理が重要であります。下水道では、専門的な業者に処理場などの管理業務を委託しておりますので、故障の予兆などが出ましたら、直ちに報告を受け対応をしております。水道は、職員で管理しておりまして、有事の際には、有資格者であります職員である水道技術管理者が主となって状況の把握や分析を行い、対応を指示し対応しているところ

でございます。

以上のことから、水道も下水道も老朽化が進行しており、事故を起こさない、少なくしていくという点では、更新事業を進めていくほか方法がございませんが、トラブルに対する体制は既に構築しているものと考えております。

次に、今後の管理はどのようにしていくか、計画を立てて更新やリフォームをしていく必要があると思うかどうか、計画はあるかの併せて御説明をさせていただきます。

水道には、平成27年度に策定した水道ビジョンという計画があり、更新事業の年次計画や将来の目標、経営戦略を定めたものがございます。下水道にも、令和4年度策定のストックマネジメント計画というものがあり、こちらも更新事業の年次計画など、施設の長寿命化を図るものがございます。そういった計画を基に、現状を鑑みて優先的なものから順次更新を行っているところですが、更新事業に係る費用は、水道で100億円以上、下水道では200億円以上の規模となり、莫大な費用負担となるため、人口減少の今の時代に何をすべきかを検討し、生活基盤を持続的に維持できるよう計画的に更新をしていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） まず、今の答弁で、修繕件数が年間300件というふうなことで、かなり件数が多いと、そういう修繕ということだというふうにお聞きしました。本当に毎日、小さなことでは、そういう水漏れというんですか。特に、冬場は凍結して、それから水漏れが出てくるとか、土日関係なく、いろいろ大変な作業だろうというふうに思います。

個々のそういう問題があるわけですが、今言われる、水道は水道ビジョンというんですか、平成27年にできたということで、それが10年計画ですから、平成28年から平成37年、平成というのは今ないんで、ちょうど今、令和7年が平成37年だろうと思うんです。ですから、新たにまたその計画もつくらなければならないと思うんですけれども。

それから、途中、水道については、水源地の量が少なくなるとか、いろいろな問題があるので、今の田原上の配水池を、皆さん御存じのように、昨年度完成ですか、しましたものを入れて、県の広域水道も、南部水源なんかにも供給できるように改良して、地震が来たとこにもそういう水が供給できるようにいろいろと更新をしていると。それから、曾根も、配水池ですが、それもまた今後更新するものだと思います。

ただ、いずれにしろ、今言われたように、水道では今後100億円と言われましたか、それから下水道が200億円程度のそういう財源がかかってくると、それぞれ管理していくためにね。そういう意味で。

それから、そのほかには、利用者というか、それを負担する方が、人口が、家庭が減少していくという問題もあると思うんで、その辺も含めて、今後の一番問題点はそういう財源だろうと思うんですけれども、その辺については今後どういうふうな考えでいかれるんですか。その辺が一番問題だろうと思うんですけれども、その辺について答弁をお願いします。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 莫大な更新事業に係る費用負担ということでございます。

こういったものは受益者負担ということになってまして、水道、下水道を使用される町民の方の使用料として御負担いただくのが原則でございます。ただ、人口が減少していく中で、この更新事業全てを行っていけば、当然もうどこかで破綻をするのではないかなというふうに危惧しております。必要な事業のみ、それから全ての施設を更新していくのではなくて、今後、コンパクトシティですとか、そういったことも考えながら、ダウンサイジングも必要なことではないかなと思っております。今はもう大規模に改修をしていくことを想定しては、このくらいの費用ということになりますけれども、必要なところへ必要な更新だけを行い、その後のことは、もう少

し検討して、効果的なものが生み出せるような計画の変更といったところも検討していく必要があるのではないかと思います。何分、全て費用がかかる、財源を確保するというのが一番の課題だとは思っておりますので、今後もその計画の見直しを図りながら必要なことを講じていきたいというふうに考えております。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 受益者負担といいますと、料金を値上げしなきゃいけない場合も出てくるかもしれないという意味で、非常に今後大変だと思いますが。

ダウンサイジングということであれば、つまりもっと水源を減らすとか、本管のもちろん入替えというんですか、そういうふうなことも必要だろうと思うんですけど、基本的なその本管の据え方というか、それを変えて、いろいろと、設計変更というんですか、そういうこともするという事だろうと思うんですけど。

それから、一面では、広域水道を入れると、それだけ原水費というんですか、元の水道の購入費用が非常に多くなってくるようなこともあるんで、その点も含めて、このままでいいのかどうなのか、その辺が心配ではあるんです。

特に、吉井川のこの近辺にこの水源があるということで、今の河川の改修というか、改修というよりも、砂利を取ったり、そういうことでかなり吉井川の水位も下がってるんじゃないか、そういう危険も感じてるんですけど、その辺については、そういうおそれは全くないんですかね。その辺は心配ないんですか。その点も含めて、若干説明をお願いします。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 施設の統廃合というものは必要になってくると思います。

今は、和気の吉田地域にも吉田水源、それから泉のほうに宿水源、そういったものが点在をしております。人口も減ってきてまして、それぞれの施設が稼働しておるとそれだけ経費もかかってくるわけでございますので、一定のところでは、施設の統合を見据えて検討していく必要があろうかと思います。

また、広域水道企業団ですとか、それから備前市、そういったところからも水の供給を受けて、実際には受水費が高いというようなこともあるかもしれませんが、自前の水道ポンプの維持管理、それから電気代、そういったものを考えると、受水の場合がいいということもございます。

備前市も吉永に割としっかりとした水源もございますので、今の水質問題ですね。PFAS関係の高度浄水を設けるのであるのであれば、備前市側でも浄水された水を受けると。そうすることによって、和気町ではそういった施設の構築をしなくてもいいというようなこともなりますので、広域化、それから今の南部水源の水不足、そういったものも、備前市、それから企業団からのそういったところの検討をしているというところでございます。

それから、河川のしゅんせつによって地下水位の問題ということでございますが、基本的には和気町の水源は浅井戸で伏流水（「地下水」と後刻訂正）ということになっておりまして、基本的には山から河川のほうへ流れてくる水ということになります。河川の水位の変化を直接受けるということであれば、ちょっと河川に近いということにはなるんですけど、基本的には受けないということが前提の話にはなっております。ただし、今年度、新田原井堰の改修工事がありまして、佐伯地域の水源のほうで、河川の水位を下げることによって地下水の変動が実際には見受けられました。そういったこともございますので。ただ、そういったもので枯渇まではしていませんでしたので、特に河川のしゅんせつをしたからといって直ちに水位に変化があるとは考えておりません。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 分かりました。

非常に私も、この間久しぶりに水道ビジョンをちょっと見てみたら、水源が、塩田簡易水道とか佐伯簡易水道、津瀬の小規模簡易給水施設とか田土の簡易水道、それから西山の簡易水道、石生簡易水道、和気町の上水

道、日笠簡水、吉田簡水、南部簡水というふうには、水源は10ぐらいあるんですよね、これ、本当見たら。だから、確かに複雑過ぎてあれかなという。場合によったら、これをじゃあ減らしてもするということもあるということに、今施設の統合というふうなことも考える。それから、備前市、特に吉永辺りですか、そういう備前市からの水道の購入というんですか、そういうふうなことも、今後場合によったらあり得るというふうなことを今伺ったということでございます。

ただ、最後、水源を確保する点では、そういういろいろな点があると思うんですけど、そういう財源の問題ですよね。一般、給水戸数が減ってくると、収入をいただくのが難しくなるっていうか、件数が減ってくるということで、なるべく件数が減らないようにいろいろと管理をしていく必要があるんだろうと思います。

その点では、給水戸数を増やすとか、そういうふうな点も考える必要があると思うんですけど、その点については何か、そう詳しく私は見てないんですが、その水道ビジョンを、その辺、何かヒントというか、そういうものはあるんですか。ぜひ値上げをしないように、件数をなるべく維持して、水道を維持して、持続可能にしていかなきゃいけないと思うんで、その辺が課題だと思うんで、ちょっとそれだけの話です。

○議長（広瀬正男君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 水道につきましては、人口減少とともに給水人口が減っていくというのは、これはもう自明でございます。したがって、担当課長が申しましたように、施設の統廃合はもうあり得ることだろうというふうに思っています。

それとは別に、話がそれますが、国保の保険税のことに振り返ってみると、今後は広域的な水道事業の在り方というのも検討していかなければいけない時代になってくるのではないかなというふうには、これは個人的には思っています。問題なのは、そういう施設とともに管路が老朽化をしてきているということで、これをやり替えるのに非常に莫大な財源が要るだろうというふうに思います。そこをどうしていくかというのは、これからそういう水道ビジョンをまた作り替えながら検討していかなければならないだろうというふうに思っています。今後のまたこれも大きな課題だというふうに今認識をして、その点についても検討を深めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 非常にこれから、今最後に町長が言われたように、いわゆる本管ですね。本管が水道はとにかく古くなっていく。それから、下水道も、下水を通す管、そういうものも古くなって、それからポンプ、下水道はポンプもあると思うんです。もちろん水道もあるんですけど、そういう面の管理もあるということで、今後とも多額の費用がかかるということで、非常に管理をするのが大変だろうと思います。

それから、特に国の考え方というのが、そんなに、つくるときには補助金はあったんですけど、維持管理をする点では、あんまり、国が補助するというふうな考え方がないということで、特に今回は大きな埼玉では事故があったということで、これについては、補正予算を組んで、いろいろと早く直すよう努力をするようでございますが、和気町は早くに下水道もできたという、佐伯もそうなんですけれど、いうことではあるんですけど、逆にそれが大きな経費となって、町民の暮らしを傷つけないように、苦しめないように、大きな費用をかけないように、なるべくそういう、不要な施設は場合によったら廃止して、統合しながらいくなとか、そういう配水池等もそういうことも考えながら、管路を改修して、なるべく町民の生活に支障を来さないように、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

それで、次の教育の問題に移らせていただきます。

タブレット端末を使って、いわゆるGIGAスクール構想が、たしか令和元年か2年ぐらいからこれは始まったんじゃないかなと思うんですけど、それで大変、個人個人の学習レベルにも合わせていろいろ勉強ができるとか、非常にいい点もあるということなんですけれども、今の状況がどのようなことなのかお伺いをしたいと思います。

います。

それから、機器を、端末の更新を今後していくというんですか、そういうふうなことも予算で出てたと思うんですけども、大変な費用もかかると思います。現状を教えてください。

まず1番目に、どれぐらいの頻度で小・中学校で授業に使っているのかというのが1番目でございます。

それから、自宅に端末を持ち帰って勉強してもいいということだそうなんですけれども、その辺がどういうふうになっているのか、使っているのか教えてください。

それから、その中で、各個人個人に使わせてるんで、トラブルがなったら大変だというふうに思います。トラブルはないのか、それはどのように管理されているのかというのが3番目。

それから最後に、新しいこの方法で学校の先生方も大変じゃないかなというふうに、教師にとっての受け止めはどうなのか、そういう負担に感じるというふうなことはないのか、そういう点もお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

西中議員からいただきました、タブレット端末を使った学校教育の現状と問題点の御質問にお答えいたします。

1点目のどれぐらいの頻度で授業に使っているのかについてですが、タブレット端末は、ノートや筆記具と同様に、文房具の一つとして、およそ六、七割の授業で活用しております。具体的には、児童・生徒はほぼ毎時間、すぐにタブレットが活用できる状態で授業に臨んでいるということになります。

授業の中では、児童・生徒一人一人が自分なりの学び方や学習進度に合わせて自身で判断し選択して活用するなど、一律に活用する場面ばかりではないため、各種調査結果において活用頻度についての児童・生徒の認識にはばらつきがありますが、令和3年度から始まった1人1台のタブレット端末の活用は、約4年を経て、現在では、学習の充実に効果的な場面が吟味され適時適切に活用されているところです。

2点目の自宅学習でも使っているのかということについては、全校で活用しており、ネットワーク環境が整っていない家庭にはモバイルルーターを貸し出しています。学習支援アプリの連絡帳機能を活用して、タブレット端末でその日の宿題や次の日の時間割を確認するようにしている学校もあります。

自宅学習の内容については様々であり、紙媒体等での学習も並行しながら、タブレットドリルで反復学習をする、自主学習で調べたことをスライドにまとめる、スピーチや音読を動画に撮影し練習するなど、タブレット端末の利点が生きた学習において、発達段階に応じて自宅でも活用しているところです。

3点目の機器のトラブルについては、教師も児童・生徒も機器の扱い方には十分留意しておりますが、令和6年度中は現在までに49台の修理を行いました。加えて25台の修理予定があり、計74台を修理することとなります。

修理内容は、電源が入らない、タッチパネルが反応しないなど様々で、令和6年度の当初予算では36万4千300円の修理費を計上いたしておりましたが、おおむね想定どおりの修理内容、修理費となっております。

なお、不具合が生じた際には、予備機などを活用し、児童・生徒の学習への影響がないよう努めているところです。

4点目の教師にとっての受け止めですが、現在では授業で活用することが当たり前になっており、学びを深めるために必要なツールの一つと受け止めております。アプリ等の変更に際しては一時的に教職員の負担感が増すことも考えられますが、教育委員会やメーカーによる研修会、活用方法の動画作成、配信等で教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、各校へICT支援員を派遣して、活用補助やトラブル対応を行っております。

また、アプリ等の選択導入に当たっては、教育効果、汎用性、操作性、コストパフォーマンスを慎重に検討しており、結果として、導入時の負担感よりもタブレット端末活用の利便性、有効性が感じられているところです。

今後も、学校教育において効果的にタブレット端末を活用し、全ての児童・生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 機器のトラブルがかなり、49台とか74台修理したって言われたんですか。いうことで、大変それはびっくりしました。

それから、タブレットドリルという言い方をされたんですよね。ですから、それは要するにタブレットを通じて宿題をしてるというか、そういう状況が実際あるんでしょうか、それが一つと、各校へ指導員というふうにおっしゃったんですけど、それはどこから来るのか。それは、タブレットを購入してるんで、そのメーカーさんから来るんですか。その辺がちょっと分からなかったんですけども、ということでございます。

あとそれから、もう最後、これは余談になるんですけど、いわゆる学力検査っていうんでいろいろと調査しますね。そういうことで、タブレットを通じてその調査もしてるんですかね。だから、そういう意味で、ある意味でそういうことが、タブレットが非常にデータ収集に利用されているのではないかなというふうに思うんで、その辺はどういうふうになってるのか教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、分かるようでしたら、デジタル教科書というのもあるというふうなことも聞いてます。その辺はどうなんですか。よろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

まず、タブレットドリルについて、順番が前後するかもしれませんが、お答えいたします。

これは、いわゆる紙媒体でのドリルを端末上で行うことができる。そして、先ほど学力調査結果のデータ等のお話もありましたけれども、このデータが収集されて、個別に最適な問題がそこから出題されるということもできるようになっております。

それから、ICT支援員ですけれども、現在は企業から派遣されている者がいるところです。

そして、デジタル教科書についてですけれども、デジタル教科書は、教師用については全教科ですけれども、児童・生徒のデジタル教科書については、教育効果を考え、それから県の補助等も活用しながら、英語は全学年で、そして小学校では、加えて算数で現在のところは活用をしているところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 分かりました。

タブレットドリルというふうなものもあるんだということで、じゃあ要するに、大体基本的には、毎日持ち帰って、そのタブレットを使って、そういう、いわゆる宿題というふうなものがあるということなんだろうと思います。

もう時間がないのであれです。

要するに、じゃあ最後に、子供たちがタブレットについてはどのような受け止めをしてるのか、そこだけ心配なので、そこだけひとつよろしくお願いします。

○議長（広瀬正男君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

調査結果の一つによりますと、子供たちは、タブレット端末があることで学習が分かりやすいという肯定率が90%近くになっているというところでございます。

○議長（広瀬正男君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ちょっとまだ、本当に現場を見て評価をしないといけないというふうに思ってるんですけども、かなり頻繁に、そして毎日のように、タブレットに、毎時間のように使って家でも勉強してるという点で、それが使える子にとっては非常にいいだろうと思うんですけども、若干、そういう全体の本当の現状というか、それは現場で見ないとなんか、その点はまたお邪魔して勉強させていただきたいと思います。タブレットが学校現場で役に立つようにぜひ利用していただきたい。いいように、勉強が深まるようによろしくお願いします。

じゃあ、終わります。

○議長（広瀬正男君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼します。

先ほど私の答弁の中で、水源井に流れ込む水のことを伏流水と申し上げましたが、正しくは地下水でございます。訂正いたします。

○議長（広瀬正男君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

24日月曜日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時00分 散会

令和7年第3回和気町議会会議録（第18日目）

1. 招 集 日 時 令和7年3月24日 午前9時00分
2. 会 議 の 区 分 定例会
3. 会議開閉日時 令和7年3月24日 午前9時00分開議 午前10時59分閉会
4. 会 議 の 場 所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

2番 山 野 英 里	3番 山 田 浩 子	4番 我 澤 隆 司
5番 従 野 勝	6番 神 崎 良 一	7番 山 本 稔
8番 居 樹 豊	9番 山 本 泰 正	10番 西 中 純 一
11番 当 瀬 万 享	12番 広 瀬 正 男	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 啓 補	副 町 長 今 田 好 泰
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 則 枝 日出樹
危機管理室長 河 野 憲 一	財 政 課 長 海 野 均
まち経営課長 寺 尾 純 一	民生福祉部長 万 代 明
住 民 課 長 竹 内 香	健康福祉課長 松 田 明 久
産業建設部長 西 本 幸 司	産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司	上下水道課長 柚 本 賢 治
総務事業部長 永 宗 宣 之	会 計 管 理 者 清 水 洋 右
教 育 次 長 新 田 憲 一	学校教育課長 嶋 村 尚 美
社会教育課長 森 元 純 一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 1 1 号 和気町農業委員会委員の任命について	同意
	議案第 1 2 号 田原用水組合規約の変更について	原案可決
	議案第 1 3 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 8 号）について	原案可決
	議案第 1 4 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 5 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 6 号 令和 6 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 7 号 令和 6 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 8 号 令和 6 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 9 号 令和 6 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 2 0 号 令和 6 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について	原案可決
	議案第 2 1 号 令和 6 年度和気町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 2 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
	議案第 2 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
	議案第 2 4 号 和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 2 5 号 和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 2 6 号 和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 2 7 号 和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 2 8 号 和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第 29 号 和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例について	原案可決
	議案第 30 号 和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 31 号 和気町下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 32 号 令和 7 年度和気町一般会計予算について	修正可決
	議案第 33 号 令和 7 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	原案可決
	議案第 34 号 令和 7 年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	原案可決
	議案第 35 号 令和 7 年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
	議案第 36 号 令和 7 年度和気町介護保険特別会計予算について	原案可決
	議案第 37 号 令和 7 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
	議案第 38 号 令和 7 年度和気町駐車場事業特別会計予算について	原案可決
	議案第 39 号 令和 7 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	原案可決
	議案第 40 号 令和 7 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	原案可決
	議案第 41 号 令和 7 年度和気町地域開発事業特別会計予算について	原案可決
	議案第 42 号 令和 7 年度和気町上水道事業会計予算について	原案可決
	議案第 43 号 令和 7 年度和気町簡易水道事業会計予算について	原案可決
	議案第 44 号 令和 7 年度和気町下水道事業会計予算について	原案可決
	議案第 45 号 町道路線の認定について	原案可決
	請願第 1 号 食料・農業政策の見直しを国に要請する請願書	趣旨採択
	請願第 2 号 「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願	趣旨採択
	陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	趣旨採択
日程第 2	発議第 1 号 和気町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	発議第 2 号 和気町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決
日程第 3	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長（広瀬正男君） 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（広瀬正男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

次に、去る3月18日、議会運営委員会を開き協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本泰正君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る3月18日火曜日、本会議終了後、3階第3会議室におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、各常任委員長及び特別委員長から付託案件の審査結果の報告があり、その後、各委員長から委員長報告がございます。この後でございます。

次に、修正動議1件の申出がございます。

次に、討論の申出については、議案第32号に対しまして、原案賛成討論2件、修正案賛成討論2件の申出がございます。

次に、先般、議会全員協議会において協議した条例案について、発議第1号及び発議第2号として提出をいたします。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されておりますので、本日の議題としております。

以上、委員長報告といたします。

○議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長（広瀬正男君） 日程第1、議案第11号から議案第45号までの35件、請願2件及び陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鵜飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長（居樹 豊君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和7年第3回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案9件及び陳情1件について、去る3月13日午前9時から議会議場におきまして、委員4名出席、1名欠席、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第13号令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第24号和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第25号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第26号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程におきまして、次のような質疑、答弁がありました。

委員のほうから、現在、町費教職員は何名いるのか、また一学級の標準人数は何人かとの質疑に対し、町費教職員は、令和7年度の予算では町費負担教職員3名分を計上していると。また、県の基準では標準クラスは1年生から6年生まで35人、和気町の基準では1年生、2年生が30人、3年生から6年生まで35人となっているとの答弁がありました。

次に、議案第27号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算についてであります。議案第32号に対する修正案が西中議員から提出されました。

同議員から、長年、人権事業を行い、差別が解消されてない段階で、いまだに2,900万円余りの予算が計上されているほか、差別のない和気町をつくるんだから、不必要なこの事業をやめたほうが差別解消につながるため、この予算修正案を提出した。修正内容は、歳入では隣保館運営補助金の減額、歳出では隣保館管理費、人権啓発推進費及び集会所管理費の減額と予備費での調整で、歳入歳出それぞれ104億314万4,000円とする提案がありました。

修正案に対する質疑は特になく、議案第32号に対する修正案以外の審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、教材備品購入費6,725万円は、タブレット端末、何台購入するのかとの質疑に対し、現在使用している端末は令和2年度に整備したもので、耐用年数5年が経過するため、今回、870台を更新するものであるとの答弁がありました。

別の委員から、教育総務費の夜間中学就学援助補助について、現在、夜間中学へ通っている生徒がいるのかとの質疑に対し、現在通っている生徒はいないが、令和7年4月から岡山市内へ新設されるため、予算措置を行うものとの答弁がありました。

別の委員から、公民館費の施設工事費365万円について、公民館横の公園遊具の更新との説明であったが、どのような遊具の設置を想定しているのかとの質疑に対し、現在の基準では、遊具が詰まり過ぎていて不備があるため、地元協議も含めて、具体的に内容は決定していないが、現在の点数よりも減ることになるという答弁がございました。

同委員から、小・中学校の給食無償化事業について、今、アレルギーがある子に対する給食の対応と私学の学校に通学している子への対応や、不登校など、長期休養中で通学できない子への現在の対応と、今後、無償化に向けてのその子たちへの対応はどうなるのかとの質疑に対し、アレルギーがある児童・生徒については、年度初

めに面談を行い、医師の指示に基づいた摂取できないものがあれば、献立表などに表記して、家庭での代替の食事の用意をお願いしている。また、長期に給食を止める場合は、3日目を目安にした申請により、学校と保護者が相談しての判断となると。私立の対応については、詳細は把握していないが、公立の学校については、近隣市町も含め、アレルギーや長期欠席の場合の給食対応は同様であると認識しているとの答弁がありました。

以上の審査の結果、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算に対する修正案については、賛成少数で否決されました。

続いて、原案については、賛成多数で原案可決であります。

次に、議案第37号令和7年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、陳情第1号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書についてであります。審査の結果、趣旨採択への意見が2名、不採択への意見が1名ということで、賛成多数で趣旨採択となりました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第22号から議案第27号まで、議案第37号の7件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第22号から議案第27号まで、議案第37号の7件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第24号和気町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号和気町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第27号和気町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第37号令和7年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。7件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号から議案第27号まで、議案第37号の7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

陳情第1号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書についてを採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） それでは、厚生産業常任委員長の報告をさせていただきます。

3月13日午後1時から議会議事堂において、委員全員、執行部から町長、副町長、担当部課長出席の下、議案25件、請願2件について慎重に審議しました。その結果を報告いたします。

まず、議案第11号和気町農業委員会委員の任命についてであります。特に意見もなく、全会一致で任命に同意であります。

次に、議案第12号田原用水組合規約の変更についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第13号令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、委員より、タクシー利用の助成金の減額の理由はとの質疑に対し、当初、対象者の4割ぐらいを見込んでいたが、実際は4%しか利用がなかった。広報活動等で、今後、利用増に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第15号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）についてであります。これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第16号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第17号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第19号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第20号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第21号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第28号和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第29号和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例についてであります。全会一致で原案可決であります。

審査の過程で、委員より、設備機器はどうなるのかとの質疑に、使用を中止して長期間になり、老朽化もしているため、再利用は検討せず、廃棄の方向で考えているとの答弁がありました。

次に、議案第31号和気町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算についてであります。委員より修正案が提出されました。

ので、まず修正案について説明を求めました。

提出委員より、佐伯地域、山田地域に限らず、地域振興策は大変重要であるが、運営のめどが立っておらず、現状の提案ではリスクが大きく、産業振興施設関係の予算全部に反対である。令和5年9月に基本計画作成委託料が予算化されましたが、5年度には執行されず、6年度に繰り越され、結果が出たのは3月議会の全員協議会です。それと同時に、実施設計委託料が計上されたわけで、正確な判断ができません。そのため、12月議会で提出されるべきではないでしょうか。昨年6月以降、収支計画、民間委託調査書などの作成という項目がありますが、今回も提出されておりません。内容に斬新なものでなく、産業施設やコミュニティ施設が必要なら旧山田小学校の利用を図るべきで、農産物の販売ならJAや和気鶴飼谷温泉の販売所もあります。人口減少局面で、これ以上の財政負担とともに人的な負担を含め、かけるべきではない。運営については、町民が案を見てうなるような仕組みやアイデアがあればですが、現状プランでは全く感じられません。テナント3軒を入れて運営費を賄うようですが、具体的なテナント決定どころか、想定テナントも出ていない状況です。また、避難所として想定されるが、大雨洪水時に濁流となる吉井川の合流点で、川べりに盛土をしたような避難所では、適切でないと思います。このことから、産業振興施設に対する全ての皆減を求め、修正案を提出したとの説明がありました。修正案の数字的なものは、後ほど御覧ください。

修正案の質疑に入り、委員より、この事業は、平成29年に佐伯地区18の区長、3名の議員から請願書が提出されたもので、これについて執行部から提案されたものである。産業振興に必要な施設と言いながら、反対は理解できない。旧山田小学校は某大学がウナギの養殖で話が進んでいる。リスクが大きい事業だと言うが、大ざっぱに5億円かかる事業でも、過疎債の適用で1億5,000万円で行える。管理運営も、当初の請願では公設民営だが、高齢化で地域で運営することも難しい中、テナント制度を用いて、収支的にもとんとんできるような状況の中、なぜなのか。運営費等についても、テナントということで設計委託費を落としてしまえば、委託もできない。せめて設計委託料ぐらいは残して、詳細が分からないという説明であったので、これを委託設計し、そこから詳細な協議を進めていくのが議会の筋ではないかとの質疑に対し、現状はどうか、その調査はされていない。地元の生産者組合などでやってほしい。だけど、高齢化でできない。その中で、運営ができるのか、地元産品を売るのであれば、和気鶴飼谷温泉がありますし、十分な審議がされていません。町としての考えが出ていない、アイデアも弱い、商品売りたいという熱意が伝わってこない。少人数なら、先ほども言いましたが、近くの販売所に持っていく、利用していただければいいですし、過疎債を使っても1億5,000万円かかるので、少しの利益では、修繕費もかかり、運営は厳しいのでは。反対であるとの説明に、委員より、小学校はとの質疑に、小学校のことはどこまで進展してるのか分からない。大きな建物なので、全部使うことはない。コミュニティ施設や簡単な販売施設であれば、教室2つぐらいで十分、場合によっては校庭のほうでもできないことはないとの回答がありました。

また、委員より、私が聞いたのは、反対意見は1人で、他の町民からはぜひやってよという声を聞いています。そんな中、執行部から提案があったものを修正で落とすということは、非常に憤りを感じています。提案者が地域の振興のために必要な施設ではないかと言っている中で、ここで修正ではなく、一部修正、あるいは附帯決議で設計委託料ぐらいはここで認めて、詳細な設計を出していただき、議論するのが筋ではないでしょうか。せっかく地域が盛り上がりとしているのを議会が抑えるということは駄目だと思いますとの質疑に対し、当然、ただできるのであれば、誰だって賛成すると思います。私もそういった意味で申し上げたので、当然、地域振興は非常に重要な問題なんで、そういう意味では、少なくとも運営のめどが立っていると、民間企業が積極的に出てくるとか、そういう条件があつての話です。基本設計も中身をもっとブラッシュアップしていいものにして出してもらわないと、1年以上かけて、上程と同時に出てきたんでは判断できないとの回答がありました。

また、委員より、行政というものはどういうものかというのは理解してほしい。採算が合わない事業をしない

のなら、図書館もグラウンドも要らないでしょう。採算が合わないことを地域のためにやるのが行政です。そこらあたり、議員として一番に認識してほしい問題ですとの質疑に、手を出してはいけないとは言っていない。当然、産業振興施設であれば、そういう観点も必要だ。これから人口減少で和気町も8,000人になる。そういう中で、こういうハードを増やしていくのは、よほど町民が納得する内容でないとやるべきでないと考えますとの回答があり、修正案に対する質疑を打ち切り、議案第32号に対する修正案以外の質疑に移り、別の委員より、産業振興設備事業基本計画で数値的な計画書を出してほしい。それと、テナントの下調べなどあったら教えてほしいとの質疑に、基本計画の中で、数社、民間意向調査ということでヒアリングしており、日用品の販売、コンビニ、自動販売機業者、飲食店、スーパーなど、意見を聞いており、出店の可能性があるものやないもの、様々な意見をいただいていますとの答弁がありました。

同委員より、事業の総額は出ているが、1案、2案、3案ぐらい出すのが普通の計画である。検討した資料があるなら出してほしいとの質疑に対し、収支計画は、今回、2階建てで選定しており、計画の中では3案検討しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、観光施設工事費、これだけお金をかけて、どのぐらい整備出来て、集客はどのぐらい見込んでいるのか、また今の集客率が分かれば教えてほしいとの質疑に、これは美しい森の大型遊具の更新事業で、今のものより少し小型で遊びやすいものにする予定であり、今年度の2月までですが、全体で約3,800万円の収益で、人数は2,500人です。これからも集客に力を入れていきたいと思っていますとの答弁がありました。

また、別の委員から、今年度のすももの生育とか売上げとかが分かれば教えてほしい。6年度、上がっていたブルーベリーの売上げはもうやらないのか。利用者支援事業委託料でプレーカーという話があったが、活用する方法について分かれば教えてほしい。また、育児支援サービス利用事業の内容について教えてほしい。また、带状疱疹ワクチンの町の補助は変わらないのか。また、藤公園の駐車場の照明とイベントの在り方について検討されていれば教えてほしいとの質疑に、今年度のすもものについては、若木で甘みがつかなく、鳥獣害やひょうの被害もあって、収穫販売まで至らなかった。ブルーベリーは小規模栽培で、人件費や他の経費を割くと効率的ではなく、予算計上しなかった。また、利用者支援事業は国の事業で、身近な場所での相談や情報提供、助言など、必要な支援を行うもので、出張相談ということで、プレーカーを活用するようにするものです。また、育児支援サービス利用支援事業は、保護者が一時的に児童を保育できなくなった場合、保護者の代わりに保育を行った場合の利用料金を、上限1時間1,000円で町から補助するものです。それから、带状疱疹ワクチンですが、定期接種に伴い、ワクチンの接種に係る自己負担は、生ワクチン1回接種で2,700円、不活化ワクチンは1回7,000円の自己負担で、今年度から任意で受けられるワクチン接種については予算を残していこうと思っている。駐車場の照明についてありますが、既存の照明については修理しておりますが、駐車場が暗いので、照明のレンタルで対応していこうと思っている。併せて今年度については、夜の藤を楽しんでもらう広告宣伝をしており、駐車場についても地元企業さんに頼んで、渋滞対策に向けていくように協議しています。併せてガードマンの増員なども含めて対応していきますとの答弁がありました。

議案の採決に先立ち、修正案に対する反対討論、賛成討論の後、まず修正案に対する採決を行い、賛成多数で修正案可決となりました。

次に、修正案を除く原案については、全会一致で可決されました。

次に、議案第33号令和7年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

議案第34号令和7年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第35号令和7年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第36号令和7年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第38号令和7年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第40号令和7年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてであります。これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第41号令和7年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第42号令和7年度和気町上水道事業会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

審査の過程で、委員より、漏水関係の経費はどれぐらいかかっているのか、町内ではどのように調べているのか教えてほしいとの質疑に対し、水道管に係る経費として、昨年、今年とも2,500万円程度かかっています。漏水ですが、送った量よりも使用した量の差が生じてきます。定期的なそういった数字の洗い出しをして、地域の漏水を把握し、聴診器を当てて調査をしています。専門ではないので、業者に委託して位置を特定したりしています。早めの対応が取れるよう、職員9名が24時間365日、当番制で対応していますとの答弁がありました。

次に、議案第43号令和7年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第44号令和7年度和気町下水道事業会計予算についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第45号町道路線の認定についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、東大谷線や小松原線は何か理由があったのかとの質疑に、東大谷線については組合という形で造っており、その移管の話が担当課まで届いていなかった。また、小松原線は東小松原のほうで企業が造った橋梁ということで特に認定してなかったが、地元の要望で町道にしたいとの答弁があり、同委員より、この機会に再調査をぜひとの要望がありました。

次に、請願第1号食料・農業政策の見直しを国に要請する請願書についてであります。特に質疑もなく、賛成多数で趣旨採択であります。

次に、請願第2号「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願についてであります。これも特に質疑もなく、賛成多数で趣旨採択であります。

以上で委員長報告といたします。

○議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第11号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

議案第11号和気町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号に対する委員長の報告は、同意であります。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬正男君） ありがとうございます。起立全員。

したがって議案第11号は、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第12号、議案第14号から議案第17号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第28号及び議案第29号、議案第31号、議案第33号から議案第36号まで、議案第38号及び議案第40号から議案第45号までの22件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第12号、議案第14号から議案第17号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第28号及び議案第29号、議案第31号、議案第33号から議案第36号まで、議案第38号及び議案第40号から議案第45号までの22件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第12号田原用水組合理約の変更について、議案第14号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第15号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）について、議案第16号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第17号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第19号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第20号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第5号）について、議案第21号令和6年度和気町下水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第28号和気町ひまわりハウス条例を廃止する条例について、議案第29号和気町三保高原りんご工房条例を廃止する条例について、議案第31号和気町下水道条例の一部を改正する条例について、議案第33号令和7年度和気町国民健康保険特別会計予算について、議案第34号令和7年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について、議案第35号令和7年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号令和7年度和気町介護保険特別会計予算について、議案第38号令和7年度和気町駐車場事業特別会計予算について、議案第40号令和7年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について、議案第41号令和7年度和気町地域開発事業特別会計予算について、議案第42号令和7年度和気町上水道事業会計予算について、議案第43号令和7年度和気町簡易水道事業会計予算について、議案第44号令和7年度和気町下水道事業会計予算について、議案第45号町道路線の認定について、以上22件に対する委員長の報告は、原案可決であります。22件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号、議案第14号から議案第17号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第28号及び議案第29号、議案第31号、議案第33号から議案第36号まで、議案第38号及び議案第40号から議案第45号までの22件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

請願第1号食料・農業政策の見直しを国に要請する請願書についてを採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、請願第2号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

請願第2号「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願についてを採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和7年第3回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案5件につきまして、去る3月12日午後1時から議会本会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず、議案第13号令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）及び議案第18号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）の2議案についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

冒頭、支配人の細部説明に引き続き、委員から、トップセールスを含めての売上達成の方策はどうなっているかとの質疑に対し、神戸方面をメインに広告を行い、集客に力を入れた。また、ホームページもリニューアルするので、準備でき次第、稼働していく。会議など、様々な場面で温泉PRを行っているが、目標まで達成できていない。今後も機会があるごとに温泉PRを行いたいとの答弁がありました。

次に、議案第30号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算及び議案第39号令和7年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算の2議案についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

質疑の中で、前年度売上げ比128.1%ということが上げられているが、本当にいくのかということで質疑がありました。答弁としては、6年度決算見込みだと、条例改正によった宿泊費の増額を見込んだものをプラスしている。温泉利用でも11万8,000人、大人の利用を見込んでいます。温泉1回、今度、100円アップになるので、10万人とすると1,000万円プラスになる。それから、1日100万円売上げがないと駄目だが、この予算だと90万円もいかないような数字だが、どういう方策を考えているかという質問に対して、イベントとの関連もある。結果が見えるものを何かしら進めていきたいと答弁がありました。また、神戸新聞の広告で効果があったと言われたが、350万円の予算も取られているが、今後、どんなスケジュールでその広告をやっていくのかということが質疑されました。そして、答弁としては、ゴールデンウィーク明けの閑散期に向けて何らかの手段を考えていくという答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第18号、議案第30号及び議案第39号の3件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第18号、議案第30号及び議案第39号の3件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第18号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第30号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号令和7年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号、議案第30号及び議案第39号の3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第13号を採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第13号令和6年度和気町一般会計補正予算（第8号）について、各委員長の報告は、原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩とします。

午前 9時53分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算については、西中純一君からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

また、厚生産業常任委員会では、委員長報告のとおり修正案が可決していますので、これを本案と併せて議題とします。

初めに、修正案の提出者であります西中純一君に説明を求めます。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 人権事業2,300万円余りを削除する一般会計の修正案の動議でございます。

この修正案を出す趣旨説明でございますが、以前は、人権条例に基づく予算があるということで一般会計全体に反対していたんですが、それではおかしいということで、それから今回の一般会計の中には学校給食無償化に係る予算や児童の権利に関する条例、支援事業、太陽光発電事業、本荘小学校長寿命化事業など、健全な維持発展に欠かせない大切な事業があるということで、その点は賛成なので、問題があるこの人権事業に対しての修正

案でございます。

和気町では、国の同和対策特別事業というのもありましたが、その後、条例をつくりまして、この同和問題を中心にした人権事業ということで、毎年、多額の費用を投入しているということでありますが、そのことに対して、私としては、もう課題の解決は、実態としての差別は解消している、あとはもう本当の意識の問題だけだということですが、ほとんど差別はもう解消しているので、もう事業は必要でないと。21世紀になった現在も同様の施策を和気町では続けているが、これでは最終的な差別解消につながらず、差別意識を残していくということで、この予算の削除を提案するものであります。

実際の内容でございますが、この書類にありますように、一般会計を2,304万5,000円削除するわけですが、まず歳入のほうでございます。歳入歳出予算3ページのところでございます。これは、県の補助金683万2,000円を削って、そのような赤字の額になります。県支出金の、県の補助金のところが683万2,000円削除です。それから、諸収入のところの雑入で2万4,000円、そこを削りますので、併せて、これは歳入では685万6,000円を削るということになります。

歳出のほうでは、次の5ページを開けていただきまして、社会福祉費で1,578万6,000円削って、表記のような額になります。それから、社会教育費のところを725万9,000円削りまして、そのようになります。そして、一般財源が余ります。それを予備費のところへ1,618万9,000円を持ってきて、予備費がそのような、ちょっと足した額、3,555万1,000円になります。歳出合計自体が104億314万4,000円になるということでございます。

事項別明細は省略をいたしまして、具体的な項目を見てください。10ページにございます。

民生費のところでございます。隣保館運営事業補助金683万2,000円を削除をすると。それから、雑入のところで、11ページにあります、庁舎自動販売機手数料、これを2万4,000円削って39万円にそのなるということでございます。これは集会所の自動販売機手数料でございます。歳出のところでは、このように見ていただければ、社会福祉費のところの隣保館管理費でございますが、館長謝礼金を96万円を21万8,000円に減額する。いわゆるほかの地区館長と同じような謝礼金する。それから、需用費と清掃委託料、電気設備保守委託料、そういうものは残すということで、それ以外のものを削除するということでございます。それから、16、17ページへ移りまして、社会教育費のところで、人権啓発推進費、主なものは、負担金・補助及び交付金の補助金300万円と、それから8の旅費のところで人権研修旅費200万円でございますが、その他、同和教育に関わった業務委託料、啓発用備品購入費、こういうものも削除ということでもあります。

それから、最後、3番目の集会所管理費については、3つの館です。日笠下、それから塔田、西森、その3か所の集会所の管理費を全て削って、これは、通常は地区のコミュニティハウスと同じようなことで、地区の方に、利用するんであれば、負担していただくということに修正でございます。

以上、簡単でございますが、修正案の提案でございます。

○議長（広瀬正男君） ただいまの修正案に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、修正案に対する質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

次に、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算についての討論を行います。

原案に賛成討論の通告のありました居樹 豊君に発言を許可します。

8番 居樹君。

○8番（居樹 豊君） それでは、議案第32号令和7年度一般会計予算につきましての賛成討論を行います。

少子・高齢化によりますます過疎化が進む佐伯地域におきましては、いわゆる買物、地域交通など、日常生活の利便性向上、それから地域コミュニティの拠点としての複合施設の開設がこれまで要望されてまいりました。そして、和気町にとっても、佐伯地域の地域資源を生かした観光振興によるにぎわいの創出というのは喫緊の課題であると、人口減少の下でもそういうにぎわい創出ということをやっていかなければなりません。こうした施策の推進のために、地域交流施設、これはぜひとも必要であると私は考えております。

しかしながら、今回事案につきましては、本会議においても特に質疑、意見もなく、特に質疑、意見もなくです。厚生産業常任委員会でききなり予算案削除ということで、この施設は必要ないということで、もうゼロベースでという修正案が出されまして、賛成多数で委員会は可決されたものでございます。修正理由は、新聞等にも出しましたが、失礼ながら、やや説得力に欠けております。これまでの議論経過、これ、古く言えば平成29年の請願採択もありますけれども、これを置いといても、昨年の6月に全員協議会も開かれておるところでございます。それから、今回ありますように、直前と言いながら、今回、議会当初に全員協議会ということで、基本計画の詳細な図面等、提示されまして、しかしながら、大きな質疑等、本来、判断基準が難しければ、その時点で質問等すべきですけれども、その辺は私にとってみたらいきなりということで、この議論経過というのがなければ問題ですけれども、当然、議論経過は押さえてやっとります。そういうところで、議論が深まってないからということで、修正削除ということは、私は到底納得できないということでございます。これも失礼ながら、初めから、そういう議論経過を踏まえての修正であればともかく、特になくていきなりということですので、私は初めから反対ありきとは思ってはおりません。が、しかし、そうであるならば、十分議論を尽くしていくことが、議会本来の在り方ではないでしょうか。議会として、もっと議論を深め、佐伯地域の活性化、佐伯地域の振興、それから和気町の観光振興、これにつきまして、もっと真剣に議論していくことが必要であると思っております。

以上、産業振興施設整備の原案に対する賛成討論とし、議員の皆様方の御理解、御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（広瀬正男君） 次に、修正案に賛成討論の通告のありました我澤隆司君に発言を許可します。

4番 我澤君。

○4番（我澤隆司君） それでは、議長より許可をいただきましたので、修正案への賛成討論をさせていただきます。

山田地域に限らず、和気町内においても、地域振興策は大変重要と考えます。しかし、今回の提案では、アイデアも乏しく、運営や経営のめどが全く立っていません。基本計画業務作成委託料629万円は、令和5年9月に予算化されました。しかし、令和6年度に繰り越され、その結果が提出されたのは、このたびの3月議会の全員協議会であります。しかも、約束されておりました収支計画書、民間意向調査等の報告も上がっておりません。同日に、令和7年度の土地購入費、実施設計委託料などの5,601万1,000円が上程されたわけです。まず、これでは判断ができません。せめて12月議会の全員協議会などで提出されるべきではないでしょうか。内容的にも斬新ではなく、安定して運営的、経営的にも継続できるようなものではありません。先日、竣工されました地域学習交流センターとは目的が全く違います。集客するアイデアや仕掛けが重要と考えます。それは全く感じられません。提出されている案は、テナントを3店舗入れる、ほぼ産業振興施設と考えられますが、何も決まっていないのが現状です。地元の生産者組合などの動きも感じられません。コンビニの誘致の話もお聞きしておりましたが、税金を億単位投入してコンビニ誘致では、あまりにも寂しい話です。テナント誘致には専門業者があるとの話もありましたが、まずは和気町の執行部の皆さんが、これをとる企業に対して直接アプローチするべきだと考えます。それでこそ、執行部に今後のノウハウが蓄積されていくわけです。

建設場所ですが、どうしてもこの地域に産業振興施設やコミュニティ施設が必要ならば、まずは町所有の耐震化もされた地域のシンボル、レガシーとも言える旧山田小学校跡地の活用を図るべきだと考えます。さらに、景

色もよいし、避難所にも指定されています。安全な大型複合施設になると思います。今あるものの活用を進めていただきたい。近くには、和気町では3件しか指定されていない岡山県の登録有形文化財の旧村役場跡の佐伯町ふるさと会館もあります。そういった視点も必要でしょう。避難所としても想定しているようですが、最も考えられる大雨洪水時に、濁流となる吉井川のカーブする合流点で、しかも川べりの盛土の上に建つ避難所では、適地とは思えません。そういった意味でも、高台である耐震化もされた旧山田小学校跡地の整備をしたほうがよいと考えます。地元の農産物の販売であるならば、和気鵜飼谷温泉やJ Aの販売所もあります。和気鵜飼谷温泉であれば、距離的にも近いですし、集客も既に各地から毎日安定しております。現状、販売者は1名ですが、大変喜ばれており、よく売れているというふうにお聞きしています。活用すれば、町としても温泉の活性化にもなりますし、有効であると考えます。

財政的な観点からいえば、和気鵜飼谷温泉でさえ、長年の努力にもかかわらず、今年度は大型投資もありますが、2億円以上の赤字、来年度も前年度比128%の高い予算を達成したとしても、9,000万円の赤字が想定されています。今、建設費が幾らかかるという話だけではありません。人口減少局面で、今後、これ以上、継続的な町への財政負担とともに、人的な負担をかけるべきではないと考えます。

以上の趣旨から、修正案への賛成討論といたします。

議員の皆様、御賛同いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） 次に、原案に賛成討論の通告がありました山本泰正君に発言を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 私は、議案第32号の令和7年度和気町一般会計予算に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

問題になっております産業振興施設整備事業ではありますが、学校統合により山田小学校が廃校となっております。コミュニティの核がなくなり、非常に寂しい思いをしている地域であること、また風光明媚な場所であることから、外来者の集客と併せ、最適であると考えられます。現時点での基本計画では、触れ合いの場のみならず、買物支援施設、また災害時の避難場所としての機能を持った施設でもあり、当山田地域にとって必要不可欠な施設であるとともに、多くの地元民も喜んでいる声を聞いておりますし、賛成するものでございます。

そこで、これまでの経緯についてであります。まず平成29年12月議会において、佐伯地域の18区ある区長全員の請願要請について、当時の佐伯地域の3名の議員全員が紹介議員となり、全会一致で採択をされております。請願を採択した以上、議会はその実現に向け最善の努力をすべきであり、政治的、道義的責任を負うと、議員必携にも記載されているところでございます。当然、賢明なる議員の皆さんは周知のことと存じます。次に、令和5年9月議会において、産業振興施設整備事業基本計画、この予算が全会一致で可決され、先般、基本計画が出来上がり、今定例会の全員協議会で詳細説明もあったところでございます。基本計画とは概要的なもので、民間の意向調査、収支計画、概算工事等の積算であって、詳細設計ではございません。予算が可決されない限り、業者等の詳細協議はすべきではありません。この基本計画に基づき、今回提案されたのが、実施に向けた設計委託料及び用地購入費であります。同僚議員からも討論がありましたが、3月11日の質疑の際においては、反対等があるのであれば、反対できる意見の場があったにもかかわらず、全く質疑もなく、また反対意見もなく、委員会付託されました。その厚生産業委員会でも、執行部への質疑も意見もない中、修正案が提出され、その中で執行部への批判もあったものの、執行部が発言できない場面でありました。一方的な意見で、適正な議論もできない状況でした。委員会では、私も今までの経緯等を踏まえ、修正案に対し意見を述べさせていただきましたが、1対4で修正案は可決されました。一般的な常識では、請願というものは、住民の要望を議員が紹介者となって、執行部に対して事業実施するよう議会が後押しするものでございます。今回のように、全会一致で採択したものを、執行部が実施に向けて予算化した今回、反対するなど、到底考えられない状況でございます。

外圧が強かったのかなと私は感じております。

また、今回の討論、修正案の提出者が賛成討論する。私には全く理解できません。どのような理由なんでしょうか。

以上の経緯から、議会運営上、適切な議会運営とは思えません。私は、残念ながら、議会運営委員長という立場でございます。力不足と責任を痛感いたしております。

また、今回は、議会の構成替えにより、新議長、新副議長の下、スタートした初議会でもあります。良識ある健全な議会運営をすべきではないでしょうか。議員の皆さんも、請願の趣旨、今定例会までの議会での経緯を再度認識していただき、住民代表としての議員としてのプライドを持って、良識ある議員としての判断をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（広瀬正男君） 次に、修正案に賛成討論の通告のありました山田浩子君に発言を許可します。

3番 山田君。

○3番（山田浩子君） 議長の許可をいただきましたので、修正案に賛成の討論をさせていただきます。

このたびの産業振興施設の整備について、基本計画を作成されているようですが、今回の全員協議会で提出された資料には、概算工事費、地元の要望は示されていましたが、収支計画は示されておりませんでした。また、貸テナントを計画していらっしゃるようですが、具体的に入ってくれそうな業者がまだ分からない、有機農産物の販売や地元野菜を販売することも考えられているようだが、どういった体制でいるのか、ヒアリングもされておりません。また、サイクリングコースや登山コースとの連携ともありますが、土日、休日は来客が多いかもしれませんが、平日やシーズンオフの集客が少なくなる日、どのような運営をしていくのか、そういったところが全く見えておりません。総事業費が約5億円という高額な予算が必要である事業にしては、現在の計画ではあまりにも議論が深まっていないと考えます。執行部の方、また担当課の方の熱意も、いま少し感じられないところでございます。このような現状で、今回の用地買収、実施設計委託料の予算を計上されるのは、時期尚早ではないでしょうか。もっと議論を深めるべきだと思います。よって、このたびの修正案に賛成いたします。

以上、討論とさせていただきます。議員の皆様の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号令和7年度和気町一般会計予算についてを採決します。

なお、採決につきましては、修正動議が提出されている修正案と委員会修正案について採決を行い、いずれかの修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正動議が提出されている修正案と委員会修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

採決方法について、いま一度、申し上げます。

採決につきましては、修正動議が提出されている修正案と委員会修正案について採決を行い、いずれかの修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正動議が提出されている修正案と委員会修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。

起立した以外の人は、中立の立場も否決とみなしますので、申し添えます。

それでは、まず修正動議の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬正男君） ありがとうございます。起立少数です。

よって修正動議の修正案は、否決されました。

続いて、委員会修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬正男君） ありがとうございます。起立5名です。賛成反対は同数です。

地方自治法第116条第1項によって、議長が本件に対して採決をします。

委員会修正案については、厚生産業常任委員会で意思表示を行っております。

よって議長は、可決とします。

続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬正男君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（広瀬正男君） 日程第2、発議第1号和気町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について及び発議第2号和気町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを一括議題とし、提出者であります山本泰正君に提案理由の説明を求めます。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） それでは、発議第1号和気町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び和気町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するもので、提出者は、私、山本泰正でございます。賛成者は、從野 勝、神崎良一、山本 稔、居樹 豊、当瀬万享であります。

この条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上及び行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月1日から施行されることになりました。このため、当議会においても4月1日施行に向けての、別紙のとおり、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、先般の議会全員協議会において説明しましたので省略をしますが、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

発議第2号和気町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び和気町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するもので、提出者は、私、山本泰正、賛成者は、從野 勝、神崎良一、山本 稔、居樹 豊、当瀬万享であります。

この条例制定については、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことを踏まえ、町に対し、請負をする議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の請負の状況の透明性の確保に資するため、別紙のとおり、関係条例を制定するものでございます。

詳細は、先般の議会全員協議会において説明しましたので省略しますが、御審議、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬正男君） これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認めます。

次に、発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第1号及び発議第2号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号及び発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第1号及び発議第2号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第1号和気町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、発議第2号和気町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号及び発議第2号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（広瀬正男君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和7年第3回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきまして提案いたしました諮問1件、補正予算9件、条例改正及び廃止10件、一般会計をはじめとする当初予算13件、道路認定1件、その他2件につきまして、慎重に御審議をいただき、御苦労さまでございました。

議員の皆様方におかれましては、新年度を迎えるに当たり、健康に留意され、ますます町政発展のため御活躍されますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（広瀬正男君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

今期定例会は、令和7年度を迎えるに当たって最も重要な当初予算をはじめ、多くの案件が審議されました。審議の過程においては、常に長時間にわたる活発な議論が繰り広げられ、議員の皆様並びに執行部の皆様には、さぞかしお疲れのことと拝察いたします。

執行部におかれましては、今議会において議決されました令和7年度の主要事業の執行に向けて、太田町長の施政方針に基づき、鋭意努力いただきたいと思います。議会といたしましても、引き続き協力してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議員各位におかれましても、健康には十分注意され、常に住民の目線に立った議会活動に邁進していただき、町政発展のために皆様方の一層の御協力と御努力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして令和7年第3回和気町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月24日

和気町議会議長 広 瀬 正 男

和気町議会議員 我 澤 隆 司

和気町議会議員 從 野 勝